

令和6年第1回（3月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和6年 3月6日 開会

令和6年 3月21日 閉会

東伊豆町議会

令和六年

第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和6年第1回東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	5
○一般質問	16
楠 山 節 雄 君	16
栗 原 京 子 君	29
西 塚 孝 男 君	41
稲 葉 義 仁 君	46
山 田 直 志 君	62
山 田 豪 彦 君	78
○散会の宣告	86

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	89
○出席議員	90
○欠席議員	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90

○職務のため出席した者の職氏名	9 0
○開議の宣告	9 1
○議事日程の報告	9 1
○一般質問	9 1
須 佐 衛 君	9 1
鈴 木 伸 和 君	1 1 0
○専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手数料徴収 条例の一部を改正する条例）	1 2 6
○専決承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 6 号））	1 2 9
○議案第 1 号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	1 3 1
○議案第 2 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例について	1 3 3
○議案第 3 号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について	1 3 4
○議案第 4 号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について	1 3 7
○議案第 5 号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	1 3 9
○議案第 6 号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一 部を改正する条例について	1 4 1
○議案第 7 号 令和 5 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）	1 4 2
○議案第 8 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 5 6
○議案第 9 号 令和 5 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	1 5 9
○議案第 1 0 号 令和 5 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 6 1
○議案第 1 1 号 令和 5 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）	1 6 6
○議案第 1 2 号 令和 5 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算 （第 1 号）	1 6 8
○議案第 1 3 号 令和 5 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 4 号）	1 7 1
○散会の宣告	1 7 3

第 3 号 (3月8日)

○議事日程	175
○出席議員	175
○欠席議員	175
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	175
○職務のため出席した者の職氏名	176
○開議の宣告	177
○議事日程の報告	177
○議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算	177
○議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	177
○議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	177
○議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算	177
○議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	177
○議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	177
○議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	177
○議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算	177
○散会の宣告	204

第 4 号 (3月21日)

○議事日程	205
○出席議員	205
○欠席議員	205
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	206
○職務のため出席した者の職氏名	206
○開議の宣告	207
○議事日程の報告	207
○議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算	207
○議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	207
○議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	207

○議案第 17 号	令和 6 年度東伊豆町介護保険特別会計予算……………	2 0 7
○議案第 18 号	令和 6 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算……………	2 0 7
○議案第 19 号	令和 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算……………	2 0 7
○議案第 20 号	令和 6 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算……………	2 0 7
○議案第 21 号	令和 6 年度東伊豆町水道事業会計予算……………	2 0 7
○動議の提出について……………		2 1 6
○日程の追加について……………		2 1 6
○発議第 1 号	議案第 14 号令和 6 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決 議について……………	2 1 7
○議案第 22 号	東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	2 1 9
○同意案第 1 号	東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	2 2 1
○同意案第 2 号	東伊豆町教育委員会教育長の任命について……………	2 2 2
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について……………		2 2 3
○閉会の宣告……………		2 2 3
○署名議員……………		2 2 5

令和6年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月6日（水）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠 山 節 雄 君

1) 観光素材の磨き上げについて

2) 地元桜の活用について

3) 防災対策について

2. 7番 栗 原 京 子 君

1) 発達障害児の支援について

3. 8番 西 塚 孝 男 君

1) 平日に小・中学校を休める制度の導入について

2) 防災対策について

4. 6番 稲 葉 義 仁 君

1) 保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する方針及びそれに関連する機構改革について

5. 14番 山 田 直 志 君

1) 河津町・東伊豆町間の道路整備について

2) 職員の専門性を高めることについて

3) 機構改革（健康づくり課）について

6. 1番 山 田 豪 彦 君

1) ふるさと納税について

出席議員（12名）

1 番 山 田 豪 彦 君
3 番 楠 山 節 雄 君
6 番 稲 葉 義 仁 君
8 番 西 塚 孝 男 君
1 1 番 村 木 脩 君
1 3 番 定 居 利 子 君

2 番 鈴 木 伸 和 君
5 番 笠 井 政 明 君
7 番 栗 原 京 子 君
1 0 番 須 佐 衛 君
1 2 番 内 山 愼 一 君
1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	国 持 健 一 君	住民福祉課長	鈴 木 尚 和 君
健 康 づ くり 課 長	山 田 義 則 君	健康づくり課参事	柴 田 美 保 子 君
観 光 産 業 課 長	梅 原 巧 君	建設整備課長	村 上 則 将 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	齋 藤 和 也 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

令和6年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であります。町政運営の方針につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会としまして、町民福祉の向上の見地から十分に審議を尽くし、町民の声を町の諸施策に反映すべく活発な政策論議を交わしていただければと存じます。

なお、昼と夜の寒暖差が激しい時期です。皆様方には健康に十分注意され、議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第1回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 議会運営委員会より、令和6年第1回定例会の運営について、協議した結果を報告します。

本定例会では、8名の議員より16問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は、制限時間には含みません。

質問通告者の中で、掲示板使用の願いが14番議員より、資料配付の願いが3番議員、10番議員、14番議員及び当局より出されております。

本定例会の提出案件は、専決承認 2 件、条例の一部改正が 6 件、令和 5 年度の一般会計及び特別会計 6 会計の補正予算、令和 6 年度の各会計予算 8 件、同意案 1 件がそれぞれ日程に組み込まれています。

なお、議案第14号から第21号までを一括議題とし、質疑は一括、討論と採決は各号ごとに行います。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね300万円以上、特別会計はおおむね50万円以上で説明すること。条例改正等の説明には、新旧対照表または説明資料を用いるなど、概要説明により行うこととします。

令和 6 年度の各会計予算につきましては、一括上程後、町長の提案理由、担当課長の概要説明を受けた後、1 つの特別委員会を設置、付託して議案の審査を行います。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期につきましては、本日より 3 月 21 日までの 16 日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本定例会につきましては、町が動き出す重要な新年度予算の審議があります。

議員及び職員の皆様には体調管理に十分留意され、円滑な議会運営に御協力いただきますようお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1 番、山田議員、2 番、鈴木議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月21日までの16日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 施政方針

○議長（笠井政明君） 日程第4 町長より施政方針を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和6年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和6年度の当初予算案、その他、諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

本年、年明けの日、能登半島で最大震度7を観測する地震が発災をし、多くの方が被災され、甚大な被害をもたらしました。このたびの地震でお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に御見舞いを申し上げます。

当町といたしましても、被災地の迅速な復旧に向け、被災地支援のために職員派遣に取り組んでおります。静岡県の対口支援として決定しました石川県穴水町に、これまでに避難所運営、住家被害認定調査、罹災証明発行、災害マネジメント総括支援業務に職員8名、応急給水業務に職員2名、健康支援・衛生管理業務として保健師1名、計11名を派遣し活動してまいりました。なお、今後も派遣の準備を進めているところでございます。また、駿東伊豆消防組合では、静岡県緊急消防援助隊に1月1日から20日までの間、延べ53隊、182人が被災地で活動をいたしました。

まずは、能登半島地震からの復旧に最大限の協力をさせていただくことを最優先に考えながら、今回の能登半島地震から多くの教訓を学ぶことも重要だと考えております。

今回、地震災害に見舞われた能登半島と、我が伊豆半島とは似ている部分が多く、例えば半島内に住む人口は能登半島で約50万人、伊豆半島は約60万人、そして半島の中央部を高規格道路が貫いております。能登半島には能越自動車道が、そして伊豆半島には伊豆縦貫自動車道が走っていますが、能越自動車道は供用率91%に対し、伊豆半島は38%にとどまっており、その点では伊豆半島のほうが災害時にはよりシビアな状況になることが予想されます。

このような状況でありますので、派遣職員には、被災地支援に尽力するよう激励するとともに、現地での体験を基に当町防災対策への意見や現地での取組等について情報を収集するよう指示いたしました。また、この地震については、連日新聞・テレビ等で報道されております。職員には、報道等を基に、地震に対する対応や備え等について調査検討を行い、改善

に取り組むよう併せて指示をいたしました。この地震の教訓を今後の東伊豆町の防災対策に生かすことがとても重要だと考えています。

このたびの能登半島地震において、木造家屋の倒壊が大きな問題となりました。当町においては、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するための木造住宅耐震補強助成事業を設けております。昭和56年以前の建物の耐震補強を実施することにより、新築住宅と同等な耐震強度を得ることが可能となります。町民の皆様には住宅の改修工事などと併せて町の補助金制度を活用し、耐震化対策を進めていただきたいと思います。

今回の予算編成ですが、令和4年度から重要施策や推進すべき施策を取りまとめた「行財政運営と改革の基本方針」東伊豆町版骨太の方針を策定してきております。その柱となります「安全・安心の確保」、「郷土愛・東伊豆愛の醸成」、「稼ぐ力の復活」、「時代変化への順応」、「行政改革の推進」の5つの施策、また草案の段階ではありましたが、「まちづくりの基本的な方向性を示す指針」であります「東伊豆町まちづくり総合指針」を基に、予算編成の方向性を示し、予算編成いたしました。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は59億8,700万円となり、令和5年度当初予算に対しまして4億1,000万円、7.4%の増となっております。

次に、国民健康保険、介護保険など6つの特別会計は、合計で34億3,746万円となり、前年に比べ0.1%の減となりました。水道事業会計は、支出ベースで7億6,671万8,000円で、前年対比2.2%の増となっております。

一般会計当初予算歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税は、全体で前年対比0.8%、1,425万6,000円の減収となる17億6,888万3,000円を予算に計上いたしました。このうち、町民税につきましては、賃金上昇などによる個人町民税の緩やかな伸びや企業収益の回復による法人町民税の増加により1.5%の増収を見込んでおります。また、町税の約6割を占める固定資産税におきましては、令和6年度が評価替えの基準年度となり、宅地等の地価が平均1.3%下落している状況や家屋の経年補正などの影響を受け、2.3%の減収となる厳しい状況が継続しております。

財源確保における重要な課題である町税の収納率向上を図るため、静岡地方税滞納整理機構の活用による滞納整理をはじめ、賀茂地区1市5町で構成する賀茂地方税債権整理回収協議会との連携を深めるとともに、納税者の利便性を高めるQRコード納付などを促すことで、さらなる税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方交付税のうち普通交付税につきましては、令和5年度と同額の13億7,500万円を計上いたしました。臨時財政対策債の計上額1,500万円と合算した額は13億9,000万円となります。国・県からの情報に基づき試算した結果と合わせ、近年の実績も勘案したものでございます。また、特別交付税は、地域おこし協力隊を新たに採用する計画から、採用の財源が特別交付税により措置されるため、前年対比1,000万円増の9,500万円を計上いたしました。

寄附金のうち、ふるさと納税寄附金は前年度比1億1,000万円増の5億1,000万円を計上いたしました。地域おこし協力隊を新規に1名採用し2名体制にするなど、さらなる取組によりふるさと納税の増額を図ってまいります。

それでは、令和6年度の具体的な取組の概要を御説明いたします。

最初に、「安全・安心の確保」についてであります。

防災関係ですが、今後発生が危惧されている南海トラフや駿河トラフ、相模トラフでの大規模地震や近年多発している風水害や土砂災害等の自然災害に備え、令和6年度も6月に土砂災害防災訓練、9月と12月にそれぞれ大規模地震の発生を想定した総合防災訓練、地域防災訓練、さらに3月には津波避難訓練の実施を予定しております。自然災害はいつ起こるかわかりません。本年1月1日の能登半島地震では、住宅や道路、港湾施設に甚大な被害を受け、救出活動や物資の搬入に時間を要しました。当町におきましては、一昨年、町外への陸路が寸断されたことを想定し、国土交通省中部整備局清水港湾事務所と港湾業務艇、遊漁船を使用した緊急物資輸送及び観光客移送訓練及び中部地方初となるドローンによる海上からの緊急物資輸送の実証実験を行っております。

能登半島地震では孤立した集落が発生いたしました。東伊豆町でも大川・北川地区が災害時孤立予想集落とされています。その回避のためにも大川地区から奈良本地区までの県代行事業・町道湯ヶ岡赤川線の早期完成、さらに伊東市への北進、河津町への南進に向けて取り組んでまいります。

なお、町民の皆様には、7日分の食料や飲料水等の備蓄、発災に備えて自宅の状況や避難所、避難経路をハザードマップで確認されるとともに、各地区で行われる防災訓練への参加をお願いいたします。

災害時避難行動要支援者支援事業を推進することといたしました。避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成し、災害時の避難行動に支援が必要となる方の支援方法を明確にいたしていきます。

また、平成29年度から津波災害警戒区域を対象に地籍調査事業を進めております。官民境

界を明確にすることにより、被災後の復興事業の期間が大幅に短縮されますので、引き続き推進してまいります。

消防関係ですが、令和6年度、消防団熱川地区本部車両を導入する予算を計上いたしました。今までは、火災現場や災害現場へ個人の車両により参集しておりましたが、安全かつ迅速に現場に到着し、指揮を執ることを目的としております。

このほか、継続事業として、消防団員が災害現場において適切かつ安全に活動できるよう、防災士や危険物取扱者等の資格を取得できるよう補助金を計上いたしました。火災だけでなく自然災害も頻発する昨今、消防団本部を中心に団員の負担の軽減を図りながら、知識や技能の向上のための施策を推進し、住民の皆さんが安心して暮らせるよう、訓練や講習会を実施いたします。

地域交通対策ですが、2月から奈良本、片瀬、白田地区で始まった住民の「あいのり型」ライドシェアである「ノッカルひがしいず」を令和6年度はほかの地区にも拡充していきたいと考えております。団塊の世代の方が80歳を迎える3年後から5年後には運転免許証の返納が急増することが予想されることから、1つの節目として、今後の公共交通の在り方について結論を出す必要があると考えていますので、町民の皆様にノッカルの運用に積極的に御参加、御利用いただけるようお願いいたします。

道路対策ですが、防災・安全交付金を活用した町道湯ノ沢草崎線ののり面对策につきましては、令和5年度をもって大川地区は完了し、北川地区については継続して工事を実施いたします。工事期間中は通行が制限される等御迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力をお願いいたします。また、国道135号の機能強化及び大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け、国・県に対し粘り強く要請、要望してまいります。

町内の橋梁補修につきましては、5年に一度の点検実施後、補修が必要な橋梁については計画的に工事を実施してまいります。令和6年度は3橋の補修工事、4橋の設計委託を予定しております。

なお、懸案であります白田川橋につきましては、将来の地域の在り方を検討し、町にとって最もよい方向を議会の皆様及び地域住民の方々と協議し、決定してまいりたいと考えております。

健康及び感染症対策ですが、町民の皆様が心身ともに健やかに暮らせるよう、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりを推進してまいります。

予防接種事業では、新たに带状疱疹ワクチンの助成事業と、特別な理由により乳幼児期に

接種した予防接種の再接種が必要となった場合にかかる費用に対する助成を制度化いたします。

成人保健事業では、特定健診や各種がん検診などの受診勧奨に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導などの実施率の向上に努め、生活習慣病予防や動脈硬化予防の推進を図ります。

健康増進事業では、各地区のサロンでの出前教室やウォーキングイベントを開催するなど、各種健康教室を行い、健康づくりに対する意識を高めてまいります。

また、令和6年度より取り組む「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」につきましては、高齢者の方の「お口の機能強化」対策として、フッ素洗口やお口の体操の実施と、低栄養状態の方への栄養士による訪問事業を実施していきます。

福祉対策では、高齢者の補聴器購入に対し助成することといたします。聴力機能が低下し、日常生活において補聴器を必要とする65歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の2分の1以内、3万円を限度とし助成するものです。

また、東伊豆町犯罪被害者等支援条例を制定いたしました。この条例において、町における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めております。犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

次に、「郷土愛・東伊豆愛の醸成」についてであります。

ブランディング戦略では、SDGsの推進を目指す当町として、ごみ堆肥化によるごみの減量を進めます。先月、ごみ堆肥化の委託企業と包括連携協定を結び、農業法人を当町に立ち上げることもお約束いただきました。今後は、その堆肥を活用し、有機農法の推進やそこで育てられた野菜等を観光客に提供する循環システムを構築し、また、ふるさと納税との連携を図っていきたいと考えております。また、まずは稲取地区のホテル・旅館から排出されるごみの堆肥化により事業を開始いたします。

「ベビーファースト運動」の理念の下、若い世代が定住し、子供を安心して産み育てる環境を整備するため、子育て用具購入費補助金制度を整備してございますが、令和6年度より、チャイルドシートの補助金を1万円から3万円、ベビーカーの補助金を2万円から4万円に増額することといたします。

教育環境の向上では、急速に進行する少子化に伴う児童生徒の減少による教育課題に対応

するため、学校の在り方を検討し、町の未来を見据え、より地域と一体となった新しい学校教育の形や当町にふさわしい特色のある学校教育環境整備を図るよう努めてまいります。

また、生涯学習推進大綱の基本目標である「学び・つなぎ・生かす心ゆたかな人を育む」の実現を目指し、文化芸術活動の支援と充実、スポーツを通じて健全な精神や肉体の発達を図るため、生涯スポーツ活動の推進など、より一層環境づくりを推進してまいります。

昨年、高校の再編問題の中で、県教育委員会に対し、当町より提案した「幼小中高の一貫性を持たせた教育スタイル」につきまして、県との議論をさらに深めてまいります。

学校給食費につきましては、平成26年度に消費税引上げに伴う改定をして以降、献立の工夫等により金額を据え置いてまいりましたが、昨今の急激な物価高騰等に直面している中で給食費の額をこのまま据え置くことは栄養バランスや量の低下を招き、適正な給食の提供が困難な状況となっています。このため、令和6年度より給食費を幼稚園児で月額330円、小中学校の児童生徒で月額500円改定させていただく予定ですので、御理解をお願いいたします。

なお、子育て支援の観点から、給食費改定に伴う助成につきましては、幼稚園児は引き続き無償、小中学校の児童生徒は現行の助成額、月額500円から1,000円に増額し、保護者の皆様の負担を増やさないようにしたいと考えております。

幼稚園において、園庭の芝生化を計画しております。敷地内の景観の向上や砂ぼこりの減少など様々な効果を期待していますが、園児たちが芝生の上ではだしになって運動したり遊び回ることができるなど、健やかな成長を願うとともに、ひがしいず幼稚園の魅力を高めていきます。

図書館につきましては、施設整備として令和6年度に雨漏り防止対策の屋上防水工事を計画しております。図書館サービスの充実を図り、今後も利用者の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

スポーツの振興におきましては、令和6年度よりスポーツ活動を通じて全国大会等に出場する個人または団体に対して奨励金を交付いたします。活動する選手を激励し、競技力向上の一助になればと考えています。

次に、「稼ぐ力の復活」についてであります。

観光産業のさらなる磨き上げですが、観光関連事業者につきましては町の観光協会が取りまとめ、国の支援等を受けた施設の改修なども進んでいるところでして、来誘客が完全に戻っていない中においても、お客様の満足度を上げ、客単価を上げていくという方針により売

上げを確保する方向で対応しております。

町としても、各温泉地の活性化のため、地域の要望を細かく捉え、期待に応えていきたいと考えております。さらに、観光の起爆剤となるような活性化策の提案なども積極的にしていく所存です。

観光協会事業につきましては、細野高原での「山菜狩り」、「秋のすすきイベント」をはじめ、「ほたる観賞の夕べ」、「石曳き道灌まつり」なども変わらず開催していく計画ですが、参加者の増加を目指し、町の考え方なども取り入れていただいた上、内容の改変を続けていただければと思います。

また、インバウンド対応も含め、訪れたお客様が町内において迷わず楽しんでもらえるよう、モバイル端末にて情報収集ができるデジタルマップの整備も進めているところです。

また、稲取細野高原の利活用については、様々な面から検討できるよう協議会を設け、観光活用のみならず、保護保存や環境教育などを検討し、貴重な資源である細野高原を永続的に活用していけるよう進めていくことになっておりますので、町といたしましても積極的に参画していく所存です。

熱川温泉については、私の発案した街並み整備を進めておりまして、台湾の九份的な雰囲気イメージし、温泉街にちょうちんを飾りつける計画をしております。観光客を力強く呼び込むことができるスポットの創出に努めてまいります。この取組に関しては、地域の観光関係者が率先して活動しておりまして、多くの誘客に結びつく整備ができるものと期待しております。

静岡県の補助を頂き進めている北川地区の観光地域づくり整備事業については、令和5年度に事業の中核となる北川温泉ねこさい広場の整備が完了し、「ムーンロードテラス」と称して一般開放されました。ウッドデッキにスロープ、海側にはテーブルも整備されております。また、北川の有志の方々が設置したモニュメントもあり、のんびり海を眺めるには最高の場所となりました。毎月「ねこさいの日」も開催され、焼き魚などが振る舞われるなど、観光客の方々だけでなく、地域の方にも親しまれているところです。

同じく北川では、令和6年度に築城石公園の観光トイレを改修する計画を立てております。このトイレは、平成6年に完成してから大きな改修を実施しておらず、バリアフリー対応もできていなかったため、現在のニーズに適応した改修を実施してまいります。

もうかる1次産業の実現ですが、農業関係は現在、農地の見える化を進めております。貸出し可能な農地のリスト化や地図への落とし込み、またそれらをネット上で検索できるよう

な環境の整備を行い、農地情報のDX化を引き続き進めてまいります。

農業支援といたしましては、農業関連施設の整備を希望する農業者に対し、国の制度である農地利用効率化等支援交付金を活用し、農業を持続するための事業の効率化に取り組む方を応援していきます。

また、持続可能な農業経営を支援する環境保全型農業直接支援交付金事業や荒廃農地対策として地域保全管理を促している中山間地域等直接支払制度補助金についても継続実施してまいります。なお、県営中山間地域総合整備事業につきましては、稲取排水路、稲取農道1号、2号及び3号について継続事業として実施される予定となっております。

水産業につきましても、近年続くキンメダイを中心とした魚介類等水揚げ量の減少も深刻になっておりますので、原因究明や対応策などを静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場の意見も伺いながら取り組み、伊豆漁業協同組合稲取支所の要望に応えていきたいと考えております。

県営稲取漁港の整備につきましては、第2船揚げ場の工事が実施され、第1、第2北防波堤の設計が進められる予定となっております。

観光PR・地場産品の販路拡大については、令和5年度、東京都の渋谷にて開催した足湯体験をメインとしたイベントである「渋谷温泉イベント」を来年度も開催する計画であります。次回は、駅を降りた方の目に留まる場所の階段に、雛のつるし飾りと雛壇の展示を追加実施するとともに、大学連携による情報発信力の強化も行うなど、さらなる町のPRをしていきたいと考えております。

また、定着してきた二子玉川高島屋での雛のつるし飾りの展示及び町内農産物の紹介を絡めた観光宣伝なども引き続き実施してまいります。

商工関係ですが、新規創業や新規事業に取り組む方を応援するための創業支援補助金は、今年度も予定以上の申込みがあり、来年度についても問合せがあるなど、町内経済の活性化に明るい話題となっております。新たな挑戦を考えている方にとっても心強い応援となるはずですので、ぜひ御活用ください。

次に、「時代変化への順応」についてであります。

空き家対策では、今後、相続に伴う空き家が急増することが予想されますが、昨年、国の法改正があり、管理不全空き家に指定されると住宅用地の固定資産税が最大6倍となります。雨漏りや外壁が脱落するなど状態が悪くなった空き家を活用することは難しいことから、健全な状態のうちに売却などを進めることが重要となります。新年度も引き続き空き家の調査

を進めるとともに、専門家を交えた相談会の開催を検討しておりますので、空き家の所有者には、町の空き家バンク制度などを通じて売却を検討していただくようお願いいたします。

移住・関係人口政策ですが、人口が減少する中で、町の活力を維持するために必要となる関係人口の構築に引き続き取り組みます。本年1月に始まった「ひがしいずファンクラブ」では、1年目は会員数300人を目標に、様々な場面で関係人口の獲得に取り組んでいきたいと考えています。

また、新年度は、関係人口の獲得と、人手不足の解消の取組として、ふるさとワーキングホリデーの取組を開始する予定です。これは主に都市部にお住まいの方に2週間から1か月程度の期間で、農家や旅館などで働きながら町内に滞在していただき、町民との交流や休日には観光などを楽しんでいただく取組です。

多くの町民から御意見をいただいた旧稲取幼稚園の利活用については、現在、「学び舎」というコンセプトとして概略設計を行っているところですが、町民がお互いに教え合い、学ぶ場、子供が遊ぶ場、子供から年配の方が交流できる場を提供し、子育て支援、生涯活躍の支援を進めていきます。

2月16日にプレオープンした稲取駅の観光案内所ですが、4月からは本格運用が開始される予定となっています。町のレセプションとして、時代に合わせてアップデートし、町民の皆さんにも愛着を持っていただけるよう、官民一体となって利活用に取り組みたいと考えております。

当町の地域おこし協力隊は、新年度から8人となります。さらに関係人口、雛のつるし飾り、観光振興、歯科衛生及びふるさと納税の分野で5名を新規に募集しておりますが、最近全国的に地域おこし協力隊の活用が進んでおり、隊員の確保が難しい状況も生じているため、議会の皆様にも人材確保に関して周知等の御協力をお願いいたします。

「行政改革の推進」についてですが、若手職員によるプロジェクトチームを発足させ、間もなく行政経営指針とDX推進計画を策定しますが、業務改革や電子決裁、ペーパーレス化を進め、効率のよい行政運営を進めていきます。

次に、主な特別会計でございます。

国民健康保険、後期高齢者医療保険関係では、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民健康保険の被保険者は減少するものの、後期高齢者医療への加入は年々増加する傾向となっております。また、医療技術の高度化等により、1人当たりの医療費も高くなっております。町としては、未病対策の観点から生活習慣病の改善や早期発見、重症化予

防のため、特定健康診査などの保健事業を推進するとともに、引き続き県及び広域連合と連携を深めながら健全な制度運営に努めてまいります。

介護保険関係では、令和6年度から3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画がスタートします。まちづくり総合指針の「健康で安全・安心な暮らしの実現」のため、支え合う地域共生社会の実現を目指し、「支え合い、助け合う社会福祉の充実」を基本理念に掲げ、高齢者の心身の健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、認知症高齢者への支援、介護サービスの充実に取り組むとともに、持続可能な介護保険制度の確保を図ってまいります。また、この期間の保険料につきましては、現在の介護サービスの状況や今後の給付費及び介護認定者の推計と介護報酬改定等を総合的に考慮し、現在の基準月額4,840円を据え置く条例改正を今定例会に上程させていただきましたので、御審議お願いいたします。

水道事業会計についてですが、水道事業の経営状況は、燃料費をはじめとした物価上昇の影響により、今もなお非常に厳しい状況が続いております。新年度予算編成においても純利益を確保できず大変苦慮したところであります。

水道事業ビジョン等、計画に沿って施設・設備の更新や維持管理を進める中で、ダウンサイジングなどコスト削減を図りながら、効率的な経営を実現していくことが重要であるとは考えておりますが、昨今の社会情勢の変化に対応していくためには中長期的な視点にも加え、短期的な収支改善に向けた料金水準の見直しなど経営基盤の強化にも取り組んでいく必要があると考えております。

令和6年度には、経営戦略の見直しも予定しておりますので、適切な料金水準についても検討を進めるとともに、コストを抑えながら持続可能な水道事業を実現できるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、令和6年度の町政運営に対する基本的な考え方について、その概要を御説明申し上げます。

最後になりますが、これまでも申し上げてきましたとおり、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることになりました。加えて、少子高齢化・人口減少が進展し、様々な課題が噴出する中、DX・AIなどの新技術や新しい発想を活用し、急速に変化する社会情勢に柔軟でスピード感のある対応を図ることが求められるようになりました。

この状況を踏まえ、これまで作成していた「まちづくりの基本的な方向性を示す指針」を

「総合計画」から「東伊豆町まちづくり総合指針」へ転換し、これまでの「行政計画」としての位置づけを「町民等との協働による行政運営」という位置づけにシフトすることとしたし、多くの町民の皆様の御協力をいただき、「東伊豆町まちづくり総合指針」の策定に取り組んできましたが、このたびこの「東伊豆町まちづくり総合指針」が完成いたしました。

今後はこの指針を基に町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、町の発展のために誠心誠意取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げ、令和6年度の施政方針といたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めませんので御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員より一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

3番、楠山議員の第1問、観光素材の磨き上げについてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

すみません、目のちょっと手術をして原稿が見にくくて御迷惑かける点もあるかと思いましたが、御容赦をいただきたいと思います。

今回、私、3問通告をしてありますので、すみません、よろしくお願いいたします。

1問目、観光素材の磨き上げについて。

東伊豆町版骨太方針の中で観光産業のさらなる磨き上げを明記していますが、以下につい

てお伺いをいたします。

1 点目、現時点で具体的に推進したいと考えている素材はありますか。

2 点目、現在、熱川温泉では、湯守文化の保護・保存等で注目を浴びています。さらに後押しをする意味で、当町で唯一の砂浜を抱えている熱川海岸については、ほとんど海水浴場としての活用しかされていません。以前、トライアスロンや砂風呂、地引網等を提案したところ、前町長は地域のやる気が重要との見解を示し、自治体主導の考えを否定しましたが、岩井町長のお考えはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

楠山議員の御質問に対し御答弁を申し上げます。

まず、観光素材の磨き上げについてということで大変重要な視点かと思っております。そしてその中で第1問の御質問ということで、現在、現時点で具体的に推進したいと考えている観光素材は何かというお話で、なかなかこれ一言で言うのは非常に難しいかもしれませんが、観光素材の磨き上げという点で今一番何を言えと言われれば、一言で言うのであれば、推進したい素材は街並みかなというふうに、それだけじゃないんですよ。でも一応、今までなかなか手を出していなかったというか、少しこうやっていなかった部分ということで考えると、街並みとか景観とかそういう部分が観光地としても大変重要になるのではないかなというふうに少し考えております。

これまで、東伊豆町の観光においては、もう皆様御存じのようにホテル・旅館の関係者の本当に血のにじむような努力があったかなと思っております。まずは最高の景色に似合う食とかおもてなし、そんなことを御努力されてまいりましたし、それに加えて様々なイベント等を活発にやっていただいて、その中で日本でも有数の観光地をつくり上げていただいたという認識は町全体でそういうふうに思っております。

ただ一方で、コロナ禍を契機として、観光地を取り巻く状況にも様々な変化が実は生じておりまして、例えば東京、大阪、京都などの大都市や一部の有名観光地は、今、観光客であふれております。あふれ過ぎて住民の生活に支障を来すといった事態までが生じているというそんな状況もあります。ただ一方で、全国そうかというところではなくて、地方によってはインバウンド、せっかくコロナが明けて、アフターコロナという中でインバウンドが戻っ

てきている中でも、インバウンドのお客様が全く来ないで、経済的恩恵にあずかれないというそういう地域もあるということで、あふれているところとちょっとなかなか来ないところの格差というのが大変広がっているというふうに言われ始めております。

「にっぽんの温泉100選」というランキングが実はありまして、これ結構気にして見ているんですけども、そのランキングの中で、実は東伊豆町の温泉宿のランキングというのは相対的に低くなってきています。だんだん順位が落ちてきている。どこかでこの傾向をやはり止めなければいけないなというふうに思っておりまして、そのためにはこれまで諸先輩方がやられてきていた様々な取組に加えて、磨きをかけるべき素材、街並みについて、まちづくりと一体となった観光施策が重要になってきているのではないかなというふうに思っております。

その視点に立って、現在進行形で推進している事業といたしましては、熱川の街並みに台湾の九份のようなイメージでちょうちんを飾りつけ、それを楽しみにお客様が来てくれるような温泉街を目指し、今取り組んでいるところであります。4月6日、点灯式ということなので、ぜひ議員各位並びに町民の皆様方にも熱川にお越しいただければというふうに思っております。

この取組というのは街並みの景観を変え魅力的なものにすることにより誘客を図る取組でありまして、それに加えて、この取組というのは実はいろんな思いがありまして、オーバーツーリズムという話を先ほどしましたけれども、そういうのが全国で散見をされるようになりました。そのオーバーツーリズムを招いてしまうような期間限定の誘客というよりは、そういうところではなくて、このちょうちんの点灯式が4月6日なんですけれども、それで終わるわけではなくて、これすごくチャレンジャーなんですけれども、4月6日が終わったら、その翌日から毎日ずっとつけようかと思っています。暗くなったら電気をつけるということをして365日できる限り、台風とかそういうときは無理だと思うんですけれども、なるべく点灯することによって年間を通して来訪客の平準化というものを図ると。一気にたくさんお客様が来なくとも、ある程度のお客様がなるべく平日でも来ていただけるような、そんな観光地になると、それは渋滞緩和にもつながるし、今、ホテル、旅館で働かれている従業員の方が少なくなっているという中で、一度にたくさんの人数は受け入れることができないというホテル、旅館さんも増えている中で、こういう平準化という考え方はとても重要なのかなと一つ思っているところです。

ただ、このプランというのは地元の協力なくしては実現ができません、継続もできないと

ということで、これまで実は、4月6日に点灯式というのを迎えることができるようになったんですけれども、本当に1年近く地域の方とも何度も話し合いをして、私も実際に行って、パワーポイントで資料も作ったりして御説明して、御理解をいただきながら、よし、やってみようという気運醸成に努めてまいりました。

一方で、ちょうちんを灯すには電気が必要であります。当面は再エネもちょっと念頭に置いているんですけれども、電気は普通の電気かもしれないんですけれども、将来的には太陽光と蓄電池の組み合わせも少し考えておりまして、熱川温泉にその最適な環境を整備できたらいいなと思っています。これ何がいいかという、電気代がそういうのを整備するとある程度抑えられるというプラスもあるんですけれども、平時は観光の点灯に使って、何かあった災害時とかというもののについては、その災害時のときの活用ということも考えられるということで、災害に強い観光地という、ある意味ブランディングにもつながるということで、こんなことも今イメージとしては持っているところでございます。

今、熱川の話ばかりしたんですけれども、そこだけではなくて、そのほかのエリアにおいても、例えば稲取温泉においても旅館組合の若手を中心に話し合う機会を多く設けておりまして、先日も話をしたんですけれども、観光地としての地域づくりの中心となる、例えば稲取においては文化公園の再整備についても関係者の皆さんから様々な御意見を伺いながら具体的な検討を少しずつ進めているというところであります。

そして、2問目の質問であります。

なかなかこれも一言で言うのは難しいんですけれども、多分、自治体主導で観光をやるかならないかみたいな話なんですけれども、これなかなか二者択一というわけでもないのかなという気はしているんですが、御質問のありました湯守文化の件は、県のイベントとして開催された東アジア文化都市2023、静岡県地域プログラムの一つとして採択をされました。地域の方から、以前から温泉を守り活用してきた湯守の文化を継承していきたいという、そんな話を私自身伺っていて、たまたま県から東アジア文化都市の話を通じて、あのときは知事から聞いて、ああ、これは何か結びつけられるなということで県のイベントへの参画を実は御提案をさせていただいた、その結果できたという事業なんですけれども、歴史を知ってもらい興味を持ってもらうこと、それを素材としてお客様に来てもらうことを目的に計画をされ、まさに町と県が応援をする、地元の皆さんを応援するという形でできた事業ではないかなと思っております。

こういった地域の資源や素材を生かした事業や、様々な地域振興策については、意思決定

は、例えば行政だったとしても、これ行政だけ、または民間だけ、どちらかだけというとなかなか今もうまくいかないというか、力が終結しないということもあるのかなと思う中で、お互いがばらばらに進めるのではなくて、しっかりと連携をしていくことが重要かなと思っています。情報を共有し、連携をしながら検討をしっかりとお互いに重ね、お互いが足りないところをお互いが補完をし合いながら、よりよいものをつくり上げていくという観光スタイル、政策スタイルというのをこれからも目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 1点目のほうですけれども、町長は、1つにはなかなか絞れない、具体的に推進したい内容なんだけれども。街並み整備というお話がありましたよね、私も東伊豆町で足りなかった部分というのは、そうしたことの取組がやっぱり不十分じゃなかったかなということで、そこはもう本当に大事な視点であるというふうには思っていますので、ぜひそれは推進をしていただきたいと思います。

町長は東伊豆とはつながりが就任前からありますけれども、そうは言っても、私は観光の素材というのは観光資源がやっぱり強いなというふうなイメージを持っているんですけれども、例えばはさみ石も地形的な関係でうまくまだ活用されていないものだと思うんですよ。はさみ石を見てみると「ナニコレ珍百景」級の素材だなというふうには私は思っていますし、うちの町から江戸城に築城石を運び出ししていたんですけれども、そうしたことの活用も伊東市なんかと比べると、まだまだ十分に活用されていないなというふうに思いますし、多分、町長は足を運んだことがないのかも分かりませんが、シラヌタの大杉ですとか、その近くにはお化け杉という大きな杉があるんですね、千手観音みたいな。こういうものをまだ活用がされていない、うまく活用されていない。神秘体験ツアーみたいなことでも観光的に活用できる内容じゃないかなと思いますので、ぜひそうした場所にも町長は足を運んで、現実的にどんなものなのかということをちょっと確認していただければと思いますけれども、その点についてどんなでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

築城石については、稲取の山のところにある築城石で、そこは実際に去年行きまして、な

るべく観光客が行けるような整備を少ししなきゃなというお話はさせていただいたところがあります。

はさみ石については、連れて行っていただいたことがございまして、しめ縄を張るときに、一緒に崖を下りていきまして、実際近くで見たんですけれども、とてもいいなというふうに思いました。ただ、ここのアクセスがなかなかハードなので、これは結構いろいろ大変かなと思いながら、じゃ海から行けないとか、そんなことも今後は検討していくべきかなというふうにちょっと思っています。

実はこの間、浅草に出張で行ってきまして、浅草寺を見たんです。無茶苦茶人が来ていまして、どんなところに人が来ているのかなと思ったら、おみくじをやるところが何か所もあって、そこに人だかりがしているということとか、あと、商店街みたいにお土産屋さんが並んでいるとか、あとは何と言っても浅草寺の大きな建物があって、そこに行くまでに線香をあげるようなところがあったり、水が出ていて、そこで手とか口を清めたりという場所があったり、全体的にかなりのポテンシャルを持った観光地で、これを東伊豆でまねろと言っても、多分無理かなと実は思いました。

そのときに思ったのは、東伊豆にしかないものをやっぱり磨きをかけて、それをうまく東伊豆に合ったやり方で観光地に結びつけていくということがとても重要だというふうに、ついこの間、何日か前に出張に行ったときに思いながら帰ってきたということがありまして、そういう視点からすると、今御質問というか、御提案のあったような東伊豆の持っている自然遺産というか、そういうものというのは、なるべく今後は活用して実際に観光に結びつけていくそのポテンシャルは大きくあるなど。

ただ一方で、たしかシラヌタは橋が壊れているのでしたっけ、なかなか思いとインフラの整備が追いついていないというところをどうやって埋め合わせていくとか、その辺もちょっと幅広に検討しながら、でも、この資源というのはとても重要だと私も思いますので、今後じっくり検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ぜひ知らない場所にも足を運んでいただいて、町長の目で本当にこれは観光として活用できるのかどうか、その辺御検討いただければありがたいと思います。

熱川海岸の砂浜の活用なんですけれども、前の太田町長のときにこうした提案をさせていただいたんですけれども、やっぱり地元のやる気が一番重要だよということで、実際にはこ

うしたものが具体的に検討されるということはなかったと思うんですけれども、以前は旅館さんなんかも多くの従業員がいて、言葉は悪いかも知れないんですけれども社長はふんぞり返るみたいな状況というのが過去にはあったと思うんですよ、ですけど今は雇用もなかなか難しいと思うんですけど、少人数で回していく、そんな中で社長自ら源泉の管理だとか、お客さんの送迎だとかということをやっているような状況の中で、なかなか人的な余裕がない中で地元のやる気と言っても、やる気があってもなかなか前に進めるということができないというふうに私は思っています。

ですので、町主導ということじゃなくても町がしっかりと地元の意向も確認をして、この辺を進めていただければというか、検討していただければありがたいと思います。本当に熱川は、町長が街並み整備の中で台湾の九份をイメージしたまちづくりを進めていますよね。熱川だけやればいいということじゃなくて、せっかくこういうふうな皆さんがやる気を出しているときに、さらに後押しをするということが私は必要じゃないかなと思います。

それと、町長がいつも言っているように、何もしなければ何も生まれないみたいな考え方ですよね、新しいことへの挑戦、現状打破、そういうことを考えた中でこの辺も検討していただければありがたいというふうに思っています。

町長のほうから、またその考え方をお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今のお話の中で、やはり根底の一つに課題としてあるのは、人的パワーがないというか、人が少なくなっている。それをどうやって埋め合わせるかというのは、また別の施策になってくるかと思うんですけれども、それも併せ持ってやっていかなければいけないなと思いました。

地元の方のやる気は、私もあると思うんですけれども、それがなかなか具体的な行動に結びつけることができないというところについては、そこをかけ橋としてつないでいくのが行政の一つの仕事でもあるのかなと思いましたし、持っている魅力とか、やり方で、もし行政が気づくものがあれば、それはしっかりと提案をさせていただいて、御意見もまた聞いてという、まさに今回の九份がそうだったんですけれども、最初は、何でいきなり台湾のちょうちんなんだと言われまして、自分で今までの経験上に基づいた資料を自分で作って、説明に行ったりとかとする中で、やっとうご理解をいただいて、今はもう町長向こうへ行っていてくれ、俺たちがやるんだみたいなぐらいの勢いに多分なっているというふうに思っているぐらいになったので、そういうような雰囲気づくりもひとつ重要なかなというふうに思いました。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長の施政方針が先ほどあったように、15ページあたりで各温泉地の活性化のために地域の要望をきめ細かく捉えて期待に応えたいというふうな言い回しもされていますので、ぜひ地域とその辺のお話をぜひしていただいて、行政主導とか地元主導ということじゃなくて、お互いに連携を図りながら、必要であれば前に進んでいただきたいというお願いをして、1問目は終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、地元桜の活用についてを許します。

3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 2問目、地元桜の活用について。

伊豆新聞で大川桜や片瀬桜の記事掲載がありました。記事にはありませんが、熱川桜という種類もあり、一部では植栽されています。これらを活用した取組を行うべきと考えますが、以下について伺います。

にぎわい創出のための地域振興、観光振興として活用するお考えはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

にぎわい創出のために地元の桜、これは確かにむちゃくちゃきれいだなと私も思っているんですけども、活用する考えはあるかどうかという話なんですけれども、まず、先月末まで開催されました河津桜まつり、これ速報値で、来場者数というのが62万2,000人ということで、結構来るなと改めて。昨年度より増えたというたしか数字だったと思いますけれども、そういう状況でありました。

隣町の開催でありますけれども、当町の実施している雛のつるし飾りまつりとの相乗効果もありまして、お客様がより多く当町にもいらっしゃったということで、お隣のイベントでもありますけれども、とても重要なイベントだと実は思っております。

伊豆新聞さんに掲載された、町内には河津桜より早く咲き、負けないほどきれいに咲き誇

る桜の木が数種類あるという記事があったかと思います。通称、大川桜、熱川桜、片瀬桜ということみたいなんですけれども、多くの桜の木が植えられた状況で、お客様が歩いて楽しめるような場所があれば、満開の時期にはたくさんの方が訪れるという期待が持てると思います。

ただ、ちょっと懸案、課題もあるなと思ってまして、問題となるのは、例えば歩いて楽しめるようなふさわしい場所があるか、確保できるか、この東伊豆町ですね。また、その場所に数多く桜を植えることができるのか。河津においては河川敷というか、あそこにちょうど出店するスペースも確保できながら桜の木が植わっていて、ある程度スペースが確保できる、しかもそれが川沿いなので、ある程度長い距離ができるという意味では、とても満たされているなと思います。その辺の話があるのか。

ちなみに、多分、河川敷に桜を植えるということ自体が今はちょっと厳しいのかなと、多分法律的な問題があるので。その辺もあります。

また、桜を植えたとして、その育てるためのインフラの整備、育ててからいろいろ道路の話もあるかもしれませんが、いろんなインフラの整備の話や、植栽後の維持管理、当然ケムシが湧いたり、病気を持っていたり、あとは落ち葉があったり、いろいろな問題がある、剪定もしなければいけない等々、そういうのをどうするかというような課題があるのかなというふうに少し思っています。

先ほどのお話ちょっと触れましたけれども、オーバーツーリズムということで、どうしても桜の花は期間限定で、だから価値があるということなんですけれども、裏腹にお客さんが集中してしまうということもある中で、当町においてはどうすればいいかというのは少し考えたほうがいいのかなと少し思っています。別に桜だけではなくて、伊豆半島においても繁忙期と閑散期の誘客の数に大きな差がありまして、当然、忙しいときは渋滞するし、忙しくないときはそれほどでもなくて、ホテルの部屋も埋まらないという状況が結構激しいという中です。

私が考えているのは、先ほど少しお話をしましたけれども、まずは来訪客数全体を増やす努力はしなきゃいけないと思います。とにかくまずはいいないといけない。ただ、その次に来るのは、先ほどお話ししたように、ある程度1年を通してお客様が来ていただけるような、そんな工夫を当町においてはすることが重要なのかなというふうに少し思っております。

将来にわたって観光地としてあり続けるためにも、お客様に来ていただけるスポットを整備していくというこの考えはとても重要だと思います。御質問いただいた桜の植樹などを行

うための候補地や、それを増やしていくための方法など、まずはよい意見がございましたら町に提案をしていただきたいと思います。事業を実施するだけの環境がまずあって、先ほども言ったようなどこに植えるかみたいな話もあるんですけれども、あとは地域の方の御要望がちゃんとあって、皆さんが楽しみながら取り組んでいただけるようなプランであれば、町といたしましてもプラスに受け止めて、進めていけるものについては進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

高遠の桜をはじめ、やっぱり桜の名所というのは人を集める力というのがすごい強烈なんですよ。私が地元桜の活用というのを考えたときに、期間になるとは思うんですけれども、実際資料ということで写真を添付させていただきましたけれども、片瀬桜と大川桜については熱海桜と多分同じような種類になってくると思います。そうすると、河津桜のまつりが開催される前にこうした桜があって、今、河津桜はもう散っちゃっているんですけれども、このちょっと左側が熱川農園さんにある熱川桜の原木と言われるものなんですけれども、これが多分7分ぐらいの状況なんです。そうすると河津桜とバッティングしない、ある程度長い期間、桜ということで伊豆に人を呼び込める素材じゃないかなというふうに私は思って、今回そういうふうな提案をさせていただきました。熱海桜でもそれはやっていますし、ちょっと離れたところだと南伊豆ですとか、あるいは土肥なんかもこうした桜を使った地域おこし、観光振興、こうしたことが行われていますので、また地元自治区からこういう取組したいよなんて話も、もしかしたら出てくるかも分かりませんが、そういう中で、ぜひ御検討をいただければなというふうに思っています。

町長は、場所だとかいろんな懸案ももちろん示されたんですけれども、伊豆新聞に載っているのは、道路が通っている中で河津桜より早く咲くということに興味を持って、あれ、何だろうということで取材して記事掲載がされたと思うんですよ。そうすると、PRするためにはやっぱり道路沿いなんかも必要でしょうし、あるいは遊休農地だとか耕作放棄地、こうしたものの活用にもつながっていく部分が出てくるんじゃないかなというふうに私は思いまして、そんなことから、場所はなかなか簡単には見つからないのかも分かりませんが、そうしたことも含めて検討していただくといいのかなというふうに思っています。

賀詞交歓会のときに、こちらの賀茂地区選出の県議からも、ものまねだとか二番煎じでもいいんじゃないの、地域が活性化すればというふうな、お困り事も含めてだと思うんですけども。それは今町長が公共交通の関係も一番先頭に立ってがんがんやっていますので、そうしたことは賀茂地区全体の共通課題みたいなところですから、そうしたものも含めていいところ取りをしようよという考え方の中で発言された言葉だと思うんですけども、桜についても集客力というのは間違いなくありますので、この辺の検討をしていただきたいなというふうに思っています。

それから、熱川桜も含めて、先ほど大川だとか片瀬の桜もありますけれども、私のすぐ近くに自性院というお寺があるんですね、大体桜は薄いピンクだとか濃いピンクなんだけど、自性院の境内にある桜は白色なんですよ、これからは山桜みたいなものも出てくるでしょうから、そうしたら町内にどういう種類のものがあるかという調査なんかも、私は必要じゃないかなと思いますけれども、その辺のお考えは。その辺はやっぱり行政がやっていただくと前へ進むのかなと思いますけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 調査の前に、できれば御提案をいただいて、どういうことがしたいかとか、そんな話もあってもいいのかなと思います。

今のお話を聞いていてちょっと思ったのが、例えばクロスカントリーのところの桜、あれ多分ソメイヨシノですかね、少し遅いのでソメイヨシノだと思うんですけども、あそこの桜も十分きれいなんですが、いまいち知られていないところがあって、調査というお話もありましたけれども、そういうのを把握しつつ、今あるそういうところのPRをもうちょっとやっていくとかというのもありかなと、今のお話を聞いて思いました。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、防災対策についてを許します。

3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第3問、防災対策について。

これも伊豆新聞の掲載記事で、県の調査では災害時に孤立する集落として、当町では大川・北川地区が予想されています。そこで、以下についてお伺いをいたします。

1点目、町長もその重要性を認識し、機会があるたびに大川地区から伊東市につながる道路整備の促進を要望しています。今回の能登半島の災害を受け、加速すべきと考えますが、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁を申し上げます。

能登半島地震を受けて、当町における大川から伊東に抜ける北進する道の促進をもっと早めたらどうかというお話であります。

議員がお話いただいたように、既にある程度動きはしているということでもあります。能登半島地震が発災する前から伊豆横断道路建設促進期成同盟会、あとは静岡県市町村道整備促進期成同盟会などを活用しながら、大川地区から伊東市への道路整備については過去からも、少なくとも私が着任してから何度となくいろいろなところにアクセスはしているということでもあります。

能登半島地震を受けての話で言うと、能登半島地震発災後の2月14日なんですけれども、県の道路企画課と、あと熱海土木事務所、下田土木事務所、伊東市、そして当町の担当で意見交換を实はさせていただいたところでもあります。国道135号の代替道路として一つでも多くルートが確保できるように、こちらの御要望を申し上げたというところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 伊豆新聞の掲載記事は、前回のときの調査だと、伊豆全体で孤立化のおそれがある集落が44集落あると。この前はそれを受けて、そうした場所にまた再度調査に入って、最終的にこれらが変わってくるのかどうか分かりませんが、うちの町だと大川と北川というふうなことが記載されております。

町長も一生懸命取組だとか、前に進めようというお話を何回もされていますし、今回の施政方針の中で7ページと9ページの両方にわたってこのことが触れられているということは、やっぱり町長もその重要性を認識して、ぜひ進めていきたいというふうな考え方があると思うんですけれども、初期対応が遅れるというのは、やっぱり道路の寸断によって能登でも大きな遅れというんですか、前へ進めなかった部分がありますので、まさに135号線は中心が崖地がいっぱいつながっているところですので、まさにその危険性というのが大じゃないかなということで、ぜひここは本当に強力に、集中的にお願いして進めていくということが必

要じゃないかなと思いますけれども、再度その思いを聞かせてください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

孤立集落の話が北川と大川という当町においてはということで、この間、県の関係者の方も現地を見たという報告は受けておりまして、ヘリポートの状況とか、あと避難する施設の確認ということであったようです。当然、孤立集落にならないような、災害が発災をして、まずは多分、逃げることだと思うんですけども、その後、復旧の話があったりというところも含めてやると、やっぱり道路というのは必要かなというふうに思っておりまして、北川・大川の孤立解消に向けて、実は湯ヶ岡赤川線というのはとても重要だと思っておりまして、それを実現させるためには、やはりあの道をしっかりと南北につないでいくということをやらなければ、それは河津に抜ける話も当然同じなんですけれども、河津に抜けつつ、やっぱり伊東にも抜きたいということがあると思います。

これまで、そこまで詳細にというか、具体的な話を多分余り伊東市さんにも、県のほうにもお話をそんなにされていないような感じなので、これからは具体的なイメージを持って、それをしっかりとお伝えをしてやっていきたいなと。分からないですけども、そのまま真っすぐ伊東に持っていくと、現地を見に行きましたけれども印象的には結構大変かなというのがあるので、その辺も含めて技術的な面とか、ほかのルート選定とか、そういうことももう少ししっかり考えながら、それを伊東市さん、あとは県と共有をしながら少し進めたいと思います。ただ、若干、今ハードルが高いなという気は受けているんですが、それを解消するために、こちらでより具体的な案も少し提示しながら物事を進められればいいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山節雄議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 町長、今本当に能登半島地震を受けて、今、伊東市だとか関係のところで、土木事務所も含めて話合いをされているということですけども、国もやっぱり今回の能登半島の地震を受けて、その道路の必要性を本当に認識をしている今一番いいタイミングじゃないかなと思うんですよ、ですので、県だけじゃなくて、国のほうにもいろいろお知り合いも多い立場ですから、ぜひ国にも相談をしていただいて今こういうものを進めていく絶好のタイミングだと思いますので、用地の問題あるいは工事費の問題いろいろネックはあると思うんですけども、ぜひその辺をお願いをして、私の最後の質問とさせていただきた

いと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まずは、近隣の自治体さんとしっかり話をしながら、そして県と話をしながら、場合によれば国ともというのは、当然選択肢としてあると思いますので、そこはきちっとやらせていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 以上で楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 栗 原 京 子 君

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員の第1問、発達障害児の支援についてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 今回、私からは1問通告がしてありますので、よろしくお願いいたします。

1、発達障害児の支援について。

発達障害とは生まれつき脳の情報処理の仕方に違いがあるため、行動や情緒に様々な特徴が見られる状態である。大きく分けると、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性または学習障害などがあり、幼稚園や学校など集団に入ると問題や困難に直面し、そのストレスから不登校や引きこもりなどにつながる場合もあると言われている。

しかし、幼い頃から子供の特性に合った関わりやトレーニングを受けることで能力を伸ばし、自尊心を育むことができるため、早期に発見して適切な療育につなげることが非常に重

要とされている。

そこで、当町の発達障害児の支援について、以下の点を伺う。

- 1、東伊豆町の現状と課題は。
- 2、支援を受けるべき子供を早期に見つけるための取組は。
- 3、巡回型支援専門委員整備事業を実施するお考えは。
- 4、河津町と合同もしくは賀茂地域で保育所等訪問支援事業ができる体制を構築する考えは。
- 5、保護者の気持ちに寄り合いサポートできるようなペアレント・メンターなど人材の養成についての考えは。
- 6、放課後等デイサービス事業や通級指導教室など、切れ目のない支援が大切と考えるが、どうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員に御答弁申し上げます。

6つの御質問ということでもありますけれども、まず最初に、東伊豆町の現状と課題ということではありますが、1歳6か月児健診や3歳児健診での発達検査の結果で、小児科医師により養育などの支援が必要と診断されたお子さんの数というのは、例年で10人から16人程度いるということでございます。

課題といたしましては、小児科医師の診断に基づいて療育教室の参加などの情報提供をいたしますが、保護者の方の受け止め方によってはサービス利用に結びついていないというそういう現状があるということでもあります。

そして2番目、支援を受けるべき子供を早期に見つけるための取組ということでもありますけれども、健康づくり課では、1歳6か月児から半年ごとに3歳児に至るまで健診会場にて保健師が、遠城寺式乳幼児分析的発達検査法というのがあるらしいんですけれども、これを実施しているということでございます。

検査の結果、年齢よりも運動・社会性・言語等に遅れが見られる場合には早期療育の必要性を伝え、療育事業を紹介しております。今後は、発達検査対象年齢の拡大などを研究させていただいて、実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、巡回型支援相談員整備事業を実施してはどうかという話であります。

厚生労働省における発達障害者支援施策の一つとして始めました巡回支援員整備事業は、発達障害等に関する知識を有する専門医が保育所等の子供や、その親が集まる施設や場所への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対して障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うということになっております。

巡回型支援員整備事業の一部として、当町では教育分野における特別支援教育事業として臨床心理士の資格を持つ方を学習相談員に委嘱し、認定こども園、幼稚園、各小中学校に年2回程度巡回相談をお願いしているところです。この巡回相談では、特別支援学級に在籍している児童生徒はもとより、発達障害や多動性、自閉症の傾向がある児童生徒を対象に授業参観してもらい、その様子を観察し、園や学校、保護者に対して必要な支援の具体的アドバイスをいただいています。

4番目であります。河津町と合同もしくは賀茂地域で保育所等訪問支援事業ができる体制を構築できないかという御質問であります。

保育所等訪問支援とは、障害のある子供が保育所や学校などで集団生活を送るための支援を行うサービスで、専門知識を持った支援員が訪問し、子供の様子を観察し、どのようなことに困っているか、原因が何かを分析し、子供が楽しく過ごせるように支援することです。第2期賀茂地区障害児福祉計画の中で保育所等訪問支援事業所を創設することになっておりまして、賀茂地区自立支援協議会において検討されておりますけれども、この事業を行うには県の指定を受けた医療法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人格を持った事業所が必要とされておりまして、現状、賀茂管内の事業所内での専門職が不足をしていて、その実現に至っていないということでもあります。

現在、町は代替策として、保健師や障害者相談支援事業所などによる相談支援、在宅障害児と保護者等に対し通所訪問保育所等への巡回支援を行う養育支援を委託して行っています。体制の構築には専門職の不足を補えるような施策が必要であり、協議会の検討だけでなく、河津町との協議も含め、町として可能かどうか今後研究していきたいというふうに考えております。

5番目であります。ペアレント・メンターなどの人材育成ということでもあります。

ペアレント・メンターとは、発達障害のある子供を育てた経験がある保護者等で同じように発達障害の診断を受けた子供を持つ保護者等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりするボランティア支援者で、信頼のおける相談相手という意

味がございます。

発達障害のある子供は周囲から理解されにくい面があり、障害のある子供の保護者や家族だけで悩みを抱え込んでしまう場合が少なくありません。そうした状況に陥らせないためには、保護者や家族の様々な疑問や悩みを聞き、それに共感をしながら相談に応じられる相手の存在が大変重要だということは認識をしております。

発達障害のある子供を育てた経験がある保護者の方にボランティア支援をしていただけることはとても有効な手段だと考えておりますが、ただ残念ながら、現状ではボランティア支援をしていただけるという声がなかなか上がらないというのが現状であります。しかし、日頃から障害を持っている方が一人で悩まない環境づくりがとても重要だと感じておりますので、例えば1つの手段として、発達障害に関する講演会を開催したり、あとは情報共有ができる仲間づくり、このようなきっかけづくりを行政として少しでもやればいいのかというふうに考えております。

6番目、放課後等デイサービス事業や通級指導教育など切れ目のない支援ということであります。

放課後等デイサービスとは、障害を持つ小、中、高生のための通所支援サービスのことでありまして、放課後や夏休みなどの長期休暇に子供一人一人に合わせた発達支援を行う福祉サービスであります。

一方で、通級指導教育は、各教科等の授業を通常の学級で受けながら、障害の改善・克服に必要な指導を特別の指導の場で受ける教育の形態のことで、週何時間かを別の教室で、その子の障害の特性に応じた学習を行うことができます。

当町では、通級指導教室の設置はしておりませんが、幼小中学校にそれぞれ保育補助員や学習支援員を合計で13名配置しておりまして、必要に応じて学習の支援を行っているところです。

切れ目のない支援が大切ではとのことですが、放課後等デイサービス事業者が町内にはございませんので、現状は下田市の「うばめがし」、「わたもこ」、伊東市の「伊豆高原BASE」等を利用することとなります。しかしながら、現状では送迎をしなければならないことや、放課後に通うには距離もあり、時間的に困難なため、利用者は数名程度というふうになっております。

現在そのような状況にありますけれども、当町においては、基本的には多様性を認め、相互の交流が可能な環境づくりということが必要であると考えていることから、例えば旧稲取

幼稚園の活用を含め、今後は事業所と拠点施設の設置に向けて協議し、検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

町としても各健診時などに早期発見につながるような取組をしてくださっているということで、大変これはありがたいなと思います。しかしながら、やはり専門の人材がいらないということで、なかなかその受け皿となる支援施設が賀茂地域ではつくりづらいという課題が、非常に困ったなというふうに思っているところでございます。

2022年1月から2月、文科省が全国の公立小中学校の通常学級に通う子供たちを対象に、5万人以上を抽出して担任教員が発達障害の傾向があるかどうかをチェックする調査が行われたそうであります。これは10年に一度行っている調査だそうですが、その結果、小学生で10.4%、中学生で5.6%の子供たちに発達障害の可能性があることが分かったそうであります。先ほど答弁の中に、例年10人から16人程度のそういう可能性のある子供たちがいるよという答弁があったと思います。本当にこれ、予想以上に多いなというふうに思います。10年ごとの検査のたびにこのパーセンテージ、ポイントが増えてくるようであります。

最近増えてきたなというのは皆さん肌感覚でも感じていらっしゃるんだと思うんですけども、多分、情報が行き渡って顕在化してきて、今までは本当にただのやんちゃな子供だったり、聞き分けがないと思われていた子供が、実はもしかしたら発達障害だったのかもしれないというのが顕在化してきた可能性もあるということではありますが、でもいずれにしても小学生で10.4%、早期に療育につなげることが非常に重要だと言われる発達障害の中で、例えば10人に4人、東伊豆町だと令和5年5月現在で小学生が311人います、ということは、この10.4%だと約32人の子たちがそういう可能性があるよということでもあります。何らかの支援が必要となっている。

ただ、賀茂地域にはハンディキャップや発達に特性を持つ子供たちに特化した通所事業所は2022年11月まではゼロ、存在がなかったんですね。その状況を知った下田の事業所の方が、下田にお父様の御実家があるということで問合せをしたそうであります、そのときに下田市は700人程度の小学生がいたので70人ぐらいかなと思って聞いたら、行政が掌握している数が4名だったそうです。やはり行政が掌握しづらいという状況もありますけれども、危機感

を感じて2022年11月に下田市に放課後デイをオープンさせたそうであります。

オープンした月というのは、やはり行政が4人ですよと言ったとおりに、利用者の方が4人だったそうです。ただし、その次の月には9人に増えて、その次に13人に増えて、どんどん増えていったというんですね。現在は2歳から高校生までで、合わせると60名の子たちが利用しているということで、これはやっぱり通われたお母さんたちの口コミだったり、実際子供が通い始めて成長したなという姿を見て、それではうちも通わせようという保護者の方も増えていったのかというふうに思うんです。

今までそういう施設がなかったので、そういう子たちがこぼれてしまっていた部分を、この事業所ができたことによって支援につなげることができたということは、本当によかったなというふうに思っています。

東伊豆町でも、早期療育につなげるように紹介をしたりしても、保護者のほうがなかなかそれを受け入れられないと言うお話がございました。やはり保護者としては、おうちにいるときに多少育てづらいな、もしかしたらそうかなとは思いつつも、受け入れたくないという気持ちがあると思います。やっぱり保健師さんだったり、健診のときに言われても、そうは言うけどまだ子供が小さいから、年がいくようになれば落ちつくんじゃないかと思いたいという気持ちも、本当に理解できるんですけれども、やはり早期療育というのは6歳までが勝負というふうに言われています。本当にその子の将来を生きやすくするために支援につなげるのが大事という思いであれば、そこら辺はしっかりと保護者の方も受け入れていってほしいなというふうに思うんです。

その早期発見のことについて、国が今5歳児健診を進めています。今年から市町村の健診費用の助成も開始をしました。これ1人当たり3,000円を上限に、国が費用の2分の1を補助するというものですが、現行の健診ではなかなかその発達障害の発見は限界があるというふうに言われています。それを早期に発見するための機会とすることが目的で、この5歳児健診のほうを行うようになってきました。

しかしながら、やはり2021年、全国で15%の自治体しか行っていないそうではあります。実施している自治体では保護者のほうから、「そうかなとは思っていたけれども、5歳児健診によって相談や観察のきっかけになり本当によかった」という声のほうが寄せられていて、就学に向けての保護者の安心感につながっているそうであります。

先日も、そこら辺ちょっと保健師さんとお話をさせていただいたんですけれども、国のほうは進めてはいるけれども内容的に詳しいものがまだ示されていないということで、何をど

うやっというのかという今、でもやっというなというふうなお考えはあるようでありました。

今、東京都がやっている5歳児健診の東京方式というものがネット上で公開をされています。これは保護者側のアンケートだったり、その子が通う保育所だったり、幼稚園だったりへの集団生活の中でのその子の様子が分かるような調査項目が入っているものであります。ここら辺も使いながら、また早期発見につなげていただきたいということと、また一人一人というか、お母さん、お母さんはもしかしたらそうかなとは思っているんですけども、じゃそうだよと言われた場合に、どうしていいのかわからないというところがあると思うんです。通う施設も今、下田のほうまで行ったり、伊東のほうまで行ったりしなきゃいけないという状況の中で、やはりこれ町単独で設置をしていくというのが大変難しいかなと思うんですけども、できるだけ通いやすい範囲で通えるような、隣町の河津と連携しながら、また賀茂域でつくっていけるような取組をしていただけたらなというふうに思います。

また1人が声を上げて、療育につながってよかったよというものがあれば、またどんどんその声は、先ほどの下田で開業した施設のように、多くの子供たちにそれが広がっていけるんじゃないかなというふうには思っています。

この5歳児健診なんですけれども、これから国からいろいろ細かいものが示された中で、町として取り組んでいくお考えがあるかどうか、そこら辺を町長のほうに伺いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 国が進めている5歳児健診について、町の考え方というお話だと思います。

まず、3歳児健康診査から就学時健診までの健診はなかなかない中で、社会性発達の評価とか、発達障害等のスクリーニング、あとは健康増進を目的とした5歳児健診の標準化、そして体制整備というのを国のほうがメインで進められているのは把握をしております。

こども家庭庁より、令和5年11月、5歳児健康診査支援事業について財政支援と技術的支援を行うことで、全国の自治体での実施に向けての方針というのが示されました。当町では、国からの5歳児健康診査マニュアルの提示を待ちまして、令和7年度の実施に向けて今検討をしているところであります。

これはいろいろ課題があると思うんですけども、早期発見がポイントだということもありましたし、東京方式というのは集団生活の中で発見していくというお話もありました。こ

それは非常に難しい問題ではあるんですけども、なるべく多様な環境、多様な存在の中でそういう障害を持った子供たちも一緒に学べるような場というのも同時に考えながら、障害児に必要な措置についてはその中から別途やっていくというような、何か健常な子供たちと障害を持った子供たちがあまり分離するようなやり方よりは、なるべく一緒にやっていけるようなやり方の中で、より実効的で、効果的なやり方というのを考えられたらいいなという理想は持っておるので、そこに向けて町もやれることをしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 先ほど町長がおっしゃられた障害のある子もない子と一緒に育っていくことがとても大事というインクルーシブ教育というあれだと思います。確かに非常にそこは大事だと思います。

私が子供のときには特別支援学級がなかったんですね、私の学年だけかな、一緒に小さいときから育っていたので、こういうことができないんだとか、そういうのは子供なりに理解をしていたんですけども、だから特別変な子とか、そういうのはなかったですね。私の息子たちのときにもそういう子がいたんですけども、特別視するようなこともなかったです。本当に大人になって成人式で久々に会ったときも、その子も一緒にカラオケに誘って遊びに行くみたいな、本当に小っちゃいときから多様性が、自然の中で、生活の中で育つことによって理論じゃなく、実感として身につけていくというのはとても大切な教育ではあると思います。

しかしながら、その一方で、その障害の程度とか状態にもよるんでしょうけれども、職員の負担も大きいのかなというふうに思います。なので巡回型の支援専門員整備事業がどちらかといえば子供に直接の支援ではなくて、その子が通う施設、スタッフの方たちへの対応力というか、支援力というか、そこら辺をアップするための支援だそうです。

例えば鉛筆を持つのが苦手で筆圧がとっても弱い子なんかにはマジックを持たせてプリントをやるようにしたりとか、例えば発表会だとか運動会の参加の方法なんかを専門家の立場からそのスタッフにアドバイスの側面というか、そういう事業だそうです。

賀茂地域では下田と河津と南伊豆町がこの巡回型をやっているそうであります。それぞれにメディカルの作業療法士さんが関わったりとか、あと、南伊豆町をふるさとにしている山梨大学の専門家の方が来ていただいたりとかということで、月数も、先ほど同じような内容

のことはやっているんだけど年にも2回ほどだったというお話があったと思います。これだと明らかに回数が少ないと思うんですね。できたら、そこら辺の巡回型も早期発見の取っかかりとなると思いますので、そこら辺も、もしできるのであれば取り組んでいただけたらなというふうに思います。

また、一番のネックかなと思うのは、親御さんがなかなかそこら辺を受け止め切れないという部分であると思うんですけれども、国立精神神経医療研究センターの「親への伝え方のまとめ」というのがあったんですけれども、それによると、親に子供の特徴を伝えることは何かを宣告するためではなく、親に子供のことをもっと理解してもらうためである、親が子供の特徴の理解が進むと子供の特徴に合わせた対応や関わりができる、また、子供に必要とされる支援を受けることにつながる、それによってこどもの発達が促進されることを目指しているということなんですね。

親が受け入れられない、また受けたときの保護者の方の様子なんかを考えると、なかなか強く踏み込み切れない部分というのはあると思うんですけれども、その子のこれからの人生のためにという思いで、そこら辺は伝える側も強く伝えていただけたらなというふうに思いますし、また親御さんのほうも受け入れられるような環境になっていったらなというふうに思います。

また、伊東市では、発達障害児を持つお母さんたちが仲間をつくって「子育てでこぼこカフェ」という食事会をしたりとか講演会を開催したりとかいう活発な活動を行っております。そこら辺もこれからなんでしょうけれども、うちもそうだよ、うちも療育を受けているよというお母さんたちが一緒になって食事会をしたりしながら、また先ほどペアレント・メンター制度の話もしましたが、そこまできっちりしたものではなくても、お母さんたち同士でそういう話をしたり、悩み事を言い合ったり、でもこういう支援があるよとか教え合ったりすることだけでも、随分親御さんの心というのは軽くなっているのかなというふうに思います。なので、そこら辺の音頭を行政が取るというのもちょっと違うのかなとは思いますが、まずは、発達障害児であることを隠さない空気というか、環境になっていただければなというふうに思います。

そういう発達障害児への理解を進めるため、保護者だけの問題じゃないと思うんです。おじいちゃん、おばあちゃんだったり、地域の方々だったり、そういう方の目とかを気にして受け入れ切れないという側面もあると思うんですね。その理解を進めて、そういう子たちにどう対応したらいいのかなというのを学ぶために、関係者、これは職員であつたりとか、そ

ういう方への研修の必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、現在はどういう現状になっているのか。また、これからそういう研修などは行う考えはあるのか、ちょっと町長に伺いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 研修の現状については原課から答弁いただければと思います。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 研修のことについてですけれども、町の保健師が発達検査を行って保護者の方に説明するための専門的な研修については、県の主催の研修などに参加しまして質の向上に努めておりますが、先ほど地域の方の理解がというところで御指摘いただきましたが、そちらに関しましては町長の答弁にもありましたように、今後、発達に関する講演会などを開催しまして理解を深めていけたらと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、発達障害は人によって、1つだけではなく各種症状が重なり合っていたり、また同じ子でも、年齢とか、そのときの置かれた環境によって症状に変化が現れる場合があるとされています。そういう1人1人の状況に応じた支援を継続していくために、ライフステージに合わせて支援や情報提供ができるように、各課、この関係で言うと住民福祉課、健康づくり課、教育委員会でしょうか、関係部局や保育園、幼稚園、また場合によっては医療などの連携体制を構築する必要があると思うんですが、現状そういう連携体制というのはできているのかどうかをお伺いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すいません、事前に御質問の内容が分からなかったもので、すぐには答えられない部分もあるんですけれども、恐らく何らかの連携は一定程度はとっていると思いますが、その詳細が分かれば原課のほうから分かる範囲で説明できればと思います。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 関係職員や関係課や医療との連携につきましては、県が主催になるんですけれども、賀茂地区で母子保健担当者会議というような中で情報交換や情報共有、あと課題をどのように解決していくかというような内容の会議を開催していると

いうふうになっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 教育委員会のほうといたしましては巡回相談をしているんですけれども、その中で臨床心理士の先生にお願いしております、その方が10年以上にわたって児童生徒の様子を見ていただいておりますので、そういったところで、その先生が幼稚園、小学校、中学校と長い間見ていただいた中で子供の様子が分かるということで、その都度、学校の先生にもお伝えいただいているところであります。

また、就学支援委員会というのを設けておりまして、その児童生徒の今後の就学等の状況につきましては保健師さん等からも御意見を伺いながら実施しているというような形で連携を取らせていただいております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

また、東伊豆町子ども・子育て支援計画というのがありまして、来年度、令和6年度が見直しの年となっていると思うんです、それをちょっと読んでみたんですけれども、その中に、基本目標の4の支援が必要な子育て家庭に優しい町という中で触れられていると思うんですけれども、発達障害児などについて詳しく書いてあるわけではなくて、そこら辺も見直しの年をきっかけに、発達障害児やその家族への支援体制の構築が図られるように発達障害についても盛り込み、その取組を加速できたらいいなというふうに思ったんですけれども、そこら辺についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 来年度以降この計画を作成予定でありますので、その辺を検討しながら、また記載できるようにやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

早期発見と早期療育の介入が同時並行で進めていけるように、ぜひぜひ行政としてもお願

いしたいと思います。

また、個人的なことではあるんですけども、発達障害ではないんですが、20年ほど前に私自身鬱になったことがあります。そのときはやっぱり受け入れられないというか、症状もあったのでとてもつらい部分はあったんですけども、やっぱり他人に知られたくないという思いがすごくありました。ただ、20年以上たって今、鬱になったことはそんなに隠さなくても、普通に、ちょっと心が風邪引いちゃったくらいで、例えば病院に行ったりとかいうこともそんなに恥ずかしいことではなくなりました。

ただ、当時は、やはり自分の周りにもそういう方がいらっしゃらなくて、病院もどこに行ったらいいのかもさっぱり分からない状況の中で、本当に人に隠しておきたいなという思いのほうが強かったです。

多分、発達障害児のお母さん方も、なかなかそこが、そうかなとは思いつつも受け入れられないんだと思うんですね。ただ、これから10.何%の子たちがそうだとされる中で、発達障害児支援の施策って進んでくると思うんです。そうなったときに、全然別に、うちもそうだよ、あの子もそうだよというふうになる社会がだんだんできてくるのではないかなというふうに期待をしています。

まだ現状では、なかなか一歩勇気を踏み出す、受け入れるというふうにはならないかもしれませんが、本当に全てはその子供のため、子供ができないから支援するんじゃなくて、これからよりよく大きく成長していくための支援ですので、しっかりとそこら辺、お母さんたちも受け入れる思いで、町としても受け入れられるようしっかり支援体制を整えて、構築をしていただきたいとお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（笠井政明君） 午前に引き続き一般質問を行います。

8 番、西塚議員の第 1 問、平日に小中学校を休める制度の導入についてを許します。

8 番、西塚議員。

（8 番 西塚孝男君登壇）

○8 番（西塚孝男君） 私の質問は 2 問から成っていますので、ひとつよろしくお願いします。

平日に小中学校を休める制度の導入について。

観光で成り立っている我が町では、土曜日、日曜日、休日に仕事で家族と過ごすことのできない家庭が多い。平日に学校を休んでも欠席扱いにならないラーケーションの日の制度を導入してはどうか。

町長、お願いします。

○議長（笠井政明君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この案件につきましては、教育委員会の関係ですので、教育長から答弁していただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、西塚議員の第 1 問、平日に小中学校を休めるラーケーションの日制度の導入についてをお答えいたします。

まずはラーケーションの意味を確認しておきますが、これはラーニング、学習とバケーション、休暇を合わせた造語で、児童生徒が保護者の休暇に合わせて平日に学校を休んでも欠席扱いにせず、家族との時間を過ごしながらか自主的な学びを得ることを推奨する制度です。

愛知県では、今年度 2 学期よりこのラーケーションの日を設け、県内の公立小中学校や高校などに通う児童生徒が保護者の休みに合わせて校外で取り組む活動を自ら企画し、保護者が学校に届け出ること、年間 3 日まで、今年度に関しては 2 日だったんですけれども、それを取得できるというものです。その間に受けられなかった授業については、自習で補完することになります。

この制度は、家族で過ごす時間が増えること、保護者の休暇取得を促し、休み方改革によ

るワークライフバランスの充実につながることで、子供にとって保護者と共に学校外での豊かな経験や学びを得る機会になること、さらには社会的に言う旅行需要の平準化による地域経済の活性化等が期待されています。

ただ、課題として挙げられているのが、家庭の経済事情や保護者の職業等、家庭の状況により取得できないなどの不平等が生じること、自習で補うことになってはいるが、子供の学習が遅れる可能性があること、取得した児童生徒への事務的な個別対応など、職員の負担が増えることなどが考えられています。導入している愛知県でも唯一導入していないのは、名古屋市がこれらの理由によるものです。

いずれにいたしましても、このラーケーションの日の制度は始まったばかりの制度で、学校、家庭、そして子供たちにどのような影響があるか、まだ分からない部分が多いです。ですので、先行する愛知県や茨城県、そのほかでも実施している県があるんですけれども、それらの動向を注視しながら、もう少し様子を見て判断していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 大分県でも去年の9月から始まったということで、そういう観光で生きている町がそういう休みを取っていると。本当に教育長が言ったように、始まったばかりの制度で、休んだときの授業の在り方、補習をどうするのかという問題もありますけれども、今、変な話ですけれども、小学校なんかは皆勤賞なんかなくなったりそういう中で、普通に普段の日休んだりする家庭もあるんだけれども、それをちゃんとしたルールにのっとって休めるようにしてやったほうがいいのかなと自分は思ったんですよ。そうしてやれば、やっぱり観光立町というところは本当に土日働いている人が多いわけですね。変な話ですけれども、運動会だって然り日曜日やらなくなたって、普段の日にやってもいいのかなと思うぐらいに、いわゆる観光の従事者が多いと。

2021年の総務省の社会生活基本調査によると、全国でも土曜日働いている人が43%もいると。日曜日で23%というぐらいに、やっぱり土曜日働いたりしている人が多いという中で、観光地はもっと多いのかなと思うんですよ。だからいろんなところの後からやるんだから、いいところを取って影響のないように、早めに東伊豆町も進めてもらったらいいなと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 実際に観光業に従事している保護者の数とか、土日に休みが取りにくい保護者の数を正確に把握しているわけではないので、何とも言えないところがあるんですけれども、今たまたま運動会の話が出たんですけれども、今、どこの小中学校も運動会を土日に開催しています。これは実は保護者からの要望で変わったんです。以前は平日に開催をしていました。平日に開催していると、保護者のほうから休みが取りにくいという声が出たんです。実際に稲取中学校の、ちょっと何年か覚えていないんですけれども、十数年前に保護者にアンケートを取って、平日に開催するのか、土日がいいのかというのを取ったときに、土日に開催してほしいという声が圧倒的に多かった。そんな事情があって、今土日に開催しています。土日に開催することに関してはいろんな意見があったんですけれども、当時、学校と観光協会との話し合いもあって土日に開催したという経緯があります。

今年度、幼稚園も初めて土日に開催をしました。それもやっぱり保護者の声があって、平日開催から土日開催に変わりました。実際どうだったかという、それまでの参加者よりも圧倒的に多くて、ご夫婦で参加してくださる方、あるいはちょっと離れたところに住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんが来たりとか、そんなことで土日の開催が非常に喜ばれていたという、そういう状況もあります。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そういうことならということで、自分たちは観光に準じてやっていて、忙しいという旅館の中に、旅館の人たちが多く中で育ってきたから、やっぱりきついなというのを見てきたところがあったから、そういうこともひとつ考えられるのかなと思ったんです。

本当に自分なんかが、やっぱり親も飲食業やっていて、土日とかそういう繁忙期なんかはどこも行っただことない、そういう中で育ってきたから、家族との過ごし方、そしてまたいろんなところを先ほど言ったように学びとして見に行くとか、そういうことができたらいのかなと。人数が少なくなってきた、こうやって町を、よそのところを知って自分の町のよさを知るという中でもあるし、だからいい答えを早めに出してもらいたいなと思っています。これで1問目を終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、防災対策についてを許します。

8番、西塚議員。

(8 番 西塚孝男君登壇)

○ 8 番 (西塚孝男君) 防災対策について。

地震のときの電気火災を防ぐ感震ブレーカーの整備に当たり、補助金制度を導入する気は、
よろしくをお願いします。

○ 議長 (笠井政明君) 第 2 問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○ 町長 (岩井茂樹君) 西塚議員の質問にお答えをいたします。

地震時の感震ブレーカーの助成制度についてということですが、まず、地震による火災の過半数というのは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに急に通電するので、そこから火花が散って火災になるというケースが多いというふうに言われております。

そのような状況を踏まえ、地震発生時に設定以上の揺れを感知して、そのようなときには電気を自動的に止める器具である、まさに今ご指摘の感震ブレーカーという、その設置というのは大変有効だというふうに認識をまずしております。

広報ひがしいず 2 月号の津波避難訓練の記事の中で、設置をお願いする文章を実は掲載させていただいております。また、ハザードマップの資料編では、ガスの元栓を閉めるということとともに、電気のブレーカーを切ることを記載するなど、町としましても感震ブレーカーの設置に関して町民に設置を働きかけているところであります。

感震ブレーカーの設置に当たっては、まずは機能面と、あとはあまりにも高いものはなかなか全体的に広げにくいというところもあるので、価格面、その両にらみで検討することが重要だと考えておまして、そのような下、感震ブレーカーには分電盤内蔵型、分電盤後付け型、コンセントタイプや、あとは簡易タイプといういろいろな種類のものがありまして、設置に当たっては公的機関に推奨される、いわゆるお墨つきな装置をしっかりと選ぶことが重要かと思っております。

感震ブレーカーの価格面については、分電盤内蔵型は約 5 万円から 8 万円、工事は専門業者をお願いをするというものから、簡易タイプの数千円で自分で設置できるものまで販売をされております。

このように、簡易タイプは一定の機能を有しており、かつ安価で住民自ら設置ができるメリットなどが多いこともあり、名古屋市や茅ヶ崎市など、設置を補助して導入されているケ

ースとか、岡山県の新庄村や高知県の四万十村などでは、製品を全戸に配布しているケースなど、様々な形で導入されている、これは簡易タイプのものですけれども、ケースが見られます。

一方で、簡易タイプのデメリットとしては、既存のブレーカーとの適合性に留意し、動作確認をした上で設置が必要なこと、粘着テープを使うみたいなんですけれども、粘着テープを使用して設置する場合は、接着方法や経年劣化による誤作動を防ぐために固定状況の確認が必要であるなど、幾つかの課題もあると。

以上を踏まえまして、東伊豆町においては、感震ブレーカーは設置する方向で考えたいとは思っております。ただ、具体的にどのように設置していくかについては、先ほど述べました機能面、ちゃんとした機能を有しているか、ある程度公的機関の裏付けがあるかという話と、コスト、それに加えて当町の世帯の状況、いろいろな状況があらうかと思しますので、そのようなものも総合的に検討させていただいて、設置に向けて進めていければというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

○8番（西塚孝男君） 耐震の証明にもあったように、耐震の家と一緒にそういう感震ブレーカーというものをつけてもらうと一番いいのかなと思っているんですけれども、下田市はいわゆる3分の2補助金、最高5万円までというのをやっているんですよね。だから全額じゃなくて、そういう形で補助金として何割を出すとかという中のやり方で木造住宅、自分もよく元栓閉めろ、あれを切ろと言われても、53年の地震のときを知っているから、そんなこと行けるわけないし、体が飛ぶし、そのまま外へ出るだけで精いっぱいなんですよね。それをブレーカーの高いところで落としてこいとか、なかなかやれないことだと思うんですよ。やっぱりこういういい機械があるなら、これについては町長言ったように、町としての補助金をまたひとつ考えてもらいたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時18分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

当局より、一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

◇ 稲 葉 義 仁 君

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員の第1問、保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する方針及びそれに関連する機構改革についてを許します。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 考えをまとめる前に順番が来てしまいまして、若干動揺しておりますが、1問でございますので、またよろしく願いいたします。

保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する方針及びそれに関連する機構改革についてということでございます。

令和6年度から本格的に展開していくこととなる高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する組織体制の整備状況について。

先日の全員協議会でお示しいただいた機構改革の案と併せて町の方針を伺いたいと思います。

まず1点目、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について。実際に実務の中心となる地域包括支援センター係、健康増進係及び保健予防係の人員体制ですが、こちら、令和元年から令和5年までの期間においてどのような形で推移しているか。職員さんと専門職おのおのについてお伺いいたします。

2点目、実施に当たり重要な役割を担う各種の医療の専門職についての現状の体制の部分、それから募集の状況などはいかがでしょうか。また、これ、前々から出ておりますが、採用が思いどおりに進まない場合の代替策、代替案のようなものについて現在検討している、対応しているようなことはありますでしょうか。

3点目、令和5年6月定例会の一般質問において、地域包括支援センター係については、業務量の増加に対応し事務を補佐する会計年度任用職員1名の配置を予定したものの、他部署の人員不足もあり、補充に至っていないという答弁をいただいた経緯がございますが、その後の状況、対応についてお伺いをいたします。

4 点目、文教厚生常任委員会において、令和 3 年12月に実施した調査、これを通じまして、フレイルや認知症の懸念がある方の早期発見等において、地域包括支援センター係と健康増進係が連携し対応するケースというものが増加しており、今後、その必要性がさらに拡大していく、そういった状況にあるという認識をいたしました、現在もその状況に変化はないと捉えてよろしいでしょうか。

5 点目、令和 5 年 6 月定例会での保健事業と介護予防等の一体化に関する一般質問において、これはいただいた答弁の内容ですが、令和 5 年度中にまずは具体的な取組方針を決定したいと。その点と併せ、健康づくり関係の各種教室や社協のサロンやカフェ、そういったものと医療専門職の連携等、既存事業の活用で、一体的な実施というものについては、ある程度対応できるのではという答弁をいただきました。その点を踏まえ、逆に組織変更を伴わなければ実施できない、あるいは効率的ではない、そういった事業があるとするようなものか、考えをお伺いいたします。

6 点目、今回の機構改革において、保健予防係と健康増進係の統合が予定されていることですが、その狙いや目的についてお伺いいたします。

7 点目、令和 4 年 3 月定例会で、文教厚生常任委員会が行った決議において、業務の効率化と職員の負担軽減を目的として、地域包括支援センター係と健康増進係を同一拠点で一体的な業務運営が行えるよう提言をいたしました。この両係の負担軽減という視点から、今回どのような対応を考えているのか、お伺いいたします。

8 点目、保健事業と介護予防等の一体化については、連携が必要となる各部署が密にコミュニケーションを取りながら向き合っていくものと推測されます。一方、おのおのの部署がもともと持っている業務がある中、一部に過大な負荷がかかるようなことが起きないように、このあたり気をつけて全体を俯瞰し、必要に応じ迅速な対応を取っていくことが必要と考えるが、いかがでしょうか。

以上、多くて申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 稲葉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、この問題、つまり保健予防係と健康増進係があって、その下にそれぞれが保健事業または介護予防事業を抱えていて、加えて地域包括支援センターというのがあるというこ

の複雑な関係性がなかなか、実は私も担当課から説明を最初聞いている中で、なかなか把握というかできなかったんです、分かりづらかった。

今日お手元にお配りしたこの図は、私のほうから担当課に指示をして、分かりやすい図を作ってくださいということで作っていただいたものを、今日は理解が深まるという目的のために配布をさせていただきましたので、答弁の中で時々これをちらちら見ながら、ここがどうなんだというようなふうの問題意識を持っていただければというふうに思いますので、ご活用いただければと思います。

さて、1問目の質問であります、まず、地域包括支援センターの係については、令和元年度、2年度において、介護係員として3名が地域包括支援センター事業を行ってまいりました。令和3年度からは、地域包括支援センター係として引き続き3名が配置をされております。なお、この3名とも専門職であります。健康増進係については、令和元年度から令和5年度まで2名体制となっており、うち1名が栄養士ということになっております。保健予防係については、令和元年度の職員数は8名、うち保健師6名、栄養士1名。令和2年度の職員数は7名、うち保健師6名、栄養士1名。令和3年度の職員数は8名、うち保健師6名、栄養士1名。令和4年度の職員数は7名、うち保健師4名、栄養士1名。令和5年度の職員数は7名、うち保健師5名、栄養士1名という状況になっております。

続きまして、2問目でありますけれども、実施に当たり重要な役割を担う各種の医療専門職についての現状及び募集の状況ということであります。保健師、管理栄養士などの医療専門職の現状については、慢性的に不足をしているという状況は否めません。随時募集も行っておりますが、全国的な保健師需要の増加に伴いまして、募集しても申込みがない状況が続いております。

その中で、採用が思いどおりに進まない場合、まさに今の状況でありますけれども、その場合は、事務的要素に係る部分については一般事務職または会計年度任用職員等で補うことや、事業の一部については外部委託などで対応できればというふうに考えております。

保健師に限らず、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるに当たりまして、事業実施に必要な歯科衛生士の採用について、地域おこし隊での募集を行うということになっております。

続きまして、3番目であります。3番目につきましては、令和5年度6月の定例会の一般質問における答弁を基に質問していただいたと思いますけれども、人員の不足、補充に至っていないという答弁、その後の状況、あとは対応はどうなっているかという話であります、

その後、介護係では、会計年度任用職員を雇い、介護関係の事務の一部業務を担っていただき、現在に至っております。

今後については、新年度から欠員となっている介護係の職員数を増やすとともに、新たに会計年度任用職員として資格者を雇い、地域包括支援センターの業務に当たっていただく予定となっております。

4番目ではありますが、文教厚生常任委員会において、令和3年の調査を通してのことも踏まえてのご質問であります。地域包括支援センター係と健康増進係の連携に関係した質問だと認識しておりますが、まず連携するケースの増加、2つが地域包括支援センターと健康増進係が連携をしているケースが増えているという、そういう認識の下のご質問なんですけれども、まず現状どうなっているかということ、連携するケースの1つ目としては、健康増進係が行う各種教室や高齢者が集う場所に出向いて健康教室を行う場合、フレイルや認知症の症状がある方が見受けられ、専門的な介護ケアを受けたほうが望ましいと判断したときには、地域包括支援センター係と健康増進係の管理栄養士が事前に協議し、同行訪問を行います。訪問件数は年間10件もなく、増えていない状況であります。

また、連携するケースの2つ目といたしましては、介護予防、重度化予防のため、地域包括支援センター係が開催をする個別地域ケア会議、通称ケアプラン点検会議と言われているんですけれども、そこでの意見交換において、利用者本人や家族に対し、栄養に関するアドバイスの必要性がある場合は、健康増進係の管理栄養士による訪問依頼をお願いしておりますけれども、これについても年に数件程度の状況だということです。

地域包括支援センターの担当事務職員にも確認をいたしました。連携し対応するケースは増えておらず、状況も変わっていないということから、日頃の業務の中で十分対応できるのではないかとこのように聞き及んでおります。

続きまして5番目でありますけれども、質問が長くて端的に言うのが難しいんですけれども、組織変更について、組織変更したことによる是非みたいな話だと思いますけれども、まず高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、ご承知のとおり、全ての市、町において令和6年4月からスタートすることになっております。これはもう進めるということとあります。これに伴い、健康づくり課では、令和5年度に健康づくり課所属の全ての係が参加し、実施に向けて役割分担や事業内容、予算に向けての協議を行ってまいりました。このとき指導的立場として、静岡県健康局健康増進課スタッフや、一体的事業の全額を負担する後期高齢者医療広域連合も会議に加わり、東伊豆町高齢者の保健事業と介護予防等の一

体的な実施に係る基本的な方針をまとめ、一体的な実施のための予算、新年度予算を計上させていただきました。

東伊豆町高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る基本的な方針においては、保健予防係の保健師が保健予防係で管理をしている特定健診データや医療介護データを活用し、地域の健康課題の分析、対象者の把握を行います。いわゆる指示役、司令塔としての役割を担います。それに対し、高齢者1人1人に対しフレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細かな事業を行う実行部隊として保健師、管理栄養士、歯科衛生士が役割を担うことが決められました。

この方針を定める中で、これらを円滑に、より効率よく進めるには、司令塔である保健師と実行部隊である医療専門職のスタッフが同じ係で一体的に対応し、対象者のデータを共有することが必要だと考えたことから、令和6年4月よりスタートする一体的な実施に併せて、健康増進係と保健予防係との統合を実施し、組織変更を行うことを決定させていただいた次第です。

続きまして、質問の6番目ではありますが、今回の機構改革において、保健予防係と健康増進係の統合が予定されている中での目的ということでもありますけれども、保健予防係が管理する健診データや医療データを活用し、データに基づいた対象者の絞り込みを行い、本来指導者が必要であるべきリスクのある方に働きかけを行うため、保健予防係と健康増進係とが一体的に取り組むことで、より成果を効率的に出していくということでもあります。

今まで健康増進係が行っている事業が比較的高齢者に偏っていることから、未病に係る対策も念頭に置きながら、若い世代に対してもアプローチしていく場をつくっていくことが必要だと考えております。

保健予防係は、子供からお年寄りまでの健康づくりを念頭に事業を行っておりますが、一方で、健康増進係については運動を一つの主軸にし、もともとは幅広い年代を対象に事業を行ってきたんですけれども、それがだんだんと高齢者寄りになっていったという現状は否めないと思っております。そこを改め、各世代間にわたる健康づくりを行っていきたいことから、一体的に取り組むことが必要と考えております。

また、先ほどの答弁でも申し上げましたが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していくため、実行部隊の一翼を担う健康増進係と、企画、調整を担う政策部隊の保健予防係が一つのセクションで実施していくことで、より効果的に対策が進められるものと考えております。

栄養指導については、子供からお年寄りまでの一体的な取組が必要と考えております。健康増進係と保健予防係にそれぞれ分かれている管理栄養士同士が協力をし、食生活改善の面からも、町民全体の健康を考えてもらいたいと考えております。当然、当町において管理栄養士は2人しかいないことに対するリスクマネジメントも必要になってくるのではないかなと考えております。

続きまして、7問目です。これも文教厚生常任委員会が行った決議に関係した質問でありますけれども、地域包括支援センター係と健康増進係を同一拠点で一体的な業務運営が行えるよう提言をされました。決議も私も何度も拝読をしております。

地域包括支援センター係と健康増進係とが同一拠点で一体的な業務運営を行わなくても、両係の連携で賄えるものではないかと一方で考えているところでありまして、地域包括支援センターでは、基本的には地域包括支援センターの主要業務である相談事業で、問題のある方を見つけた場合、専門的な知見のある保健師や栄養士が間に入り、保健指導や栄養指導を行ってもらい、高齢者に対する介護予防の対応を図っていくことが重要だと考えております。

健康増進係についても、4点目で触れたとおり、地域包括支援センターが行うケアプラン点検会議での評価業務や、地域包括支援センター主催の各種研修会などで、高齢者に対するフレイル予防の必要性についての講演、周知活動を行っており、相互連携の下、事業を行っております。

地域包括支援センターについては、大きな負担とはなっていないと思いますが、3点目でも申し上げましたとおり、資格を持つ会計年度任用職員を加えることにより、組織の充実を図っていきたいと考えております。

健康増進係については、高齢者の保健予防と介護予防の一体的実施を含めた町民全体の健康づくりを目指し、東伊豆町骨太の方針でうたわれている安全・安心の確保の健康、感染症に示されている内容を進めていくため、現在の健康増進係2名に保健予防係8名を加えた新たな体制の中で、事業の実施方法や役割分担等の見直しを行うことなどにより、さらなる連携と人材補強が図られるものと考えております。

最後になります、8問目であります。保健事業と介護予防等の一体化については、連携が必要だということではありますが、一方で、各部署がもともと所管している業務がある中で、負担にならないかというお話であります。高齢者の保健事業と介護予防の一体化については、健康づくり課内の全ての係が参加し、令和5年度に準備を進めてきました。その中で、役割分担を決め、実施体制を策定し、基本的な方針を固め、予算については新年度予算に計上さ

れております。

稲葉議員が心配されております、一部に過大な負担がかからないようにすることというのは十分配慮すべき点でありまして、問題が生じた場合は、随時対応させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。幾つかまず確認させていただきたいと思います。

まず、3問目のところですか、地域包括支援センターの補充云々の現在の対応という部分で、すみません、ちょっと聞き漏らしというか、はっきりあれだったので、事務用の職員は介護系のほうにということだったのでしょうか。地域包括支援センターのほうではなく、介護系だったかどうかという点を改めてすみません、確認させてください。

あと、地域包括支援センターと健康増進係が連携の状況は必ずしも増えていないというような話をいただきました。私どもで以前行ったヒアリングの中では、まずそもそも教室参加者にフレイルや認知症の疑いがあるケースというのが増加して、これは必要に応じて連携の必要がどんどん増えてきているよという話を、これもう何年前になるんですかね、3年前かな、聞いておりますという部分と、その頃の時点で伺っていたのが、今、あの頃はライフプランセミナーですか、今、健康いきいきチェックですね。あと、マンション、別荘地への高齢者の訪問による実態把握及び介護予防の取組。これ、お話しいただきましたけれども、低栄養と思われる方への食事指導への同行訪問、ケアマネの食事に関する講義、その頃のヒアリングで出ていたのが、保健事業と介護予防の一体化に向けた、これは個別のメニューという意味合いになろうかと思いますけれども、介護予防、フレイル予防に関する事業展開、75歳以上の社会活動をしていない独居老人及び高齢者夫婦の実態把握、こういったところ。

とにかくちょうどこの頃意識として認識が高まってきたんだと思うんですけれども、フレイルの主因の一つが栄養状態にあり、食事の改善で状態が回復するケースが非常に多いと。認知症とフレイルについては、境界が明確ではなく、双方について専門的な知識を必要とすることもあり、連携の必要が高まっているというお話を頂戴いたしました。

この辺を踏まえて、今、必ずしも連携の状況が増えていないという話はありませんでしたが、先ほど健康増進係のそもそもの仕事と近年のいうところで、もともと若い世代から全般に対

した健康づくりという意味合いでやっていたのが、だんだん高齢者のほうにボリュームが寄っちゃってきているというような話もありましたが、まさにそのような話の中で、これまでの決算審査の中でもいろいろな健康増進係がやっている健康づくり教室等々については、逆に言うと高齢者で手いっぱいになってしまって、手を広げたいけれども広げられない状況があるというようにも伺っておりました。これは今年の、令和5年の決算審査の意見にも多分付されているかと思いますが、その前のときの決算審査かな、いろんな話を通じて、65歳以下の方々、介護予防、フレイル対応という意味合いにおいては、65歳以下の方々にも手を広げる必要はあるんじゃないかというような話がちょっと話題に上りまして、担当からは、必要性はもちろんあるし、できるものなら行きたいが、スタッフ的な問題がという、人員体制に限界があるというような話もありまして、そういったところはちょっと無理しないでねみたいな話もあったんですけども。

そういう意味合いにおいて言うと、本来の保健事業、保健と介護の一体化、今後一体化ということで言わせていただきます。やはりどんどん先へというか、先回りをして対象の方が悪くならないように、健康であっていただくようにと、やりたい気持ちは皆さん持っていると思うんですけども、組織的な全体のキャパの問題もあって、行けていないというところがあるんですよね。まさに連携が増えないというところは、そういったところにも要因の一端があって、必ずしも必要性がないから連携が増えていないというのではないんじゃないかなとちょっと感じましたというのが1点。

それから、あと、保健予防係と健康増進係の今回の一体化に関して、統合する狙いとかそういう部分に関することなんですけれども、保健予防係がある意味データの整理と司令塔となり、実行部隊として健康増進係が動くというような話をいただきました。

一方、組織的に見ると、健康増進係って職員1名と専門職1名、栄養士が1名というような状況なので、これがそのまま実行部隊という言い方になると、ちょっと違うのかなと違和感を感じた部分がございます。

地域包括支援センターも健康増進係もそうだろうと思うんですけども、特に地域包括支援センターはもともといろんなことの総合窓口として、趣旨としては確かに設置をされていると思うんですよね。ただ、どんどん特に介護とかそういったものに起因するような相談が増えていく中で、ちょっとこのままでは起きたものを対応しているだけでは先々持たないんじゃないかという危機感も含めて、ある意味外へ出て、フレイルではないですけども、自ら危ないところを少し探していこうというような動きをしているんじゃないかと思います。

そういう点を考えると、ここをどう評価していったらいいのかなと思うんですけれども、この辺はどうお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 細かい部分については、多分担当課が説明したほうがいいかと思います。ただ、今の全体的なお話を聞いていて、マンパワー不足というのは各部門において起きているということ、それが最大、どの分野でもそうなんですけれども、それをどうやって乗り越えていくかというのが一つの重要なポイントだと思う中で、恐らく今回保健予防係と健康増進係が一つになったということは、まず政策部隊としての健診データをいろいろ検討したり考えるという保健予防係があって、分析の結果を得て対象者を絞っていく。絶対数をある程度絞るところに一つのポイントがあるのかなと思っています。その絞られたものに対して健康増進係が機能していくというのが新しい多分考えている流れだというふうに何となく感じておりますが、詳細は担当課のほうから少し補完していただければと思います。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） それでは、まず、今年、令和5年の4月に一部職員が欠員になって、それで補充したということで、そういう内容の下、町長が答弁したんですけれども、まず介護職員が、係のほうで1名病欠になりました。それによって地域包括支援センターの係の1名が介護のほうの事務のほうを一部カバーしてございます。カバーしたんですけれども、その後に介護の関係の会計年度職員を雇いまして、介護係のほうに事務のほうを当たらせまして、地域包括支援センターでサポートしてくれた職員が地域包括支援センターの業務に戻るという形で現在に至っている状況であります。

それと、あと連携する地域包括支援センターと健康増進係の連携の部分に関してですが、地域包括支援センターの職員にここら辺は意見等を聞いて、実際にフレイル、認知症の症状があった場合の連絡体制、それによる訪問件数ということで聞いておりまして、そこら辺は増えていないという状況でございます。

あと、ケアプラン会議、点検会議、こちらでも毎年行なうんですけれども、これについても増えていないということで、事務上は変わっていないということで聞き及んでいるところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 今の点もう一回確認させてください。

地域包括支援センターは結果で言うところとプラマイゼロということですよ。先日の一般質問を聞いた時点では、もともと地域包括支援センター、大変多忙だよという中で、決議で事務員なんかを足してはどうですかみたいな話もあった中でかどうかは分かりませんが、地域包括支援センターが多忙だということで、事務を補佐する会計年度事務員を1名補充しようとしたけれども、隣にというか取られてしまったのでできませんでしたというところだったので、多忙だけれどもというところから先の補充はないという認識でよかったのかという点と、今の地域包括支援センターと健康増進系の連携の件なんですけれども、フレイルが発覚した後の相談云々での相談件数等々の事務上のという言い方をされていましたが、そうじゃない部分での連携というのはどうなんですかという聞き方をしても大丈夫でしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まず、介護系と地域包括支援センターの人数の関係なんですけれども、当初、地域包括支援センターが3名にプラス1名補充という話、確かにこういう話がありました。そういう中で、事務職員が病欠になったということで回して、その後、その会計年度職員、できれば資格がある方を取りたかったんですけれども、取れなかったということで、これが令和6年についてその資格のある方について雇い上げることがほぼ採用が決定しておりますので、そういう答弁をさせていただきました。

それとあと、フレイル、認知症関係の連携につきましては、基本的に地域包括支援センターにつきましては、総合相談窓口ということで、実際細かい予防事務というのは、事務職員はやっておりません。一部外部委託でボランティアによる介護予防のそういう自分たちの中での教室、そういうものをやっております。それが横展開に進むような形で、地域包括支援センターの中ではそういう事業はやっております。ただ、健康増進系については、予防事務が必要なものについては、一緒にやるというよりは、症状のある方、そういう人がいたならば、健康増進系のほうに連絡して対策を講じてもらうというような、そういう流れになっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 地域包括支援センターの人員の部分は了解いたしました。ありがとうございます。今年度から事務の方が増えるということで、大変助かると思います。

今の地域包括支援センターのボランティアというか、周辺業務的なものがちょっと横展開でというような形で、すみません、理解しましたが、逆に言うと、これは地域包括支援センターがやらなくてもいい仕事になってしまう、逆に言うと切り捨ててもいいという理解なのかどうかという部分と、先ほどのこれは、私、今回の質問をするのに当たって、保健事業と介護予防の一体的実施というのが令和6年からというところなんですけれども、少し逆に言うと広く捉え過ぎているんだろうなという自覚が私自身にあります。

今回町で一体的実施という名の下で行う事業というところで言うと、予防係が持っているデータを活用して介護予防に役立てていくということだと思うんですけれども、一方で、資料でKDBシステム、健診医療介護データ活用、ここのデータのことになるかと思うんですけれども、我々が何となく逆に注目していた分ってこういうデータに引っかからない、住民の方どうするんだろうなというので引っかかっていたので、どちらかというと地域包括支援とか健康づくりのほうからフレイルに向けて注目をしてきたという経緯が、少なくとも私についてはあります。

そういう意味で言うと、こういう必ずしもデータに引っかからない住民の方、こういったところの健康管理じゃないんですけれども、そこをどうやって捕まえていくんだという部分については、この図だけだと当然網羅できませんし、そういう部分を私どもは健康増進系の健康づくり教室であったり、地域包括支援センターの本来の業務ではないんですけれども、マンションの集会なんかに出かけてフレイルの講話をしたりとか、そういうところから少しずつ見つけようとしているのかなというような理解でおりました。

逆にこの辺が、地域包括支援センターが窓口だからそういうのは必ずしもいいんだと言われると、その部分が欠けることになってしまわないのかなというところが少しあったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。私の理解が違っていたらすみません。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 今後進みます高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、まずハイリスクの方、これに対する対策、特に管理栄養士、低栄養に関して、高齢者に向けてそういう傾向ありますので、そこら辺の対策を講じること、それと同時に、一般、ポピュレーションアプローチというんですけれども、そちらについては現行の社協のサロンとかいろんな健康増進、保健予防の教室を活用しまして、健康の今まで行っている健康チェックや健康相談、それによる栄養指導とか保健指導、そして今後新たにオーラルフレイルのほうを中心にやっていきたいという意向ありますので、決して今まで既存のそう

いう方に、一般の方に行っていたこと、そこからの拾い上げ等は継続してやってまいりたいと思います。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

ちょっとごめんなさい、1点だけ。地域包括支援センターのほうは、仕事の内容としては今までと変わらないという理解でよろしいですか、逆に言うと。それとも総合相談窓口という体裁はありますけれども、一方で、一部外に出ていたりしているという事例があったようにお話を伺ったときはありましたけれども、そういったものはもう逆に言うと、課としては求めているということなののでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 一体化の中での地域包括支援センターの役割なんですけれども、今までどおりの相談事業等で連携していた部分、そちらのほうは変わらず、あと一部、教室もやっている中で、同じように連携してやっていくということで、やることは変わりはありません。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

今までどおり頑張っていただけたということでした。

そうなったときの、ちょっとまたあれなんですけれども、全協で伺った人員体制の話はしてもいいですか。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時04分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 先日の全員協議会での御説明では、この保健予防係と健康増進係、合体して健康増進係としての名前になって、体制としては1名減員になるんですけれども、それを一緒にする一体運営による効率化というところでカバーしますというような説明をいただきました。

今、これまでもさんざんごちゃごちゃ言っていてあれなんですけれども、決して、もちろん保健予防係もこれまでコロナだ何だでいろいろ、業務に忙殺されているところはあったでしょうし、健康増進係は町長からも指摘いただいたように、もうお年を召した方の教室だけで手いっぱいに近い状況。こういう中で2つの係が一緒になったときに何が起こるかというところ、人数が1名減だから当然今までどおりには当たり前ですけれどもできないですね。両方が助け合ってやっていかなきゃならないところではあると思うんです。当然そうしていくと思うんですけれども。

本当にこれ単純に、シンプルに話を聞くと、例えば、一緒になったら一緒、何ていうんですかね、プラス効果がマイナス1名減の分を出して現状維持だと、これまでより、よりよく本当になるのかなというところがちょっと不安に感じたりしております。

これは、この新しい部署をよそから見たときも一緒に、例えば地域包括支援センターから何かの仕事を、新しい健康増進係に頼みたいと思ったときに、新しい健康増進係、一緒になってちょっと仕事がいろいろ増えて大変だよねってなると頼みづらくなっちゃうんじゃないかなとか、そういった部分も少し気になったりとかしているんですけれども。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） この係の統合につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、現在行われている健康増進係2名の業務、こちらで足りない部分を保健予防係のほうで、この事業見直し、あと体制の整備等をまたやって、役割分担も明確化して事業を進めていきたいということで、あの事業のほうは実施できるということで、係・課としてはそのように考えております。

○議長（笠井政明君） 副町長。

○副町長（鈴木嘉久君） すみません。体制のことについてということなので、少し御答弁させていただきます。

1課の中で栄養士が2名、別の係にいたという形の中で、今回この一体化の事業を進めるに当たって、恐らくそのフレイル、それから低栄養の部分についての実質の事業というのは

必ずこれからピックアップするので多くなってくるはずだろうというふうには考えております。

それに当たって、新年度の話になりますけれども、雇い上げの栄養士も活用しながらという形でやっていく予定となっておりますので、係員の減はありますけれども、事業の推進については雇人も使いながらやっていくということで充実をさせていくということと。

もう1点、20年積み上げてやってきた健康づくりの中で、先ほど町長の答弁からもありました。その方たちがターゲットとして40から65ぐらいをターゲットにしていたものが、20年を経て60から85になってきて、今現在フレイルという、総合的に国の全体的な問題でもあるものが出てきているということで。そこに向かって事業を行っていた健康増進係が、どうしても高齢化対策という形のほうに向いていったというのはもう自然の流れかなとは思いますが、すけれども。

これからの20年に対して、またもう一度その構築をしていかないと、さらに20年後にどんな問題が起きてくるのかと、これ町として持続的にやっていくためにはここも考えなきゃいけないというところ。そこに向けて、今、体制づくりをするために、栄養士については、事業をこれからみんなで当たっていくに当たって、指導の仕方の平準化も目指さなきゃならないというところで、やはり次の世代とかに向けて、上席の栄養士が、下の栄養士というか、上下という関係はあれですけれども、新任のほうの栄養士について指導をしながら、事業の平準化を進めていくということも、町の体制としては必要ということで、今回重ねてやるということで。それで効率を上げることということと事業の質も平準化することということを目的に考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） そうですね。副町長おっしゃるとおり、20年たったら対象が年取っちゃったというのももちろんあると思うんですけれども。

何ていったらいいのかな、現状の、これ、ただ今こうやって話ししているから、ここの部署の話しかしませんけれども、ほかの部署もどこも人員がいっぱいいっぱいの中のことなので、勝手なことを言うなよという話なんでしょうけれども。

やはり、前々から健康増進係、それから地域包括支援センターはやりたいことがあるけれどもやり切れない。健康増進係は特に、このフレイルという言葉が出てからは、もともと後

期高齢者の75というところのラインがあって、これを65を高齢者のラインまで何とか持ってきて。

ただ、介護予防という視点でいうと、50代までここを前倒ししないと将来的な効果って薄いよねという、そういう危機意識は皆さん現場の方も持たれていると思うんですよ。ただ、それがどうしても手の問題でそこまで手が足りていないというところがあったと思うので。

今回のこの組織・機構改革に限らず、そういったところまでどうやって手が伸ばせるかというところをぜひ幹部の方は頭を絞って、知恵を絞っていただければというところと。

あと1点、これだけは、この間もちょっとお話しさせていただいたときにあれしましたけれども。私ども東伊豆町のこの健康づくり教室、割とよその自治体から評判やっぱいいんですよね。メニューとして同じようなことをやっているとか、もっと手広くやっているという事例はあるんですけれども。これも善し悪しの部分なのかもしれないですけれども、直接ある程度職員が関わって、出ている方々のいろいろなデータをチェックして、危なそうな人を見つけていくというところまで、職員が責任を持ってやっているから保たれている質というののもやっぱりあると思うんです。

このままの体制で、これをそのまま拡大できるとは思わないんですが、このコアな部分で今の体制というのはぜひ残しながら、できればそのノウハウを外部の方との協業でも何でも構わないので、手広く広げていけるような形でちょっと御検討いただけるといいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 副町長。

○副町長（鈴木嘉久君） ありがとうございます。教室の質等を褒めていただいて本当にありがとうございます。20年かけて積み上げてきたものとして、現場で携わった者としてはそういうふうに言っていただけること、非常に嬉しく思います。これを後退させることはしたくないというふうに考えておりますし、もっとさらにいいものを質の高いものを提供できるように努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。私、専門でもないんですけれども、今、全体的な話を聞いていてやはり思ったのが、全ての分野において人手不足です。2024年、これからあと何十年かすると、本当にもっとひどくなるという中で、一般的にその人口減の中でやる手だて、処方箋は、私もいつも言っていることですけれども、基本的には今、副町長からお話がありました栄養士の平準化という話、平準化というやり方を1つ入れるということと、あとは仕

事を共有していく、シェアリングをしていくという考え方と、あとは圧倒的にＩＴとか最近
はＡＩとかＤＸを推進していくという話なんです。で、この分野において、私はそこが一番、
そこというのはＤＸの部分が一番欠けていると思います。そこをもう少し町政として力を入
れて、なるべく人手をかけなくてできるような体制も少し検討しなければいけないと、今
の議論の中で思いましたので、そこも付け加えて、今後、１人当たりの負担をなるべく減ら
すような新しい技術の導入という側面も入れて検討を進めていければと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） ６番、稲葉議員。

（６番 稲葉義仁君登壇）

○６番（稲葉義仁君） はい、ありがとうございます。

私が褒めたというより、よその自治体の方々も褒めているということですので、ぜひ自信
を持って進めていただければと思います。

今回はいろいろ細々したことを、すみません、長々とやりましたが、とにかく目標はこの
一体化がどうのではなくて、町民の方々の健康状態が今より少しでもよくなる、それを見守
る状況がよくなっていく。結果として健康な方を増やす。ここのところが一番大事な目的だ
と思いますので、健康づくり課の各係、あと場合によっては住民福祉課、教育委員会なんか
も当然絡んでくるようなところもあるかと思うんですが。

もともと、この保健一体化であったり、この後に来る重層的支援体制整備事業とか、仕事
がどんどん横串で、国のほうも必要性を感じているところでもあると思うので、ぜひ私ども
の町のほうでも、そういったところを先回りして風通しのいい、気持ちのいい体制というの
を何とか考えていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。どうもあり
がとうございます。

○議長（笠井政明君） 以上で、稲葉議員の一般質問を終結いたします。

この際、14時30分まで休憩とします。

休憩 午後 ２時１６分

再開 午後 ２時３０分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、河津町・東伊豆町間の道路整備についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 3問通告してありますけれども、各問ごとに行いたいと思います。

第1問、河津町・東伊豆町間道路の整備について、質問いたします。

県の第4次地震被害想定では、駿河トラフ・南海トラフ・相模トラフの2つの巨大地震において、東伊豆町のみならず賀茂郡が孤立するということを想定しています。

町への支援の人や物資の動きを確実にするためには、県代行による湯ヶ岡赤川線の整備、国道135号と旧道の伊東市・東伊豆町間の安全確保が必要です。さらに、賀茂郡全体を視野に入れると、河津町・東伊豆町間の道路確保が最重要課題となってきます。今回、町長も施政方針で町からの南進というふうなことを言及しておりますが、どういう構想か、その実現性はいかがかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の質問にお答えをいたします。

リダンダンシーというか、道というのはいろいろな方向からこう結ばれていると、災害時に有効に活用できるというのがありまして、東日本大震災のときも高規格道路が通れなくなったのが何本かあって、たしか北陸とか東北のほうをぐるっと回って、日本海側といったほうがいいでしょうか、こうぐるっと回って救援物資を運んだりというところがあったかと思っています。

そういう意味においては、東伊豆町においても国道だけではなくて、ちゃんとほかの道もつなげられるところはしっかりとつなげておくということがとても重要だと思っております。

そんな考えを踏まえまして、この南進の話でありますけれども、現在、緊急輸送ルートと

して国道135号線が通行できない場合の代替ルート、これ今はありません、基本的には。なので、それを早急にしっかりと構築していく必要があると思っております、東伊豆町から南進、南進のみならず北進とともに大変重要な課題だと思っております、災害は待ってくれないので、なるべくスピード感を持ってやらなければいけないと思っております。

一方で、南北とも同じような課題がありまして、それは御存じのように、両方とも周辺自治体にまたがる事業だということ。北進については伊東市、南進については河津町ということで、東伊豆町だけの考えでなかなか物事が進まないという側面もあるということで、どうしても周辺自治体との調整及び協力体制の構築等が必要になってくると。その上で、県との調整に入るとということで、普通の道路事業よりは少し難解かなというところ、そういう認識を持っております。

それらの課題を踏まえまして、東伊豆町から南進に関しては農免道路として整備された町道に移管された大久保臼ヶ久保線は河津町に入った後、見高で国道に接続されておりますけれども、そのちょっと手前に河津町の田中方面へ向かうルートというのが、今も広くはないけれどもあると思うんですけれども、あの辺を使って河津町に抜けていくということが考えられているのではないかなと思っております。

現在、賀茂農林事務所が調査を始めたところでありまして、また河津町内の事業でもあるので、先ほどお話したとおり、河津町とも連携を取りながら、実現に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、やっぱりこの全体として共有すべきなのは、お手元にもあると思いますが、ここにも掲示しましたがけれども、県の第4次地震被害想定ですよ、これにおいて、その駿河トラフ、南海トラフ、いわゆる3連動、大型の地震であるのか、また南海トラフにおける、神奈川県西部地震においても、いわゆるレベルワン、レベルツー、どの想定をしても、賀茂郡は孤立するというのが実態としてはあるんじゃないでしょうか。

最近、賀茂危機管理局が先ほど来も出ましたけれども、孤立集落とかというふうなことを言っていますけれども、事態はその孤立集落の深刻な問題よりも、今、賀茂郡全体が置かれている状況、県の想定でいっても3日から1週間、135号線が3日から1週間の間に、道路啓開が確保できたとしても、3日間は賀茂郡に人や物資の流れが入ってこれない状況がある

ということを共通認識として持つ必要があるんじゃないでしょうか。

だから、そういう面でいうと、賀茂郡内の孤立集落が云々かんぬん以前の問題がまだ解決できてないのに、危機管理局は何をやっているんだというふうに私はちょっと不満を持っているところです。

ただ問題は、お手元にあるような資料で分かるように、第4次のこの被害想定で見た場合、レベルワンでもレベルツーでも伊豆市の湯ヶ島から河津町にかけて、そして、伊豆市の土肥から松崎町の海岸線、ここが大きな被害を受けて、1週間どころか相当長期にわたって道路が寸断される予想ができています。現状で見ると、この135号線を使って東伊豆町から郡内へ人と物資の流れをつくらなければ、賀茂郡自体が孤立する状況というのが想定されているわけですね。ここは非常に深刻なわけで、そうするとこの135号線が本当に3日か1週間でちゃんと通れるようになるのかどうかという問題も、いわゆる町長言われる北進問題を含めた問題もあります。

しかし現状で考えたときに、3日間いわゆる72時間の人命救助の壁という問題が、現状クリアできない状況が賀茂郡全体にあるわけです。先般、町長も出席をしておりましたが、あの下田のメディカルセンターの組合議会でもその問題、私は提起しましたが、レベルツーの場合においては拠点となる西伊豆病院であれ、メディカルセンターも津波の被害を受ける可能性があって、賀茂郡においては直近で見ても今井浜病院と東部病院、熱川温泉病院とこの3つの病院しか、津波やその地震等において影響が少ないだろうと言われているのはその3つしかないわけです。

現状は、その東伊豆から河津町の南進がちゃんとできてないという部分で見れば、これは3日間、人命救助の壁を乗り越えられないというのが、賀茂郡全体の問題でもあるわけですね。いわゆるDMA Tを含めた医師団救急援助隊が東伊豆へ入って、賀茂郡へ入ってこれないということです。今の状況は、これも完全に今回の能登半島地震で、輪島や何かのところで、高速道路も被害を受けて、救助の壁というものに現実阻まれたという状況が、賀茂郡では確実に起こるということが今想定されているわけですね、やっぱり一番問題が尽きると思うんですよ。

隣にちょっとこれは掲示させていただいたわけですが、やっぱり河津町はどういうって、やっぱり河津川河口は液状化を含めた津波の影響も含めて非常に大きな被害が出る想定がされていますし、その下の土砂災害のこれは河津町のハザードマップですが、現状で町長言われたように、田中の道もありますし、サンシニアから今井浜へ抜ける道と、今

まで135号線が今井浜が特に海水浴客で非常に渋滞が激しかったときに、東伊豆の町民というのはその2本の道を使って行き来をしていた道はありますが、河津町の土砂災害のハザードマップを見る限りは、どちらも相当、部分的にですね、サンシニアからやっぱり今井浜へ抜けるあの周辺については、やっぱり土砂災害の警戒区域としてゾーンがされていますし。田中へ抜ける道もやっぱり、見高入谷の集落から田中に下りる間においては、やっぱり土砂災害の警戒区域に挟まれていまして、どういう事態が起こるか、今の状況では不確定な状況だというふうに思います。

町長、今、答弁で聞いていますと、やっぱり確かに河津町の問題だと、河津町との問題が一番大きい問題だとは思いますが、これはもう、河津町だけの問題じゃなくて、もう賀茂郡のやっぱり人命に関わる、またその物資等々の流れから考えたら、やっぱり本当に復旧復興に関わる問題が、もう既にこの東伊豆と河津町間の道路、これがなければ賀茂郡全体がとんでもない状況に陥るのではないかとということが想定されているのではないかとthink思っていますよ。

ここをやっぱり賀茂郡の市長さん・町長さん方とも共有をしていただいて、やっぱりその上で135号線にしろ、河津・東伊豆町間の道路についてもやっぱり最優先課題で、郡内も最優先課題で取り組まなかったら、本当に住民の命を守れないという事態に直面するわけですから。この点での町長のリーダーシップが私は必要だというふうに思っておりますけれども。町長この御認識というものは市町長さん等で共有できますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい。御指摘ありがとうございます。

能登半島地震を受けて、まさにその認識が強まったところもあるんですけれども、同じような認識の下で、先般3月4日なんですけれども伊豆半島の7市6町の首長が集まりまして、新聞か何かにも載っていたと思うんですけれども、まさに自治体主導で、要は市・町主導で県に対して広域的な、しかも連携の取れる対策を考えていく必要があるということを体現したのが、この間の第1回の会議ということで、これからいろいろな課題に対して、定期的にこの首長が自らの意見を言いながら、他人の意見も聞きながら、よりよい連携の在り方というのを探っていこうという会議がスタートいたしました。まさにそれは同じ思いかなというふうに。

その中においても、まさに東伊豆町における南進北進の話もさせていただきましたし、その辺はしっかりと主張、東伊豆町だけの話ではなくて、それぞれの地域において、国道が走

れなくなったときのための対応ということをしっかりと考えていくということは重要かと思っております。

加えて、72時間の壁という話もありましたけれども、3日間ということですよ、よく言われていますけれども。それは、道路が一旦多分、土砂で崩落で止まってしまうとなかなか使えなくなる可能性があるということで、なるべく選択肢としていろいろな道路を確保しておくということが1つと、それだけではなくて、道路だけではなくて、例えばおとしでしたっけ、海を使った避難訓練をやりましたけれども。そういう東伊豆町、伊豆半島というのは海に三方を囲まれているというところで、しっかりとそれに対応できるだけの可能性があるということで、海を使った避難とか緊急物資の搬入とかという話をしていかなければいけないです。

よく言われるのが、津波で港湾が瓦礫で埋まったときどうするんだという話がありましたけれども。先般、港湾空港建設協会というところと、海の道の啓開の協定を我が町は結ばせていただいておりますので、何か発災したときに優先的にその協会が駆けつけて、海の船が通る海路というのをある程度開いてくれるというような協定を結ばせていただいているところであります。

そういうことを積み上げながら、様々な避難、緊急物資の搬入、そういうところの選択肢をまずしっかりと増やしていくということと、やはり何といたっても道路というのがその一番大事なところになるので、議員が御指摘のように南進北進にかけて、しっかりと主張をしながら、スピード感を持ってやれるように、今後も努めていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 確かに選択肢は多いほうがいいわけですがけれども。本当に、県も私は何もしていないというふうには見てはいませんが、いわゆる北進の部分で見ても、あのライオン岩周辺について、下田土木なり熱海土木なりもそれなりに手を入れていますし、町にとってみても、社会資本整備交付金を毎年頂いて、湯ノ沢草崎線のあの区間についての整備をしていると。どう考えてみても、湯ノ沢草崎線にとってあれだけのお金が入ってくること自体が、ほかのやってもらいたい事業からしても、ある面、異例な形ですがけれども。ただ、実際こういう災害時に135号線や湯ノ沢草崎線というものをやっぱり活用しなければならないだろうという視点から見ると、国や県としても一定この道路の整備を入れているのかなという部分と。

あと、賀茂郡内で見ましても、下田大賀茂から南伊豆一条にかけては立派なトンネルもありますし、非常に立派な道路が今整備されつつありますね。まだ下田市内が十分じゃないところありますけれども。

それともう一つはやっぱり、郡内なんか走ってみると、下田松崎線って、いわゆる婆娑羅のトンネルから松崎町に入る道についていうと、非常に狭い道だったんですけども、今はかなりトンネルの手前まで道路が拡幅をされまして、安全性も確保されるような状況というのはできていると思います。

ただ、町長、先ほど言われたような面で見ると、そうはいつでも、東伊豆から河津の間もそうですけれども、その道を除くとほかに、例えば南伊豆から蛇石峠を通過して松崎へ行く道はありますが、地震の発災時にそういう道がどうなるかという、どこの道もやっぱり道はありますよね、細かい道は、西伊豆の大沢里から伊豆市へ抜ける道、幾つか道はあるんですけども、その道はどれも狭隘でやっぱり山が迫っているんで、発災時にどの道もやっぱり使えるか使えないかということになると、これは非常に分からない。確実なその道ではないわけですよ。

なので、例えば県がその道路啓開としての道路は位置づけをしているのはやっぱり現状は掲示したような道しかないというのが特に、特にこの、町長と東日本のときの話をしましたけれども、なかなかね、私達もオートバイも好きで、あっちこっちの道というのは高校時代から走りましたけれども。

だけれども現状で見る限りは、どの道も、ただ普通に走るときは楽しい道ですけれども、災害を考えると、どの道も使える道というのは現状少ないのかなというのがやっぱり実態。そうしますと、やっぱり県が示しているような、このものを現状から考えていくしかなくて、町長、今日ですかね、伊豆新聞にもありましたような、肋骨道路からという、確かにこの部分をそれぞれの隣接している市町で、どこの道をまず整備してもらおうかということを想定することはとても大事で、そこに向けてやっぱり賀茂郡でも取り組んでいかないといけないと思う。それはそういう命の壁という72時間という問題を含めて、お互い共有されて、本当に大事な問題として取り組まないといけないですよ。

加畑県議あたりが、その縦貫道の問題もね、触れてくれていますけれども。これもまあどうしても時間がかかるということもありますから、いつ災害が起こるか分からないという点で見ると、将来的にはその道というものも使うことになるのかもしれませんが。現状で考えると、今ある道を拡幅するなり使うということが現実的な選択なわけで。そういう意

味で、特にこの東伊豆・河津間にはそうした構想が見えていてもないわけで、これは特に賀茂郡の命運を握る道になると思いますので、そういう意味での、ぜひ取組を。特に、今、町長は、町長会の会長だというふうなお立場もあるようですから、これ本当にリーダーシップを取って構想をつくり、早めにここの、やっぱり住民の命がかかった道だということの中で取り組む必要があるかと思いますがいかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まさに、伊豆半島全体、賀茂郡域全体を考えた、より効率的なやり方というのをしっかりと考えなければいけないということで。まさに町長会の中でも、首長の間でその辺の認識は本当に一致しています。しっかりと連携してやらなきゃいけないという話もありますので、その機運にしっかりと乗りながら、我が町におけるやるべきことをしっかりと判断をして、既存の道路、これ河津等の、今、調査中ということなんですから、必ず事業化をしてやっていくという覚悟で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、職員の専門性を高めることについてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 職員の専門性を高めることについて質問いたします。

デジタル化の進展とSNSの普及などにより、情報の共有化がすごいスピードで進みつつある現在、職員の専門性を高めることは職員の能力を個人の能力を高めることにとどまらず、組織を活性化する大きな要因になると考えています。

そこで、町に伺うところは専門性を高める方針・計画というものについて、町は持っているのでしょうか。

2点目、総務系・事業系・窓口系・資格系等に総合的異動期と専門的に異動期を設けるなどして、人事異動や研修を図るといような戦略的な取組が必要だと思いますがいかがですか。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

まず最初ですけれども、専門性を高める方針・計画を持っているかというお話であります。が、まず業務内容に専門性が求められるものについては、専門職として職員を採用している

というのが現状であります。

専門職としては、土木及び建築技師、保健師、栄養士、社会福祉士、介護支援専門員、図書館司書、教諭、運転手の職がございます。専門職以外の事務職の職務の中にも専門的知識、技術が必要なものもあります。そのためには、社会教育主事のように、職員に資格取得を命じているものもあります。

現在、専門性を高める計画は特にありませんけれども、東伊豆町職員自主研修費助成要綱を設けまして、職務と関連する資格等の取得や、自主的な研修のための費用を助成する仕組みをつくっているところです。

この制度などを使い、資格を取得し、また研修を受講することにより、専門知識・技能を身につけることができると考えておりまして、実際のところ、これにより専門知識・技術を身につけ、業務を遂行している職員が複数存在しているのも事実でございます。

なお、静岡県自治研修所で実施される広域研修のうち、職務の遂行に必要な専門知識及び技能を習得し、職務を的確に遂行する能力を養成するための専門研修がございます。政策形成、調整力・交渉力、実務・技能の3コースごとの研修に職員を受講していただいているところでもあります。

しかしながら、より専門性をもって業務を遂行していくため、またデジタル化への進展に対応するには、県自治研修所などでの研修のみならず、ほかにも専門性の高い研修所で受講する必要があると考えております。

例えば、千葉県にある市町村アカデミーとか、滋賀県にある全国市町村国際文化研修所、あと東京にあります日本経営協会がやっている研修などがあります。その辺をしっかりと活用して進めていきたいと思っております。

2点目の質問であります。総務系・事業系・窓口系など様々な分野を経験した中で、適切な人員配置という話であります。

まずは、新規採用職員については原則として総務係、総務系、そして事業系、福祉系の3分野の業務を3か年ごとに配属することとしています。これ基本、絶対こうなるというわけではないんですけれども。一応、いろんな分野を経験していただきたいということで、そういうことにしております。

人員配置につきましては、令和元年度より各職員に、職員の意向調査票の提出を求めているところでもあります。どこに行きたいとか、こういうことがしたいとかという希望を全職員に聞いているということでもあります。

意向調査票の内容は、勤務に関する意向として、希望する部署の記載、能力の活用として適正のある業務の自己申告、職務等に関連し、自己啓発に心がけている事項、取得予定の資格、参加したい研修などの項目となっています。

また、職員ごとの経験業務を整理して見やすくして、この職員はこういう経歴で来ているというのを分かるように整理をしているということもしております。人員配置につきましては、職員の意向調査の内容、これまでの業務経験内容を踏まえ、適正な配置を図る仕組みとされているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 認識的には、いろいろと努力をしているというか、そういう方向性はあるんだということについては理解しております。

ただ、前から私は気になっていたのは、例えば隣の河津町の状況とうちの状況とどうなのかなということで例えばいうと、これ令和3年度の決算カードの状況から、それと決算の成果説明書の内容から抜き取ってますけれども、例えば東伊豆町が115人の一般事務職がいて、町長、先ほど言われた県の研修、職場外研修という形で行っていますけれども、令和2年が24人、令和3年が36人、令和4年度が41人、これは決算の成果説明の数字を拾っていますけれども。それが、例えば職員数85人の河津町は、令和2年は63人、令和3年は94人、令和4年は、2回3回出た人もいらっしゃるようで職場外研修は100人、こういう数字になってきていまして。だから、やっぱりそうすると東伊豆町の職員だと、二、三年に1回こういう研修に行けているのかなというレベルなんだけれども。河津の行っている数の状況からすると、もう1年とは言わないけれども、2年に1回ぐらいは必ず研修に行って、やっぱり自らのスキルを上げてくるというような、この取組の裾野の広さというのがやっぱりあると思うんです。

私、過去からずっと見ている限りでは、例えば町長が後段言われました市町村アカデミーだとか、唐崎の国際文化研究所だとか、自分も行くんですけれども。職員がそういうところに行ったとか、例えば自治大学校だとか税務大学校だとかというようなやつがありますよね、総務省の下にとかね。ですけれども、こういうのに東伊豆町の職員が参加したというのは、私自身もあまり記憶ないんですよ。

だけど、河津町はここ3年間はコロナがあったので行ってませんけれども、でも河津町は

いつも誰か行っているんですよというのは、河津町の職員に聞いても「あ、今そういえばコロナで行かなくなったね」という話なんです。河津町、ずっとこういうところにも行ってたんですね。

やっぱりこの辺が町なりのそういう政策的な意図もしっかり受け止めて、町もそういう計画をしてなのか、位置づけがちゃんと根づいていて、これだけのやっぱり職員を研修に送り出すし、その量的にも、また言われたような質的にも、高いレベルのところにもやっぱり送り出しているというところは、ちょっと東伊豆と違うのかなと。

後段、町長言われたその自主研修は、これはとても大事な部分だと思っていますし、しかし、データから見るとあれですよ、令和2年が4人、令和3年が3人、令和4年度になって13人ということで、町長になって新しくいろんな方針や動きが出てくるので、職員もこれは勉強しとかなきゃまずいのかなという、そういう気運ができたのかどうか知りませんがとも増えていることは、これはいいことだと思うんですよ。こういう職員はやっぱりもっと増やしていかなきゃいけないだろうと思いますし。

これは町長ね、過去、視察に行ったニセコ町、今、立憲民主の議員になっていますけれども、逢坂さんが町長時代のニセコ町の場合は、90人の職員に研修費1,000万という時代がありました。これはやっぱり札幌どころか東京まで研修に行かせるんだということと、大事なことは職員が研修に行ったことについて、副町長や総務課長が単なる復命書だけで終わらせるんじゃないくて、どういう研修だったのか、研修の核心をやっぱり聞くという、そういう作業を入れているんです。大事な研修だなということについては、それをやっぱり管理職会議等で職員に共有できるような仕組みもつくっていたんですよ。もっと大事なことだったら町民にも知らせようということで、社会教育でもやる。

だから、こういう部分も含めまして、研修費というのは無駄には全然なっていないわけですから、個人の能力においても組織においても、全体、ただ1人が研修してきただけじゃなくて、本当にそれが東伊豆町の新たな活力になるような、やっぱり受入れ体制というのも、これ必要なだろうなと思うんですね。

そういう面で、今、町長言われたような、その申告という形で取っているやり方というのも、まあなるほどなというふうには思ったんですけども。やっぱり自己啓発をしていくという意味でも、ある程度の年齢からやっぱりそこにとどまって、ある程度、こうじっくりとその部門の仕事ができるということも結構大事なことだというふうに私は思っているんですよ。

結構、職員が異動するたびに、何年か前やっていたけれども、やっぱり3年、4年たって戻って見たら、今やっぱりやっていることが全然違ってくるというぐらい、結構、時代の変化も激しくて。従来やったところでも、かなり仕事が変わるという時代の中で、やっぱり新しい課題を受けてどんどんチャレンジしていくという部分ができるためには、しっかりと通常の仕事を把握してやれるだけじゃなくて、さらにその課題に挑戦していく、一步を踏み出すという部分には大きな力も必要になってくるわけで。そういうためには、安心してその仕事に自分がこう傾注できるということは、やっぱりある程度担保されないと、いつまたどこか違うところに異動されるのかなというようなことでは、なかなか難しいのかなという気がしていますし。

お隣の副町長さんもそうですけれども、健康づくり課でやってきたことが、今やっぱりこの健康づくり課の仕事の柱になってきたわけですよ。そういうところが、そういう人材がその分野においては、誰なら任せられるなというような人材をつくり、そして、その人間がそのときそのとき、町に下りている課題についてしっかりとチャレンジして解決をしていくというような、その仕事の役割を果たせるような、仕事ができるというような環境をぜひ整えていかないといけないんじゃないかなと。

先ほども自主研修なんかが増えてきたというのは、町長が新しいことをいろいろ言うから、これは町長に後れを取ってはならないという、こういう職員も出てきたのかなというふうには思います。

やっぱりそういう刺激ということが組織を活性化するし、いろんな意味で町民の暮らしの向上につながっていくわけですから、単なる働く人ということじゃなくて、本当にこの町の課題、町民の暮らしをよくするために、職員がやっぱり本当に安心して研修もし、働けるといえる環境というのは、もう少しこう何かルール化したものも含めて、今御答弁いただいたようなものももう少しルール化して、職員の間でもちゃんと確保できることが必要だなというのが、私が答弁を聞いての印象なんですけれども、いかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、研修についてなんですけれども、自分の基本的スタンスとしてはどんどん外に出ていっていただきたいなと。毎回お答えをしていますけれども、町の外の世界をどれだけ知るかというのが、ひいてはこの町のために役立つ知識とかいろいろな情報とかというのを集められるという意味では、とにかく外に出るということはとてもいいことだと思っていて、

職員に対してもどんどん出たらいんじゃないかという話はしています。

ただ、自主的に、要は何ていうんですかね、自主性みたいなところで、何人かの職員に私は相談を受けて、こういう研修を受けたいんですけれどもと言われたことがあるんですけれども、どんどん行けということで認めております。ただ、それが絶対数がなかなか多いかという、なかなかそこまではいかないのが現状であります、そこをどうやってそういう意識を持っていただけるかというところも少し課題なのかなと、そこはちゃんとやっていかなくちゃいけないのかと思っているのが1つと。

あとは、ゼネラリストとかスペシャリストかの話を多分されていたと思います。これも非常に難しい問題なんです、若いうちはというか、入庁してしばらくの間はいろいろ分野を経験するということはとてもいいことだと思いますので、ある一定の世代まではいろんなところをやってもらおうと。そこからどうするかというのは、またその個々人で違ってきます。ただスペシャリストをつくっていくというのも、とても頼りがいがあって必要な部分もあるので、そこはバランスを見ながらちょっと考えなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

少なくとも、研修とかほかの外からの刺激を受けるということは、本人のみならず役場にとっても、そして町にとってもプラスになることであります。なので、これは少し制度設計という話もありましたので、少しちょっと考えながら、より多くの職員が外に出る機会が得られるように工夫していきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ある面でいうと、役場というところに就職できた、働けるということがやっぱりこれはもう、それは終着点でないわけですよ、そこは出発点なわけですから。で、やっぱり今言われるように、市町村の消滅とかという、そういう課題を抱えている中で、職員としてこの町を維持し発展させるために力を尽くさなきゃならない。このときにそれぞれいろんなスキルやいろんな能力、経験というものを、個人が高めていただくとともに、そういう高めた人材自身がまたお互いの情報を共有しながら高め合っていくというような働き方が当然必要になるわけですから。

私はざっくりですけれども、この質問を考えながら、例えば40ぐらいまでは、40ちょっと前半ぐらいまでは町長言われるように、ゼネラリストというか事務系、総務系とか回っていくというのもいいだろうけれども、せめて40ちょっと過ぎたら少しスペシャル、その中でや

ってきて、この人はこれが、この仕事を頼みたいなという、役場からの部分もあるだろうし、本人がこの仕事をやりたいなということもあるのではないかなということを漠然と思いました。

私、議員としての経験の中でいうと、そういう相談が過去一度だけあったのは。元水道課長の内山さんという方がいらっしゃいましたけれども、その前の水道課長、雲野課長が大変スペシャリストで、その後、その課長が抜けた後、この水道を維持するためにどうするのかというときに、その当時の町長から内山君をこういうふうにして育てたいんだということがあって、それは何かみんなで議会でも確かに専門的な人間が資格も取り、専門的に水道を見てもらふ人間がいなかったら、これは大変だと。そういうようなことで、そういう話を町長から投げかけがあったというのは一度だけありまして、そのことは記憶しているんですけども。その後、そういう話は、町のほうから議会へ投げかけがあるということも特になかったと思っておりますけれども。

しかし、ちゃんと職員を、町長言われたように、ゼネラリストであれスペシャリスト、ちゃんとやっていくという基本的な方針が。これ、やっぱり岩井町長になってどういうふうにやっていくのかということについても、ぜひしっかりと職員の皆さんに分かるような形でお示しされて、その中でそれに答え、またそこでチャレンジしていこうという職員をぜひ一人でも多くつくり出していただきたいなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 自分なりの基本的な考え方をしっかりと設定をして、職員と共有しながら、よりいい環境づくりに邁進したいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に第3問、機構改革（健康づくり課）についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 機構改革（健康づくり課）について。

先ほど6番議員がかなり全面的にやられたので、何となくぼやけてしまうかなという点があるんですけども。

特に、私は来年度の機構改革ということでの関係で、とりわけ予算に関係したような視点から伺っておきたいと思います。

来年度の機構改革案が先示されました。そこで伺います。

1、町の健康づくり、介護予防などの事業も、事業本来の趣旨から町はどのように評価をしているのか。

2、骨太の方針から見て、現状の課題は何か。

3、予算編成後の改革で職員数の減となる見込みであるが、事業の後退はないか、予算案に加えて必要な人材や予算が生じないか、この点について絞ってお伺いします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の質問に御答弁申し上げます。

最初の1問目でございますが、町の健康づくり・介護予防などの事業を本来の趣旨からどのように評価をしているかということですが。

町の健康づくり・介護予防事業ですが、健康寿命の延伸、フレイル対策を目的とした事業を外部講師に依頼し、課内で連携を取りながら実施をしているところであります。今後も高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の方針に沿って事業を推進していくこととなりますが、対象者の増加や効果的な事業を実施するに当たっては、より一層の事業の拡大や内容の充実を図る必要があると認識をしております。

2番目の骨太の方針から見て、現状の課題は何かということですが、骨太の方針では、町では保健予防事業や食育などによる健康づくりと、介護予防を推進するとともに、生きがいを持って生活できる体制をつくり、町民における生活の質の向上を目指していくとしています。

その中で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進めていくこととなっており、令和6年度から実施に向けて体制づくりはできておりますが、以前から従事する専門職の不足については、継続した問題・課題になっているということですが。

予算編成後の機構改革で職員数が減するという中で、当初予算の成立後、その人材や追加予算についての御質問ですが。

今回の機構改革では、職員の数でいえば減となる見込みですが、事業内容の工夫や現在いる専門職の効果的な活用、会計年度任用職員の活用など工夫を重ね、事業に支障が出ないようにしていきたいと考えております。不足している専門職については、引き続き確保に努めていきたいと考えております。現在、専門職の採用についての相談も実はあるということですが。

また、事業の運営についても、より効果的な事業ができる民間事業への委託など、今後どのようなやり方があるか研究を重ねていきたいというふうに考えております。人材の確保や委託事業などの必要性が生じた場合、これは追加予算の措置は考えなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、私、機構改革のお話があったときにも言ったんですけれども。

やっぱり町長御答弁したように、今の状況の中でいうと、いわゆる対象者というもの、いわゆる高齢者が増加している。特にもう今、後期高齢者のほうが爆発的に増えていくという部分でいくと、やっぱり対象者が増えていく中で、そっちは増えていくんですけども、今回の改革という形の中で人員減も含めてある。そうすると、私は最初にその段階で、やっぱりこの運営の仕方も含めた見直しというのもセットで示されることが必要ではなかったのかなという。

非常に我々が、短兵急に職員の減だけを見てどうのこうの言えないのは、やっぱりそれは取組においては、先ほどの町長の答弁にあったように、いろんな外部の講師の活用だとか民間の活用とかいろんな形があるので、これはその点も考えると、短兵急に言えない部分ですけれども、しかし課題として町長も言われたように、全般的なこの健康寿命の増大だとかフレイル予防だとか、そういう、本来持っているこの事業の役割からして、圧倒的に対象者に対して、事業量がまだ足りていないというのが基本なわけですよ。だから、ここをどういうふうに増やしていくのかなと。

その大きな視点が欠けてくると、単なる係を1つにするとかいうことだけではなくて、ちゃんとしたビジョンが描けているのかなと。言葉で大事だ大事だといっても、本当にその大事なところに対する手当てがしっかり考えられて、これを進めているかどうかということが、申し訳ないですけれども、私には十分感じられませんでした。

だから、これ本当に事業的に見たのも、事務職の職員が何人もいればいいという部分でもないということは重々分かっておりますので。だから、ここの人員の減という部分だけを見ないで、事業全体を見たいわけなんですけれども、事業の展開全体を考えたら、先ほど町長言われたように、会計年度任用職員を活用するなのか、事業を外部の講師の活用を増やすのか、そういう処方箋的なものも含めて、この事業をしっかり町としては位置づけてやってきます

と。こういうもっと説明が欲しい部分だったなと思うので。

特にそれは2月になってから、こういう機構改革の話があったので、通常、機構改革ってやっぱり12月ぐらいで予算と連動してきますから、もうちょっと早い時期でこういうもの、出てくるものかなと思ったら、今回は2月になってからの御説明だったので、当然、当初予算というのはもう1月の段階で確定しているでしょうから、会計年度任用職員の導入・活用するにしても、外部の講師や何かの依頼を拡大していくにしても、当然、当初予算とは違ったものが確実に出てくる。出てこなかったら、やっぱり町としてはこの事業を位置づけているのか、ちゃんと増やそうとしているのか、減らそうとしているのかというところが問われてくると思うんですけれども。町長も今後の問題としてあるということですから、私どもはそういうものが含まれているというふうに解釈しますけれども。

ぜひ、この事業を後退させるということなく、現状をさらにきめ細かく町民の中に入って対応をしていくということだと思うので、その1点について町長の御決意なりをお伺いしておきたい。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 機構改革の共有が少し遅れたという話については、少しちょっと反省すべき点があったかなとは思っておりますが。

ただ一方で、ここの高齢者の保健事業とか介護予防のものについては、先ほども何度もお話をしているとおり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という大きなテーマがある中で、それに合わせた機構改革というところも少しあったということで、御理解を少しいただければと思いますが。

ただ一方で、それを機構を変えると同時に、その代替案というか、対応方法、対処療法、処方箋というところも考えておくということは、私も重要だと思いますので、しっかりとそれは検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結いたします。

この際、15時40分まで休憩とします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時40分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（笠井政明君） 1 番、山田議員の第 1 問、ふるさと納税についてを許します。

1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） 皆さん、本日最後の質問に立たさせていただきます。山田です。よろしく願いいたします。

それでは、通告してある質問は 1 問です。

ふるさと納税について。

岩井町長は就任当初から、稼ぐまちづくりを掲げ、職員によるプロジェクトチームの立上げなど、前向きな取組が大きな要因なのであらうと私は思いますが、我が町への寄附金額は順調に伸びています。

確認の意味ですが、ふるさと納税の内訳は30%が返礼品に、20%が手数料に充てられ、残りの50%が自治体の収入になることから、町の大きな財源になっています。

そんなことを踏まえて、ふるさと納税について、以下の点について伺います。

1 点目、職員を増員する予定と聞かすが、その仕事内容と見込まれる効果は。

2 点目、宿泊関係の返礼品が90%以上を占めているとお聞きしますが、新たな商品開発により町の産業の活性化が図れると思いますが、今後の対策は。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員の質問に御答弁申し上げます。

ふるさと納税についてということで、（1）（2）質問ありますけれども、関係がありますので同じくくりでちょっと答弁をさせていただければと思います。

まず、ふるさと納税に対しての私の受け止めですけれども、ふるさと納税は地元ふるさとを応援するというのが基本的な理念にあると思うんですけれども。

ふるさと納税で寄附された金額の、先ほどお話ありましたけれども50%を超えるパーセンテージで町の収入になること、これがとても重要なポイントだと思っております、このお金を使って町にとって必要な政策を新規に行うことができるということで、自分の中でも大変重きポイントになっております。

まず、当町におけるふるさと納税の状況ですけれども、私が町長に着任する前で1億6,200万円、着任した令和4年度には2億4,400万円、その翌年の令和5年度には4億4,300万円となり、今年度は約6億、トータルとして6億円ぐらい順調に数字が伸びております。

私が着任してから2年間でおよそ5億円の財源ができたということ、これとても大きくて、この財源を有効に活用させていただいて、経済の好循環、新しい事業とかに回せるという意味で好循環が生まれ始めているという状況だと思います。

様々な課題を抱える当町にとって、さらに課題解決のための財源を確保するためにも、このふるさと納税にさらに力を注いでいきたいと考えているところです。

現在、ふるさと納税の仕事に当たっている職員は、観光産業課の観光商工係に在籍しており1名が従事しておりますが、観光商工係のほかの業務も実は受け持っております、観光展やキャンペーンなども従事しているため、大変忙しい状況になっていて、ふるさと納税の業務に専念できているかという、なかなかそういう状況でもないということでもあります。

御質問のとおり、ふるさと納税を選任で担当するふるさと納税係を新しく設け、担当職員も1名増員し、体制強化を図っていききたいと思っております。それは先ほど言ったように、さらに力を注ぐという意味で、そういうふうにしていききたいと思っております。

業務内容は大きな意味で、ふるさと納税寄附額のさらなる増加であります、そのためには様々な研究や工夫、そして、新たな返礼品の開発など、幾つかのアプローチが必要になってくると考えております。

町の商品を知ってもらうための宣伝方法や、こういった露出が効果的なのかなど、十分な調査と研究が必要であるほか、例えば宿泊券1つを取っても、こういった売り方を、どのような売り方をすれば売れるのかなど、経営的な知識も必要となってきます。

御指摘のように、当町の返礼品への寄附額の9割のものが宿泊関係の商品である状況であります。言い換えるならば農業や漁業などの1次産業から派生した6次産業の部分の伸び代がまだまだあるということでありまして、この部分に注力をしていくことも大変重要だと考えております。

現在、宿泊関係の返礼品以外の商品の掘り起こしにも力を注いでいるところです。干物等

の水産加工品のほか、柑橘等の農産品などの販売や、これまで返礼品の対象ではなかった海産物の鮮魚も何とか返礼品に加えるために、地域おこし協力隊を活用し、漁協の稲取支所と北川漁業との調整を行い、鮮魚の取扱いができる運びとなりました。

そのほかにも、現在申請中の商品は干物等の水産加工品やジャム等の農産加工品22点があり、3月中旬を目途に承認が下りる予定となっております。

ちなみに、昨日か、新しい商品開発の話も実はいただいたりして、なかなか町民の中でも、ふるさと納税を活用しようという機運が少しずつ生まれてきているなというふうに感じております。

これまで役場を横断的に組織されているふるさと納税プロジェクトチームが果たした役割、これとても大きくて、多様な課の職員から成る本P Tの推進力もとても効果的だったと考えております。

これまでふるさと納税プロジェクトチームが残したノウハウや哲学、そして手法など、新しいふるさと納税係にも引き継いでいただき、これをばねに東伊豆町のふるさと納税の寄附額増大につなげていきたいと考えております。

続きまして、ふるさと納税が町の財源増につながることに加え、間接的に様々な面で好影響・効果を及ぼす点に関して触れたいと思います。

ふるさと納税は様々な品目を開発し売っていくことでありますが、東伊豆町の各種産業の活性化や発展につながるほか、潜在的に高い商品力を持ちながら、十分に販路開拓や広告宣伝を行うことができなかった町内の中小企業者にとって、ふるさと納税は有望な販売促進ツールとなり得ると考えております。

これに、これまで無名に甘んじていた地元産品を全国の消費者に知っていただくことも可能だと思いますし、新規市場として地元事業者認知していただくとともに、参画事業者の拡大を目指していきたいと考えております。

ひいては、町の産業に関わる方々が、やる気と元気を出すきっかけにもなると捉えておりますので、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） まさに、先ほど来、東伊豆町版骨太の方針の中でもうたわれておりますし、この稼ぐ力というのは、今までは自治体が稼ぐなんていうことはあまり考えられなか

ったわけですが、頑張る自治体にはそれだけ財政力が生まれるとか、新たなことができるというそういう夢も出てきたわけで、今、町長おっしゃったように、前向きにいろいろ取り組んでいく必要があると思います。

1つずつ伺っていきたいと思いますが、今の御答弁のほうで係を置くということでお答えいただきましたが、観光産業課の中に係を置くということだろうと思いますが、一般町民にしても、例えば業者、農業者、漁業者等が3階へ上がったときに、ここがふるさと納税の係なんだよ。例えば上からのつるしものでもいいですし、ふるさと納税を扱っているのはここですよというのをまず分かるようにしていただけたらありがたいなと思います。

また、担当の職員にとってはいろいろ初めてのことで大変だろうと思いますが、寄附額を増やすためには確かに魅力ある返礼品を増やすことが最優先だと私も考えております。令和元年の改正後は地場産品とすることが条件にきつく加わりました。

商品開発というのは、私も個人的には6次産業に携わった身として、大変な熱意と大変な思いがなければ新しい商品は生まれないと思っております。例えば農業や漁業のように、朝が早い、また夜にも選別作業とかそういったこともあり、また飲食店や宿泊業も同じだと思います。今までの定時の仕事時間内に終わらないような業務も発生すると思われます。

なぜかと申しますと、その商品だったり宿泊券だったりそういうのも、職員の方が自信を持ってというか、みんなに自慢できるような商品開発をするためには、その職場に行って、どんな思いで作られているか。例えば、この東伊豆というのは、農業でいうなら温暖な気候で何でも作れると言われております。今から柑橘を例えば作ると7年、8年たって、やっと実がなりますけれども、野菜とかそういった1年間で答えを出せるようなものに関しては、職員の熱意があつたりすると農業者、漁業者も今キンメダイにこだわっていつているかと思いますが、なぜかというキンメダイが高く売れるからですね。安い魚をとっても油代にもならない。そういったところからキンメにこだわっていると思われますが、職員の熱意だったり、例えばそういったことによって生産者や飲食店の事業主とかも心を動かされる展開になっていったら、さらにいい商品が生まれると思います。

また一度に言って申し訳ないんですが、農産物とか海産物に限っては、返礼品が365日動くということはまず考えられないと思いますので、JAなり漁協とちゃんと打合せをして、獲ってきたものが無駄にならないように。昔からよく言われますが、売れないものだったり使われないものを使うのが6次産業だとよく言われますが、生産者にしても使われないものを作るのが生産者じゃなくて、いいものを作るのが生産者、おいしそうなものを作るの

が事業者でありますので、そのこのところ、職員にぜひとも理解を深めていっていただいて、新たな商品開発に向けていってもらいたいと思います。

そんなことを踏まえて、町のほうは、例えば残業時間だったり日曜出勤だったり、商人魂を持ってみたい職員の動きになってくるかと思いますが、そこまで考えておられますでしょうか。その辺のことをちょっとお伺いいたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 残業がいいものとはあまり思っていない、でき得るならば限られた時間の中で生産性を上げて取り組むという姿勢でいきたいというふうに思っております。ただ、どうしても仕事というのは、私も昨晚遅くまで残業していましたが、どうしてもやらなきゃいけないというときもあろうかと思います。そういうところはしっかりと役場として適正な対応をさせていただければと思います。

一番重要なのは、働く時間というよりは、その働いている方々のインセンティブ、やる気が重要だと思うので、そこをなるべく生かしていけるようなやり方を考えていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 職員のそういった思いを町長とか幹部の皆さんが受け止めてあげていただいて、職員も多分、自分の携わった商品が返礼品として人気が出てきたなら、こんな達成感は得られないと思います。まして、町の職員としてこういった数字が出てくるような職とか、そういうところはなかなかないと思いますので、ぜひやりがいを持ってやっていただきたいと思っております。

そんな中で担当の職員が自信をつけるという意味では、先ほどの14番議員が健康づくりのほうでも言うておりましたが、研修、今度新しい担当になる方が2名おられると聞きました。そして、地域おこし協力隊の方も入ると伺っておりますので。

先進地のほうではお金も何かかかるようなことを聞いておりますが、そういったセミナーとか商品開発に向けての職員の研修なども取り組んでいると私聞きましたが、そんな費用等は町のほうは考えていらっしゃいますでしょうか。分かる範囲で結構です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、一般的に研修で必要なものがあれば、先ほどの答弁にもお答えしたとおり、どんどん行っていただきたいし経験をしていただきたいと思っております。ふ

るさと納税に関していいますと、PTの中で1年に1回ふるさと納税に関する先進地の視察について、メンバー何人いたのかな、何人、十数人、自分で手を挙げたメンバーが、各いろんな課にいる人間が手を挙げていただいたんですけれども、全員に全国どこでもいいので先進地を選んでいくということについてはちゃんと公費で認めて、その代わり帰ってきたときに、その報告をみんなの前でしていただいて取りまとめもさせていただいて、なおかつそれを、その結果が今のふるさと納税の向上に少し役立っているというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） いろんなことに、私、質問する前から取り組んでいる今の東伊豆町が何か誇らしく思えたり、うれしく思えたりするところです。

実はこの質問をするに当たりまして、いろんな町のホームページを見たり、いろんなサイトを見たりしました。夜、目が痛くなるまで見たりしていましたけれども。実は我が町民の皆さんにもちょっと見ていただきたいんですが、我が東伊豆町のホームページのふるさと納税のページというんですか、ふるさと納税のところは非常に分かりやすく、返礼品の一部ですけれども写真もきれいでおいしそうに、また写っております。

さらには、記念品開発事業補助金制度も充実しております、3分の2でしたっけ、3分の2で100万円以下のたしか補助金があったと思います。私の知り合いも今回それに一部補助金を頂いたと聞いております。

そんなわけで、新商品開発に対してもふるさと納税のノウハウとか、ふるさと納税のことに対して、東伊豆町のホームページはなかなかよくできておりました。誰が作ったのか、プロが作ったのか、思いは多分職員が伝えていると思いますけれども、その辺は褒めていただきたいと思います。

しかしながら、その返礼品を扱っているふるさとチョイスとか、ふるなび、さとふる、そういうところの返礼品のページを見ますと、うちの町の商品なかなか出てこないんですよね。それで最後は自分の町のその行政のほうの東伊豆町というページから見ますと、ちょっと写真とか色とかかなりばらつきがありまして、ほかの市町の返礼品と若干比べて劣っているなと思いました。

それで、写真も、ただ写真が載って、その下に返礼品、10万円だったら幾らですとかと、10万円の場合はこの返礼品です、1万円の場合はこの返礼品ですというのが、私が見た中で

は沼津市さんとか、ああいうところは文字もはっきり分かりやすく、これちょっと寄附してみたいなと思えるような写真になっておりました。多分プロの手が加わっているんじゃないかなと思って見ましたけれども。

さらに、多分これ、課長とかは詳しいと思いますけれども、町独自のサイトとかって作ることが可能なのか。それはちょっとやっちゃ駄目なことなのか、これは素朴にちょっと質問をしたいと思います。サイトのことです。東伊豆町独自のサイトを開くことは可能なんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） はい、ありがとうございます。

ふるさとチョイスですとか、ふるなびのほうの写真が悪い部分ですとか、そういうものの中にはあろうかと思えます。というのも、今までやっぱりどうしても1人の職員が専属でやっても、やはり限界があるところというのはございまして、売れるものはすごいどんどん売れていくので、先ほど言ったように宿泊関係は、写真が結構いいものというのがやっぱり目立って売れるというのは本当にそのとおりだと思います。ですので、今後、増員体制を整えて、しっかり全て目立って売れるものにしていきたいという思いも込めて頑張っていきたいなと思っております。

それとあと、専門のサイトを町独自でということなんですけれども、ふるさと納税、ここまですこのサイトが有名だというのは、著名サイトが増えてきちゃってございまして、それ以外から、今から競争して勝てるかどうかといいますと、ちょっと私が個人的に思うのは難しい面もあるのかなと思っております。ですので、今のところはまだ大手の売れ筋サイトに頼らざるを得ないかなという部分で、今のところは考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 承知いたしました。ありがとうございました。

ここまで進んできた中で、ちょっと今さらということもありますけれども。納税者とか納税金額、その辺の多い都道府県ですか、そういうことが分かっていたら教えていただきたいです。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 寄附で一番多いところがやっぱり東京都になります。次点が

神奈川県という形になっておりますけれども、東京都で件数ですともう42%近く、神奈川県が19%近いですね。この2つでもう70%超えという形に近い数字になっています。

3位ですと埼玉のほうになりますが、やっぱり首都圏近辺が一番多い形になっています。次点が静岡県で7%ぐらい、あと千葉が入りますので。やっぱり静岡を含んだ関東圏でほとんどの商品が買われているという内容になっております。

あとはパーセントは少ないですけれども、全国の都道府県ほぼ入っておりますけれども1%行っていない形になりますので、件数的には今の現状ではそんな形になっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） さすが、ありがとうございました。

数字があると多分いろんな展開とか対策もできるんじゃないかなと思ったのでちょっと聞いてみました。以前より、うちの町の観光協会とか商工会とか、その関東圏に関しては誘客事業とか、町の、例えば今、東伊豆町でいうと雛のつるし飾りですか、そういうのを持って観光宣伝に行ったりしておりますので、そういったイベントにもさらに前向きに、課長、行っていただければ、もう東京都、神奈川県、1都6県ですか、その辺が中心になると今お答えいただきましたので、今後さらにイベント等にも参加していただければ、ふるさと納税も多分少しでも、ふるさと納税の寄附額の増加につながっていくと思われまますので、その辺をよろしくお願いいたします。

ふるさと納税に、多分もう皆さん御存じだと思いますけれども、共働きの夫婦が所得が例えば800万あったとしたら12万9,000円の寄附ができると、控除の対象ですね。それ以上納めてもらってもいいんですけれども、控除ができるのが12万9,000円と、私が調べたのではなっておりまして。といいましても、800万というと、まあまあかなりの所得がないと、ふるさと納税の金額も上がってこないだろうなと思います。

そういう面でいきますと、やっぱり高額所得者もターゲットを絞り込んでとか、それはいろんな商品を作って寄附をしてもらえるのが一番いいんですが、金額を上げるためには高額納税者というの、まずは頭に入れておかねばならないかなという中で、商品開発をしていただければと思います。

さらには、いろんなホームページを見ていた関係で、県内の、先ほども私ちょっと言いましたけれども、県内で割と近い市町の沼津市のほうで面白い取組をしていたんですよ。沼津

市といいますと、皆さん御存じか分かりませんが、2022年に23億円を超えるふるさと納税があった市です。その中のちょっと面白い取組が、災害時応援協定を結んでいる長野県上田市と一緒に取り組んだ返礼品がございました。「山の幸海の幸」という題で、肉と干物の詰め合わせとか、リンゴとミカンの詰め合わせとか、こんなのも専門の職員が、今度、係として配属されれば、いろんなところにも行ったり、いろんなところにも連絡も、先ほど町長が言った片手間にふるさと納税のことをやらなくても出てくると思いますので、その辺、答えとして望むのはあれですけども、その辺、町長どうでしょうか、前向きにいろいろ取り組んでいる町長ですから、今後も前向きに取り組んでくれると思いますが、その辺のちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。ちょっと事前にお話しいただいていたので、ちょっと正確な話じゃないとなかなか言えないんですけども。ふるさと納税については、ルールづくりがたしか昨年の10月かな、ちょっと厳しくなったことも含めて、こういうやり方ができるかどうかということも含めて。もしできるのであれば、うちだと岡谷市さんといろいろやっているところもあるので、そういう可能性はあるのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） はい、すみませんでした。

また通告していないことをちょっと触れてしまいまして申し訳なかったです。

最後になりますが、私自身の意気込みも含めて一言しゃべって終わりたいと思いますが。

私自身、今回、議員の立場でもありまして、6次産業とか携わってきた身でもあります。今後も町と一緒に、このふるさと納税のことにも一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、町とともに増額できるように頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時09分

令和6年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月7日（木）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

7. 10番 須 佐 衛 君

- 1) 公共交通の取り組みについて
- 2) 能登半島地震を教訓にした当町の防災対策について

8. 2番 鈴木 伸 和 君

- 1) 町の津波対策と地区協議会への対応について
- 2) 半島振興法による町道湯ヶ岡赤川線の整備事業について
- 3) 白田川橋周辺道路の安全対策について

日程第 2 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例）

日程第 3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））

日程第 4 議案第 1号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 6 議案第 3号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 4号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 6号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 7号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）

日程第11 議案第 8号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第 9号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第10号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 5 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 5 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西
伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第
1 号）

日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 5 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 4 号）

出席議員（12 名）

1 番	山 田 豪 彦 君	2 番	鈴 木 伸 和 君
3 番	楠 山 節 雄 君	5 番	笠 井 政 明 君
6 番	稲 葉 義 仁 君	7 番	栗 原 京 子 君
8 番	西 塚 孝 男 君	1 0 番	須 佐 衛 君
1 1 番	村 木 脩 君	1 2 番	内 山 慎 一 君
1 3 番	定 居 利 子 君	1 4 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	国 持 健 一 君	企画調整課長	森 田 七 徳 君
住民福祉課長	鈴 木 尚 和 君	健康づくり課長	山 田 義 則 君
健康づくり課参事	柴 田 美保子 君	観光産業課長	梅 原 巧 君
建設整備課長	村 上 則 将 君	教育委員会事務局 局長	齋 藤 和 也 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 技 監	桑 原 建 美 君
会 計 課 長	正 木 三 郎 君	税務課長補佐	鈴 木 和 重 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第1回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

また、税務課長に代わり税務課長補佐が本日の会議に出席するとの届出がありましたので、報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員より、一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、公共交通の取り組みについてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） おはようございます。

今回、2問通告しておりますので、御答弁のほうをお願いいたします。

まず1つ目、公共交通の取組についてということでございます。

町では、昨年11月1日から12月27日まで、オンデマンド交通の実証実験を実施し、また、今年2月からはライドシェアによるノッカルの方策を進めている。そこで以下の点について伺う。

（1）イナズマシャトルによるオンデマンド交通の成果は、どのようなものであったか。乗降者数や収支の状況、利用者や運転手の声などから問う。

（2）今後、オンデマンド交通の実証事業をどう検討していくのか。

（3）2月中のノッカルの利用者は、どれほどいたのか。また、利用目的で多いのは何か。

（4）ノッカルの説明会では、別荘やマンションの住民の関心が高かったようだ。別荘、マンションへの運行は管理会社等との調整も必要になると思うが、事業範囲の拡大に向けた考えは。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） おはようございます。それでは、須佐議員の質問に御答弁を申し上げます。

まず、公共交通の取組ということに関して、昨年実証実験を行ったオンデマンド交通というかイナズマシャトルの話と、あとノッカル、2月から実際にスタートしたということでございますが、そこに関する御質問をいただきました。

まず、最初にイナズマシャトルによる成果、その辺を少しお答えさせていただきます。

オンデマンド交通については、昨年11月1日から12月27日までの57日間、稲取地区に36か所の停留所を設け、料金は1日乗り放題で600円ということで実証実験を行わせていただきました。

期間中のオンデマンド交通の利用者は、297名で事前予測の300名、ほぼ達成したという状況であります。オンデマンド実証実験の町負担額というのは、総額で620万円で運賃収入は17万8,200円でありました。

利用者からは非常に好評で、実証実験で終わらず、継続してほしいという声がありました

ということでございます。

2番目のオンデマンド交通事業をどう検討していくのかという話なんですが、昨年実施いたしました実証実験において、停留所の場所、高齢者、観光客への周知などの課題が明らかになりました。今後は、公共交通の運転手不足などを踏まえて、総合的に検討していく必要があると考えております。

東伊豆町の複雑な地形や様々な生活の形態などを考えると、公共交通ということ、その在り方自体が簡単に結論が出る問題ではなくて、慎重に検討しなければいけない。これまで、ずっと地域交通、公共交通が衰退というか元気がなくなってきたと言われ続けて、なかなか決定的な手段が打てなかったという中で、1つの取組ということで実証実験という位置づけであります。

本格導入については、現状、白紙でございます。何度かお話をしたかもしれませんが、昨年のオンデマンド交通の実証実験というのは、東伊豆町の中で公共交通をどう守り、場合によれば新しいものをつくっていけるかというところのデータというか、様々な知見を得るために、まずはオンデマンド交通、イナズマシャトルというああいふ形態でオンデマンド交通、一部のオンデマンド交通のやり方だと思いうんですけれども、やらせていただいたということでございます。

自家用車を運転できなくなる高齢者の増加とそれを支える子供世代の大幅な減少というギャップが拡大をいたしまして、今は結構、地縁、血縁で車に乗ってみたいと話があると思うんですけれども、その地縁、血縁にも頼れなくなりつつあるという、そんな状況の中でそのギャップを埋める方法について、検討をしっかりと進めなければいけないというふうに思っております。

3番目ではありますが、今度はノッカルの話であります。利用者数とあとは利用目的についてであります、ノッカルの2月中の利用者数は延べ21名で、利用回数というのは18回でありました。一部重なって、リピーターがいるということでもあります。利用目的は、自宅付近と駅との移動が多かったという報告を受けております。

4番目、ノッカルの活用について、別荘、マンション地域の皆様に対してということでもありますけれども、ノッカルについて来年度は運行範囲を拡大する予定で検討を今進めております。別荘地での運行については、町民の自家用車での移動にほかの方が相乗りをするという、ノッカルの性格上、別荘地、マンションの方がドライバーがいなくなかなかそれが成り立たないという状況はあるかと思います。

また、住宅地に比較的に近いマンションについては、既にノッカルを利用されている方がいらっしやったということでもあります。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 御答弁ありがとうございます。

イナズマシャトル、私も一度乗せてもらいました。最終日になってしまったんですけども、私の知っている清水町の町議会議員なんかも視察に訪れたりして、非常によかったというような話を伺いますし、また私の知り合いなんかもエンゼルマンション等に住まわっている方なんかもよく利用されたという声がありました。

今お聞きしますと、620万円ぐらいかかったという話です、この事業をするのにですね。実際の運賃収入は17万8,000円ということになるわけですが、ちょっと少し収支の具合は厳しいものがあると思うんですけども、今回実証実験ということで補助金等を活用しながらということがあったかと思えます。

今町長がおっしゃられたことによると、停留所や運転手不足ということがあるということ、本格導入が白紙だということですけども、報道によれば、このイナズマシャトル、来年度も実施する方向であるというようなことを伺ったんですけども、その辺のところの意図、また今回の事業を精査してどのように進められていくのか、まだ検討段階ではあると思うんですけども、その辺のところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

まず、620万円というのは、あくまでも実証実験の中の、ということの実証実験なので様々なものを初期投資というか費用がかかるというのは当たり前の話でありまして、こういうものについては、それが実際に軌道に乗ってくればまた状況は変わってくるというふうに思っております。必要であれば、その620万円の詳細については担当課から説明をさせます。

それと、今後の、来年度の実施について、メディアで報道されているということですが、特に私が言った話ではなくて、報道ベースかなという形の中であくまでも現状は白紙だということでもあります。

ノッカルがスタートいたしまして、同じ公共交通ということで、ある意味ノッカルもオンデマンドの分類には入ると思います。乗合型のオンデマンド交通ということなので、その辺

うまく検討していかなければいけないと思っております。

これ、非常に難しく、どのやり方がいいのか、場合によればいろいろなやり方をミックスして、より東伊豆町にあったやり方を選択するという、そういうことが必要だと思っております。ノッカルについてもまだスタートアップで課題がたくさんあるのは認識をしていて、それを状況を見ながら修正をかけていくということはやらなければいけないと思っております。例えば、広域にエリアを拡大していくとか、そういうことについてはしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

なので、公共事業というくくりで考えたときに、どれをやるんだというよりは、イメージとしては、去年はあくまでもずっと言っておりましたけれども、オンデマンド交通というのは、ひとつオンデマンドというやり方で、町民が今まで公共交通が足りていないという思いをどういうふうに解決できる可能性があるとか、課題はどんなものなのかというのを課題抽出のために一つやったという意味もあるので、しっかりと昨年行わせていただいたオンデマンド交通の結果については、当然来年度についても生かさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 前回も公共交通の質問させてもらったときに、やはり車が止まる場所というのがはっきり分からないというような声もあったと思います。張り紙等の対応をされたというんですけれども、その辺のところも、ちょっと今町長も白紙だということで、来年度どういう形かということなんですけれども、その辺のところもしっかりと対応していただきながら、せっかく実証実験やって2か月間やられたということですので、また論点を整理しながらしっかり進めていってもらいたいなというふうに私は思います。

というのもやはり、この町もずっと公共交通の問題と言いながら、なかなか進まなかったものをここまで進めてきたということがありますし、継続してまたどのようなことで問題になっているのかということもアンケート等の調査を実施していきながら声を拾っていくということは大切なんじゃないかなというふうに思います。

それから、ノッカルについては、今、2月中の利用者が21名ということで、これどうなんでしょう、当局サイドからすると、利用者が予定どおりの人数なのか、もうちょっと利用してもらえばよかったのかというようなこともありますし、それと専門にといいですか、ノッ

カルが町民の方で御協力いただいた方が、私の聞いているところだと4名いらっしゃって、あとは町の職員が対応したという話があります。実際に職員が出動した回数というのはどれぐらいあるのか、もし手元にあれば職員がどれぐらいこの事業に運転手として関わったのかというようなところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいまのノッカルの運行状況で、職員の運転の回数というものの御質問でございましたが、2月中に18回の利用がございまして、そのうち役場の職員が運転したのが8回、町民ドライバーの方が運転したのが10回です。

ちなみに土日祝日については、全て町民ドライバーの方にやっていただいたというふうな結果となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） なるべくやっぱり一般町民の方の御協力を仰いでということなんでしょうですけれども、補正予算で職員の時間外、休日出勤等の補正も出たと思いますが、なるべくそういうものを使わないような形で対応していかなきゃいけないということで、一般町民の方も参加するに当たってちょっと不安なところもあるんじゃないかというふうに、保険の問題等も私も指摘させてもらった、これも全協でその辺のところを、それぞれの車の入っている保険で対応し切れない部分については、町が加入している保険で対応するというようなことをお聞きしましたが、その辺のところを、もし事故があったときに、事故に巻き込まれた方の対応というものは十分に図れるのかどうかということを、いま一つちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、今、企画調整課長が御回答いただいたと思うんですけれども、これはノッカルについては総務課のほうで担当しているんじゃないかなというふうに私のほうで把握しているんですけれども、その辺のところ、イナズマシャトルのほうは企画調整課のほうでやられた、ノッカルのほうは総務課のほうでやられたということで、その辺のところの課と課の間の連携といいますか、今後そういう形の公共交通を進めていくに際してどこが主体となってやっていくのか、その辺のところもいま一つ確認させていただきたいなと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、ドライバーが役場職員がやっているということで、これ、横展

開をした事業なんですけれども、もともと朝日町というところでたしかやっていたかと思うんですが、そこにおいてもスタートアップは職員でやっていて、だんだん町民ドライバーが増えていったということだと思います。まさにそこが重要なところで、ドライバーをいかに確保できるかというところが重要になってまいります。なので現在、担当課のほうで、例えば、ホテル、旅館さんがバスで送迎をしているああいう状況とか、あとは飲食をやっている、経営をしている方々との協力をどうするかとか、様々な参画の仕方を検討し、来年度は具体的にそれを進めて声がけをして、うまく調整して増やしていきたいなというふうに思っております。

あとは、保険については少し担当課から詳しく説明をさせていただければと思います。

あと、総務課と企画調整課という話なんですけれども、役場職員も御存じのようにマンパワーがなかなか限られているという中で、私が町長に着任をしてから総務課の中に政策推進係という係をつくりました。そこがどちらかというと、新しい取組の最初に手をつけるというか、スタートを始めていくというそういうポジションになっていたんですけれども、そういう過程がありまして、新しい取組であるノッカルについては、企画調整課のマンパワーもなかなかこれ、オンデマンドの事業も結構大変だったので、それプラス同時にノッカルというのはなかなか難しいという中で切り分けをさせていただいて、ノッカルについては政策推進係、総務課の下に置いている政策推進係で、総務課の下というのは私に一番近いところという意味もあるんですけれども、そこで新しい取組の検討をし、担当課と実際に現地も朝日町のところも行って確認をさせていただいたりという中で進んだと。来年度においては、組織のほうが少し変わりますので、その辺はしっかりと整理をして一本化、多分していくというふうに、なるべく混乱を生まないようにしていくという方向だと思っております。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 保険の対応でございますが、ノッカルの特徴が町民の方の自家用車を使っていただくというところが一つのポイントなものですから、そうなりますと基本的には町民の方の保険を使っていただくのが基本で、万が一保険料を支払い忘れていただくとか保険の更新がされていなかったようなときに無保険の状態で事故が起きたような場合は、それは非常に困りますので、その点については町の入っている保険でカバーしているということになります。

ただ、おっしゃるように自分の保険を使うということに抵抗感があって、今後町民ドライバーが増えないということがもし見てとれるようなことがあれば、またそこはほかの方法が

ないかということで検討のほうはしていきたいと思います。無保険が生まれないかということなんですが、一応、政策推進係の担当のほうが保険の有効期日等を一覧表にして管理をしております、実際に自分も保険の切替えの時期になったんですが、担当のほうから保険の切替えをちゃんとやってもらえましたかというようなそういったチェックのほうもかかっておりますので、保険については支障が生じることがない態勢で現在行っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ちょっと細かいことを言うようですけども、その保険によってもいろいろ無制限があったり、対人対物あるかと思うんですけども、その辺のところをしっかりと、その人によって入り方もまちまちだと思うんですけども、その辺のところでしっかりとフォローを町のほうでできるかどうか、そこら辺のところも、ひとつ確認させていただきたいなというふうに思います。

それとあと、別荘、マンションの方のという話で、私も説明会に参加したところ、かなり関心が高いマンションとか別荘の方が多かったなというふうに思っております。実際にマンションの方も利用されている人がいるんだということなんですけれども、私が今住んでおりますところの地域の管理会社のほうに問い合わせたところ、まだなかなかそういう情報も共有ができていないというふうな話の中で、こういうことから、別荘のほうもいろいろ別荘の中の問題でもありますので、町としっかりと協力していただきたいという話の中で連携を取っていくという話もありました。

いま、町のほうでは地域課題検討会議というのが2月19日ですか、開催されて高齢者の移動支援とかノックル等の概要説明をされたということがありますので、その辺のところをこれまで以上に、要するに全域でノックルを進めていくということの中で共通の認識を図っていただきたいなというふうに思います。その辺のところが、取り残されることがないように、うまくフォローしていったほしいなというふうに思いますので、その辺のところの考え方をもう一つ、いま一つお聞きしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、ノックルについては、当初別荘とかマンションのエリアの方々の移動手段という話もありましたので、そこもしっかりと念頭に置きながら採用したという経緯もありますので、まだ説明が足りないということであれば、もう少ししっかりとコミュ

ニケーションを取らせていただければいいのかなというふうに思っております。ノッカルをこれから広げるに当たって、しっかりと説明をしなければ、これ全域でやらないとなかなか効果が出てこないというところもあるので、それは全域に広げるつもりなのでその辺の工程、スケジュール感とかその辺も担当課のほうから説明をさせていただければと思っております。

それで冒頭の話にも絡むんですけれども、オンデマンド交通の実証実験とノッカルを今実際にやっているんですけれども、やる中でいろいろな課題が見えてきております。特に重要な課題は何かというと、高齢者の移動支援にしても、オンデマンド交通、オンデマンドの実証実験にしてもドライバーをある方に特定をしてやっているサービスというのは、ほぼ人材不足にぶつかるというふうな認識を今私は持っています。どうしてもドライバー不足になってしまって、サービスのほうはある一定以上は広がっていかないという壁みたいのがあるのかなというふうに感じております。

そういう中でノッカルというのは、ドライバーを東伊豆町の町民はほぼ皆さん、ほぼみんな持てる方はだいたい持っていると思いますので、そういう方のボランティア精神にのっとってみんなで町を支えていくという意味も含めて、皆さんがドライバーができるというのは、ある意味ドライバーの壁というのがある意味突破できるのではないかなという感覚を持っております。なので、町民の皆様の意識をぜひ、みんなで一緒にやっていこうというふうにしていただいて、そして何とかこの人材不足を乗り越えていければと思っております。

ただ一方で、ノッカルについては、先ほどもお話ししたとおり、まだスタートアップということで課題がたくさんあります。スタート当初はある程度エリアを限定したということで、結構もうちょっと少し広げてくれというお話もいただきましたし、予約の仕方についても前日に予約をしなければいけないということで、少し使い勝手が悪いということで、そこについても今担当課に指示をして何とかそれをクリアできないかという検討を今始めているところであります。

ですので、その辺も含めて町民の皆様に機会を設けて、またそういうところについては説明をさせていただければと思っております。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） まず、保険対応の関係でございますが、これ基本的には対人対物とも無制限ということを基本に考えておりまして、職員ももちろんですが、ドライバーになる方には保険の証書のほうを提出していただいて、保険がどこまでかかっているかということを確認して、基本は今言ったように対人対物とも無制限と、今現在は全員の方が対人

対物無制限という形で入っております。ですので、そこで事故が起きたときに何か不足が生じることはないのかなというふうに考えております。

もう1点、別荘地の関係なんですが、一番最初に町長の答弁にありましたが、ノッカルの性質上、基本は別荘地、かなり山深いものですから、別荘地内にドライバーの方がいないとノッカルというのはなかなか機能しにくいのかなと考えておりますので、その別荘地の中にドライバーをつくるということについては町も努力しますが、別荘地内にお住まいの方にも自分たちで努力していただく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ありがとうございます。

本当にそのとおりで、地域の中でそういうドライバーの方が出てくる、私もちょっと声をかけた方がいまして、元タクシーの運転手の方なんですけれども、ただ年齢的にちょっとやっぱり高齢になってしまっているもので、ちょっと厳しいかなというようなことだと思います。ですので、これからもそういう形で情報共有等もいろいろな形でやっていきたいなと思います。

今そういう話の中で、昨年の10月ですか、私どもの文教厚生常任委員会で視察に行っていましたので、これは委員長のほうから報告もされていますけれども、資料もちょっと今日、用意させてもらったので少し参考までにお話しさせていただきたいと思います。

お手元の資料で、紀伊半島紀北町というところに行っていました、こちらやはり同じような半島の地域にあるようなところで、2つの紀伊長島地区とそれから美山地区と2つ分かれている地区の公共交通の実証実験を経ながらどうやって進んでいったかということで、資料抜粋して載せてあります。この地域は我々今年度進めたということを考えますと、5年前にシェアリングエコノミー実証事業というんでしょうか、こちらのほうの取組をされたところでございます。その中で、タクシーが廃止されたということの中で、これまでのバスの交通では賄い切れない空白地域の人たちをどういうふうに救っていくかということの事業だったということがあります。

この資料の中で、細かい数字なんかも出ていますけれども、右側の上の7ページ、7番のところを見ますと、相乗り運送実証事業による成果というところで、バス停まで歩くことがつらいところに、より細かな運送が施される必要があるというような声があったり、今回

我々、事業をやりますのを見ていると、冬の時期ということで、逆に暑い時期にどのような形の実証がされるのかというようなことも関心があるわけなんですけれども、雨が多
いとき、暑いとき、より細かなサービスが期待されていくんであろうということになると思
います。

そしてその下、8ページのところを見ますと、明らかになった課題というところを見ま
す、自家用車や時間を提供する運転手については、ボランティアでの引受け手を探すことが
非常に難しいということがあります。今町長がおっしゃられたようなこともあると思います。
その辺のところも、人の命を預かることへの心理的な負担であったりとか、今御答弁いただ
いたような保険の問題とかそのようなことがある中で、これをどう生かしていくのか、この
ような課題をどういうふうに進めていくのかということについては、ドア・ツー・ドアのデ
マンド運送は非常に有効であるということがあると。公共交通の空白地域を解消する手段と
して有効であるけれども、運賃や運行経費の増大が想定されるということで、経費がかさん
でくるということの中、またドライバー等の確保の課題等でこの紀北町では、新しい自分た
ちでいろんな問題、いろんなことを試しながらまさにこの当町も今そうだと思うんですけれ
ども、新たな公共交通システムで「えがお」というシステムを構築していったということが
視察のときにお話しいただきました。

細かい数字等は省きますけれども、要は自分たちの町で公共交通の運行する仕組みをつく
っていったということがあります。今3名の職員を採用しまして、車もリースで3台そろえ
ている、会計年度任用職員ですけれども、それは全て女性で賄われているという点、女性ド
ライバーが運転を担当されている、そういった意味では、一般的にボランティアのドライバ
ーを採用していくということももちろんあるんですけれども、町でそういう形で仕組みをつ
くったという点において先進的な事例だなというふうに思いました。また、報告のほうもさ
れていますので、報告書も御一読いただければと思います。

こんな形で先進地で進めているんですけれども、いろんな意味で考え方をミックスさせな
がらこれから町も進めていくと思うんですけれども、このような事例を見て、町長どうい
うお考えなのか一言お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、ボランティアの引受け手がなかなか難しいというお話もありま
した。そこについては、ここが全く純粋なボランティアか何かちょっと読み取れていないん
ですけれども、東伊豆町においては一応対価として、賃金というか運賃を払うという、価格

設定の部分については今後検討の余地は残っているかなと思うんですけれども、インセンティブとしてはそういうところが少しあるかなというふうに思っております。

それを基にいろいろ派生型のやり方というのが考えられるのかなというふうに思います。また、ドア・ツー・ドアのデマンド運送という話、これがいいという話なんですけれども、確かにタクシーのように乗ったところから降りるところまでというのはあればいいんですが、ただ先ほど議員からも御指摘があったとおり、安全性の面で、例えば東伊豆町の山のほう、かなり狭い道とかたくさんある中で、普通のドライバーがそこまで行って果たしてどうかという課題もあるので、そこはもしかしたら昨年実証実験を行ったもしくは今ノッカルでやらせていただいているバス停的なものをつくって、そこにそれを数を増やせばいいという話になってくると思うので、そういうやり方もあるのかなと、検討の余地はたくさんあるのかなというふうに思いました。

あと、職員が検討をして制度をつくっていくという話については、今回のノッカルの導入はまさに種をまいたというふうに思っておりまして、それを肥料をやって育てていくのはまさに役場が中心となってやっていくと思っています。

いわゆる、つまりその部分というのは今ある制度をやはり使い勝手がいいように、様々な知見も入れながら変えていくという作業がこれからやる作業だと思っておりますので、そこはまさに議員が御紹介いただいた案件と近いものがあるのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、能登半島地震を教訓にした当町の防災対策についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） では2問目です。能登半島地震を教訓にした当町の防災対策について。

能登半島地震は、地形が似ている伊豆半島にも大いに教訓を与える災害であった。県の調査によれば、当町では北川地区、大川地区が災害時に孤立すると報道されているが、その現状も含め以下の点について伺う。

（1）孤立が予想される地区の現状をどう把握しているか。

（2）町水道の老朽化は深刻で、法定耐用年数を超える老朽水道管の割合が38.4%と県全

体の平均を大きく超えている。町としてこの問題をどう捉えるか。

(3) 近隣市町では感震ブレーカーの設置に補助金が出ているが、当町での対応は。また、雨水タンクは災害時にも有効であるが、補助の検討をされてはいかがか。

(4) 被災地へ派遣された職員の報告には、今後の町の防災対策に生かされるものはあったか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

能登半島地震を教訓にした当町の防災対策についてということであります。

まず、最初が、孤立が予想される地区の現状をどのように把握をしているかということですが、孤立が予想される大川地区、北川地区については隣接する地区への連絡路となる国道135号、町道湯ノ沢草崎線については土砂災害特別警戒区域や同警戒区域を通過しているため通行ができなくなるおそれ、通ったことある方は皆さん同じ思いだと思うんですが、結構厳しい状況なのかなという気はしております。

このような状況から、旧大川小学校、北川地区防災センターに備蓄食料のほか発電機や仮設トイレ等の資機材を備蓄しています。各地区に60トンの飲料水兼貯水槽1基、通信機器につきましては、自主防災会に防災行政無線と衛星携帯電話をそれぞれ1台配備しております。3月4日には静岡県自衛隊、静岡県警、駿東伊豆消防本部東伊豆消防署とともに孤立予想集落を巡回し現状確認をいたしました。臨時ヘリポートとして、大川地区は大川テニスコートに中型機の離着陸が可能であり、北川地区は北川望洋公園で離発着はできませんが上空に待機しながら、ホイスト、搬送というのでしょうか、が可能という状況でございます。

続きまして、水道の話であります、町の水道の老朽化という話でございます。

まず、県全体の老朽化の割合が23.7%でありますので、残念ながら水道管の健全度と言うのは当町においては低いというのが現状、結構低いかもしれません。

以前実施したアセットマネジメントの計画の結果からもこの認識をしております。かなりしっかり手を打たなきゃいけないということは、認識をしております。この老朽化問題につきましては、水道管のみならず施設・設備についても同様でありまして、避けて通れない重要な課題となっております。

この課題を解決するためには、莫大な更新費用が必要となりますので、適正な水道料金の検討、見直しが必要となってくると思います。財源をどのように確保していくかということもしっかり併せて考えなければいけないという話だと思います。水道料金の検討、見直しは令和元年度に着手したものの、水道施設の台風被害から一旦ストップしたと聞いております。その後もコロナ禍や燃料費高騰、物価高といった社会情勢の混乱もあったため、足を止めたまま、そのままちょっとペンディングになっている状況だと思います。

しかしながら、課題解決のためには水道料金の見直しだけでは対応は困難であろうという考えを持っております。ただ単に水道料金を見直すだけでなく、その前に今後の人口減少などの水需要の減少も念頭に置きながら、当町の水道事業の在り方自体をしっかりと考えていく必要があるかと思っております。

まずは、P Tなどを立ち上げるなどして、水道事業そのものの見直しや水道事業の将来像を描くところから着手していきたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いをいたします。

そして、3つ目であります。

感震ブレーカーと雨水タンクについての質問をいただきました。

まず、感震ブレーカーに関しては、西塚議員にも昨日ですか、同じような御質問がありましたのでお答えをしましたので重複すると思いますが、お答えをさせていただきます。

感震ブレーカーの有効性は十分認識をしておりますして、広報ひがしいず2月号の津波避難訓練の記事の中で設置をお願いする文章を掲載し、また、ハザードマップの資料編でガスの元栓を閉めるということと、あとは電気のブレーカーを切ることを記載するなど町といたしましても感震ブレーカーの設置に関しては町民に設置を現状も働きかけているということでもあります。

感震ブレーカーの設置に当たっては、まず機能面そして価格面の両にらみで検討する、どちらか一方ではなくて、いい機能がまずなきゃいけないと思うんですけども、あまり高すぎるとそれを普及するのはなかなか難しいという側面もあるので、そこをしっかりと考えなければいけないということだと思いますが。あと、感震ブレーカーには、分電盤内蔵型、分電盤後づけ型、コンセントタイプや簡易タイプがあり、設置に当たっては公的機関に推奨されている、いわゆるお墨つきの装置を設置することが望ましいと考えております。何でもいいというわけではなくて、ある程度機能が担保されていなければいけないということだと思います。感震ブレーカーの価格面については、分電盤内蔵型は約5万円から8万円、工事は

専門業者をお願いをするということ、一方で簡易タイプは数千円でできる、しかも自分で設置ができるということでもあります。このように簡易タイプは一定の機能を有しており、かつ安価で住民自ら設置ができるなどメリットが大きいこともあり、例えば、名古屋市や茅ヶ崎市など設置に補助をして導入しているケースもありますし、岡山県の新庄村や高知県の四万十村などでは製品を全戸に配布をしているケースなども見られる、様々な導入の仕方が実際にあるということでもあります。

一方で、簡易タイプのデメリットとしては、既存のブレーカーとの適合性に留意をし、動作確認をした上で設置が必要なこと、粘着テープを使うということらしいんですけども、その使用して設置する場合は、接着方法や経年劣化による誤作動を防ぐために固定状況の確認等が必要であるという、そういう少しデメリットというか課題もあるということでもあります。

以上より、東伊豆町においては、感震ブレーカーを設置するという方向で、これやっぱり、火災は震災の後恐ろしいので、しっかりと考えていきたいなと思っておりますし、逆に具体的にどのように設置していくかについては、先ほどの述べました機能面とコスト、それに加えて当町の世帯の状況、いろんな世帯の在り方があるので、そこにしっかりと併せて考えていくという、総合的に検討することが必要だと思っております。

次に、雨水タンクについてであります。雨水タンクについては、能登半島地震の際に断水している地域で家屋のたてどいから雨水をためる映像が流れておりました。私も拝見いたしましたけれども、雑用水としての活用は有効であったと認識をしております。一方で地震時だけの活用では、費用対効果の面で難しい面が少しあるのかなと、いつ発災するか分からない地震、備えあれば憂いなしなんですけれども、そこにどれだけの雨水タンクを、そのときだけのために使うのか、というのは少し課題があるのかなというふうにちょっと思っております。

防災や災害対策のポイントというのは、いかに備えを日常になじませるか、言い換えるならば、日常使いの中で防災を考えていくということがとても重要だと個人的には思っております。雨水タンクのアイデアでいえば、非常時の使用だけではなくて、日常的に雨水を利用できる使い方があっていいのではないかなと少し思っております。

沼津市の戸田では、雨水を浄化して上水として利用する一棟貸しのホテルが営業を開始しております。せっかく雨水の活用を考えるならば、日常使いも念頭に置いた持続的で効率的なやり方を考えてみてもいいのかなというふうにも思っております。ただしこの分野は、最

先端の技術を活用しつつ、コンパクトシティを絡めたまちづくりと防災の両面を考えながら進める大変重要なかつ難しい課題なので、今後の状況を見ながら、進めていくときはまず十分な検討をした上で、導入なりほかのやり方なり、何かを考えていければというふうに思っております。

続きまして、4番目でありますけれども、被災地への派遣、当職員も何人も、発災直後ぐらいから派遣をさせていただいております。職員の派遣については、現在も続けております。私は職員派遣に当たりまして、被災地の復旧に全力を挙げることに、またけがをしないこと、あと被災地で得たことを教訓としていただきたいという、そのようなことを職員に指示をさせていただいてから送り出しております。

今後の防災対策に生かせるものということですが、まずは職員が実際に現場に行き、体験し肌で感じ、現場で気づいたことであることをしっかりと抽出することが重要だと思っております。被災地支援から帰庁した職員に、現在、あまり負担にならない程度なんですけれども、報告書の提出をお願いしているところであります。

報告書の中には、現地での対応や状況について報告しております。例えば、避難所担当の職員が休みなく働いていたり、住家被害認定調査では地区ごとに全住宅を調査し、罹災証明書も地区ごとに日を分けて発行するなどの工夫や、不審者への対応から避難所では訪問者の確認を行うといった対策、移動するルートの指示が地元の住民に通らないような道であったりとか、うまくそこはコミュニケーション取れていないということがどうもあったようです。そのようなことも踏まえて、報告をしていただいております。

今回の職員派遣で得られたこと、知見については、今後しかるべきタイミングで整理をして、当町の防災対策に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 御答弁ありがとうございます。

今職員の派遣について、具体的なことはこれからまた報告書をとという話はありませんけれども、まさに生きた研修といいますか、職員がそこに足を運んで体験したことというものを、これから町に生かしていく、本当に大切な機会だなというふうに思いますので、ぜひその辺のところを町長またリーダーシップを発揮しながらお願いしたいと思います。

それとあと、今感震ブレーカーについては昨日、御答弁をいただきましたし、雨水タンク

はやはり日頃からSDGsですとか堆肥の事業を進めようとしていますけれども、そんなことも含めながら言われるように防災だけでなくいろんな観点から、もったいない精神と言ったらあれですけれども、利用していくということは大切なのかなというふうに感じております。

ちょっと時間が押してきましたので、進めていきますけれども、資料を用意させていただきました。能登半島の地形と非常に伊豆半島も似たところで、その中でやはり断水の問題が解決されない、この間の報道によりますと、1月31日時点で4万1,000件の断水だったものが、1万9,000件、1か月経過してほどになったということで、半数が開通したということですけれども、北部、珠洲市を中心にまだ断水があるというようなことで、この辺の水の確保というものがこれからも大切な問題になってくるかと思います。

そんな中で、町長、施政方針でも述べられていましたけれども、これから水道に関しては大変なコストがかかってくるという話の中で、費用をどういうふうに工面するかということで、水道料金の値上げの問題というのがやっぱりぱっと思いつくのがその水道料金の値上げだったりもするんだと思うんですけれども、これもまた、昨年我々10月に那智勝浦町というところに視察行きて、これは水道の事業を視察させていただいたんですけれども、やはり同じような地形の中で水道事業、そこで一般会計出資債、これ具体的に今回通告していませんので、また次回詳しくやっていきたいと思うんですけれども、一般会計出資債というそういう制度とといいますか、国の取組もあって、それは交付税で戻ってくるような借金ではありますけれども、そういうような仕組みもあって、幅広くそういうことを考えていく必要もあるんじゃないかなと。なかなか町民に負担をとということも限りがあるものですから、その辺のところをもし、ちょっと通告してないですけれども、御答弁いただければなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 一般会計出資債のお話が出ました。1つの選択肢として、それが使えるのであればとても有効なやり方だと思うんですけれども、たしか記憶によりますと、これ多分、条件がいろいろ決まっていて、例えば、配水場、つまり水を新しく1回ためて、それを配水する施設を造らなきゃいけないとかというのがあったり、恐らく今、全国的に上水施設の老朽化というのが進んでいる中で、恐らくどの自治体も何かないのかと探している中で、これが全部使えるスキームが多分ないと思うんです。ある程度の条件のもとで認められるということになっていると思うので、当町にそれが落とし込めるようであれば、ぜひ

それを使ってやりたいと思いますが、そこについては担当課としっかり検討をして、落とし込めるかどうかの検討、それがもしできない場合は、いろいろなことも考えていくという、そういう手順でやっていきたいなと思っております。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 私も調べられるところだけ、調べた形であれなんですけれども、耐震の補強などでも使われている例もあるというようなこともお聞きしましたので、その辺のところをまた検討をお願いしたいなというふうに思います。

それとあと、3月4日にですか、北川地区と大川地区の関係の部署が視察して見ていただいたという形の中で、大川地区は旧大川小学校が避難地としてある、一方で北川地区は今、北川の防災センターというのはそんなに広くない場所だというふうに認識しております。備蓄等もあるということで今お話しされたと思うんですけれども、防災マップですとか避難地の中に北川の望洋公園のことについては触れられていないと思いますので、今回望洋公園のところで、ヘリは止まれないにしてもいろいろ活動はできるというようなことがありましたものですから、望洋公園についての防災課の考え方というのをひとつお聞きしたいなというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） 望洋公園につきましては、スペース的にはある程度のスペースはあるんですけれども、現時点においては、ヘリポート、ホイストをするところということで考えております。当然スペース的に避難所で避難地に限りがあるときには、そういったようなところを活用することにはなろうかと思いますが、なかなか急傾斜のところを登っていかなければいけないというような条件もありますので、現時点ではあくまで仮のヘリポート、ホイストをする場所というふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ありがとうございます。

望洋公園というところ、私も今聞きまして、なるほどというふうに思ったところです。

それと、ほかの議員の中からも、いろいろな道の問題とかも質問されていますので、その辺のところはまたあれなんですけれども、1点、これも通告していないんですけれども、道

が完全が途絶えてしまった場合、国道も旧道もですけれども、今工事しています大川のところで、霊友会道路があります。この霊友会道路については、私も本当に新人議員のときに質問したことがあったんですけれども、協定が結ばれているというたしか認識しております。その辺のところの霊友会道路の見直しといいますか、今後それがまだ協定が生きていて、そのところの活用なんか今どのように、検討をもしされているのであればどういう検討なのかというふうなことをちょっとお聞きできればと思うんですけれども。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時２７分

再開 午前１０時２８分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

協定は、今も生きています、生きていますというか、そのままちゃんと効力は発揮していると思いますので、災害時における、霊友会道路というか、その敷地に入って避難路の確保というのは今もできていると思います。その話と、恒久的にというかいつも使えるような道を造るかというのは、またちょっと若干ニュアンスが違ってくるのかとは思っておりますが、昨日の答弁でもお話しをしましたけれども、湯ヶ岡赤川線における北進の話についても、今いろいろ関係機関に働きをかけているという中で、然るべきルートをしっかりと考えて進めていきたいというふうに今思っているということでございます。

○議長（笠井政明君） １０番、須佐議員。

（１０番 須佐 衛君登壇）

○１０番（須佐 衛君） いろんな形で町長もこの間も７市６町首長会議ですか、その防災に関する会議をされて、この町の立場とかそういったものを主張されていると思いますので、今後もそういった形で引き続き発信していただいて、何とか町を救っていただくような方向をつくっていただければと思います。

終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 鈴木伸和君

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員の第1問、町の津波対策と地区協議会への対応についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さん、こんにちは。2番の鈴木でございます。

3問、今回は通告させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

まず、第1問、町の津波対策と地区協議会への対応について。

本年元旦に起きた能登半島地震はとても衝撃的でした。自然環境や経済的にも同様な伊豆半島に住む我々にとっても驚きは隠せません。東日本大震災のときと同様に様々な映像を見るにつけ、改めて早急に減災・防災対策の見直しや拡充が必要と思われます。多種多様な分野を有する防災対策の中でも長い海岸線を有する当町では、特に津波に対する対応が急務であると考えました。そこで、以下の点についてお伺いをします。

1点目、町内5つの津波対策地区協議会の対策方針を町はどのように捉えているか。

2点目、イエローゾーンの住民の方々への対応はどうしているか。

3点目、観光客等、来訪者への避難路の案内はどうなっているか。

4点目、稲取漁港の粘り強い構造への改良の進捗率は。

よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木伸和議員の御質問に御答弁を申し上げます。

まず、町の津波対策等地区協議会への対応についてということであります。

最初に、津波対策地区協議会の対策方針の受止めということであります。

少し経緯も話させていただければと思います。

平成23年3月11日に発災いたしました東北地方太平洋沖地震による津波を受け、国土交通省では津波防災地域づくり制度の法制化に向けて検討が行われました。同年12月7日には、津波防災地域づくりに関する法律が成立をいたしまして、また同年12月27日には津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針というのが定められ、何としても人命を守るという考えの下に、ここがポイントだと思うんですけども、ハードアンドソフトの施策を総動員させる多重防御の発想によって津波防災地域づくりを推進することとなりました。

伊豆半島沿岸地域では、地域性を考慮いたしました津波防災まちづくりの実現に向けて、沿岸地域を地域の特色に合わせて地区ごとに津波対策をきめ細かに検討いたします津波対策地区協議会の取組が、これは東伊豆のみならず始まったということであります。東伊豆町においては、その中で、大川、北川、熱川、片瀬、白田、そして稲取の5区が対象地区と指定をされまして、津波対策地区協議会にて協議が行われた経緯がございます。

ここまで、今までの整理で、プラス、その協議会の検討結果について少しお話をさせていただきます。

稲取地区協議会においては、レベル1の津波に対して、東区はかさ上げ整備を実施、西区、田町区には新たな施設整備やかさ上げは行わない。レベル2に対しては、迅速かつ主体的に避難ということで協議会自体は6回開催をされたということであります。

片瀬、白田地区協議会においては、レベル1の津波に対しては、白田区は津波対策施設を整備する。片瀬区は必要堤防高を満足しているため、施設整備は行わない。レベル2に対しては、迅速かつ主体的な避難ということで協議会自体は4回開催をされたということであります。

また、熱川、北川、大川地区協議会においては、これは議員も御承知のとおり、特に何と言うんですかね、既に大丈夫だというような認識であると思うんですけども、レベル1津波に対しては、必要堤防高を満足しているため施設整備は行わない。レベル2に対しては、迅速かつ主体的な避難ということで協議会自体は3回開催されたという認識です。

以上のように、それぞれの地域でそれぞれの協議結果となっております。現状においては各地区の方針を尊重し事業を今進めているということでございます。白田区の漁港の津波対

策工事というのは、令和4年度に一応完了しているということも含めて、やるところは進めているという状況であります。

一方で、根拠法の改正とか社会情勢の変化、基本的に国の考え方が少し変わったりとか、いろいろなことが考え得ると思うんですけれども、そういうような状況の中で当町の津波対策について見直しが求められる状況にもしなつたときは、柔軟に対応させていただければというふうには思っております。

続きまして、イエローゾーンについてでございます。

イエローゾーンの住民の方々への対応ということであります。イエローゾーン、これは津波災害警戒区域ということでもありますけれども、津波が発生した場合に、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれのある区域ということで、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から逃げることができるよう県知事が指定をするという地域になります。町では令和4年度にハザードマップを作成し、配布をいたしました。この中に津波ハザードマップも含まれておりまして、前回同様に避難経路についても図示をしているところであります。

町の防災訓練として、9月の総合防災訓練、12月に地域防災訓練、そして3月に津波避難訓練を各自主防災会と防災訓練を実施しており、その際に津波を想定し、訓練の大津波警報を発令しています。各自主防災会では、それに併せて海岸付近から高台への避難を実施しているという状況です。

3番目、観光客、来訪者への避難路の案内はどうなっているかという話であります。観光客と来訪者への避難路の案内は、海岸付近に津波避難案内看板を設置しております。津波避難案内看板については、老朽化している稲取地区、向井堤防付近、あと志津摩海岸遊歩道入り口、漁協燃料タンク付近の看板を高輝度反射看板へ交換する予算を令和6年度予算に計上させていただいております。

このほか、片瀬区と東区では自主防災会の御協力をいただき、蓄光看板、光を蓄える、多分夜になると光るのかなと思うんですけれども、の看板を使用した案内看板を設置している状況です。

4番目であります。稲取漁港の粘り強い構造への改良の進捗率はということですが、静岡県は第1北防波堤、赤堤というんでしょうか、第2北防波堤、離岸堤の補強工事に向けた実施設計を令和6年度に実施する予定となっております。その後、令和7年度以降に工事に移っていく予定となっております。南防波堤、白堤または東防波堤、新堤についても順次

実施していく予定とのことを伺っております。

また、東区の堤防のかさ上げについては、今年度実施設計を行っているという状況であります。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御答弁ありがとうございました。

改めて町の海岸線に対する認識が高いということを改めて聞かせていただいて、沿線住民の方々も、町長がうたう安心安全で今ほっとしているところではないのかと思うんですが、9月の一般質問でも防災対策をいろいろ話を町長とさせていただいた中で、またここで改めて地震というのは、今回冒頭でも言いましたけれども、やはり能登半島の映像が、私は非常にショッキングで、その中でも定点カメラから見る越波をする海岸を見たときに一目で分かる防ぐ施設が造られていなかった。これによって越波したと。もう一つ驚いたのは、自家用車で高台に逃げる方のドライブレコーダーの映像の中に、道を散歩されている方をその方が声をかけて自分の車に乗せて逃げた。その車のドライブレコーダーのリアのカメラからの映像で、もう目の前まで波が迫っていたと。ああいう状況のときにやはり一番最初に発災時に起きる、防げない、防げれば何とかなるという考えでこの地区協議会が始まっていますので、その点をもう一回認識をお互いに新たにしたいなと思って今回質問させていただいているんですけれども、町長、町長なられて、再質問になりますけれども、この地区協議会の津波に対してのいつどのような形でお知りになりましたでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、地区協議会についての存在についてですか。

着任して間もなく、報告書がまとめられているので、それを拝読させていただいております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

これは非常にやった者としてすみません、話させてもらうんですけれども、町内の皆さんが毎晩寄り合って、静岡県と町でいろいろなデータを科学的な根拠に基づいた数値、地域にアレンジされた中の数値や図面やそういうものをお見せしながら、この協議会を進めてまい

りました。その当時伊東市や下田市では、この話自体に賛成の方、反対の方がヒートアップして、行政を巻き込んだ中で大変騒ぎになっている中、紳士的に粛々と決めていった内容が、この各地域の皆さんの内容となっているんですね。

この中で、特に今回この質問をさせてもらうのに、どんな感じで皆さんに周知されているかなと思って見たんですけれども、町のホームページからはこの内容ってちょっと見られないんですよね。どんな内容でまとめているのか。非常に津波に対してハザードマップやら逃げるところの緑の矢印で避難路の提示とか、またそれが、スマートフォンのアプリで見られるまで非常に事細かくできているんですけれども、この皆さんが膝を突き合わせて話した内容というのが、ちょっと見られないんですね。静岡県のホームページで見られるのかなと思ったら、静岡県の防災の対策のところからもずっと追っていてもなかなか出てこない。で、見てくると、下田土木事務所というカテゴリーのところから出てきます。

これ、やはり協議会で結論を出したから終わりというのではなくて、これから先に町も県もどうしていくのか。まして、県は、去年からまた新たなアクションプログラム2023を立ち上げて、その中にも明記してございますけれども、地域の協議がまとまっているところは、率先して整備していくという中で、地区協議会の説明会の中でも、県と町は、この協議会で皆さんが決めたところから早期に着手して、完成を目指すというような説明をずっとしてきました。

そんな中で、先ほど言ったとおり、白田区と東区については、かさ上げをする。西町と東町については、必要だけれども、市内に逃げるほうに特化するよと。そういう結論を出された中で、先ほど町長の答弁もありましたけれども、白田区については、漁港が町の管理の白田漁港ということで、もう既に3年経って計画が終わっていますよね。この地区協議会の講評というのが、先ほど言いました令和2年3月、もう既に4年経っていて、このような内容の中で、やはり地域の皆さんからすると、いつ、特に稲取の皆さん、東町の皆さんからすると、いつやるのかな、どうするのかなというふうに思っている方、多いと思うんですよね。今回そういう形で粘り強い構造の話もさせてもらっていますけれども、この内容を町の職員でもまだ浸透していないといいますか、粘り強い構造に県が管理する稲取漁港を改良することによって、浸水域がこれだけ狭くなって、浸水深もこれだけ浅くなりますよというのを東町の皆さんにお示した中でできたのが、かさ上げの回答です。

白田もそうだったんですけれども、これをやるために、わざわざ日曜日の朝から住民の皆さんに集まっていたいて、現場に丁張を出して、実際にハードを造ると、ここまでできま

すけれども、大丈夫ですかというのを確認してもらいながらやりました。

そんな中でできたのが、今やっと6年度から実施設計が入るという報告をいただきましたので、まずはほっとしていますが、非常に静岡県が県営漁港に入る粘り強い構造の工事、それから、東区のかさ上げの工事、まだまだ時間がたくさんかかると思います。

そんな中で、今回まずは、2点、町長にお願いしたくて、1点目は、先ほど言いましたけれども、避難についての看板の説明もございましたが、私も今回改めて海岸線歩きましたけれども、2脚の二本足立ての地震が来たら高台に避難してくださいという日本語オンリーの高台のちょっとポンチ絵が入ったものは、各漁港、それが海岸線に立っていますけれども、そこから半径10メートル以内の方は、逃げられる場所かもしれませんが、そうではないところにいる方には、分からない。せっかくここまで避難路をアプリでも見られるようにしているので、よその市町の国道沿線を走っていると、ピクトサインが電柱だったり、独立で立っていたり、あるいは道路のペイントマーキングで出たりということで、国際的に見てもあのピクトサインが、誰が見ても分かるよなというふうに思うんです。そういうものを今後町も計画的に少しずつ貼っていってもらえないかなと。地域の皆さんが決めた避難路ですから、地域の皆さんはどこが避難路か分かっているんですよね、住んでいる方。でも、これからインバウンドを含め、いろいろな方が来る。先月のねこさいをちょっと拝見しに行ったんですけれども、かなり町外のお客さんも来て、あそこで、ねこさい広場で楽しんでいる。当然あそこには、大きな防災課で出していただいた黄色いピクトサインが網干場の壁面に貼ってありますけれども、背中側を振り向いたときに、北川なんて特に、海岸の道路が幾つも高台に向かって出ているんですけれども、そういうところに一つ一つピクトサインがあるだけでも違うんじゃないかなと思って今回質問をさせてもらっています。

町長にいろんな話しますけれども、このピクトサインは、やっぱり今後普通ではないかなと。特に大川漁港もそうですし、北川もそうですし、ダイワさんが基地として、あそこで使っていらっしゃる。夏には当然磯遊びの方がいらっしゃる、年間を通じて釣りのお客さんもいらっしゃる。そういう中で、やっぱり地元ではない方にも大川もそうなんですけれども、今度行ってもらいたいのは、大川の今言った津波の看板、朽ち果ててちょっと中が見えないような状態になっていました。一度確認していただきたいんですけれども。ああいうところも北川も大川も露天風呂があったりということで、お客さん来ますので、そういうところの明示もしていただきたいなというのも私の提言の一つなんですけれども。

町長、先ほど言いましたもう一つのお願いというのは、県へ対する要請といたしますか、要

望といたしますか、さっきも言いましたけれども、4年経ってやっと実施設計、これ、早いのか遅いのか、その主観的なものがありますけれども、既に同じように進めてきた地区協議会の中で、結論が出ている白田区はもう設備が終っている。ただ、ピクトサインはないですけども。

そんな中でやはり静岡県と毎年のように円卓会議も賀茂郡の県の幹部ともするでしょうけれども、そういうところも当然なんです、静岡県へプッシュしながら、いかに早くこの施設を造っていただくか。そういう考えというか、動きもしていただきたいなと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、ピクトサインなんですけれども、実は当町に着任をして、まず、感じたんですけども、インバウンド、つまり外国及び他から来た方々へのいろいろなサイン計画というのが、我が町はちょっと足りていないなという認識でおります。

なので、これから、例えばインバウンドにしても外国語表記とかいう話にも多分なってくるはずなんです、そこも含めて町外の方々へのいろいろなサイン計画というのは、しっかり考えて、適切なものを、それは避難の関わるものも含めて、ちゃんと考えていかなければいけないかなと、まず、思っております。

そして、あと、県に粘り強い話でありますけれども、なかなか進捗が遅いという多分印象を議員お持ちだと思っておりますので、県の事業が進んでいないという認識持たれているのも当然のことかなというところもありますが、来年度実施設計を行うということですが、例えば円卓会議とか、あとは、それだけではなくて、県とは密にいろいろな面でコミュニケーションは取れているので、その際にその話も伺ったり、御要望させていただいたりしていこうかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

ぜひともピクトサインは、まず、最初にピクトサインのほうについては、観光施設整備事業をやったときに改めて県の指示で、基本的に4か国語で看板、ピクトサインを出すものだよという指導は、もう既に受けていまして、町内でも観光施設整備事業でやったものについては、4か国語でいろいろ出ているんですが、ぜひそういうものも海岸線に今度今おっしゃ

っていただいたように、展開してアレンジしていってもらいたいなど。

特に今、電柱に海拔の表示のあれを巻いていますけれども、あれをうまく利用してきて、あそこにもピクトサインだって巻けるでしょうし、そういうこともちょっと検討していただきたいなと思いました。

それと、県の要望ですけれども、当然円卓会議では、町長のほうから強く、賀茂郡の町長会長としてばしっと言ってもらいたいんですけれども、いざ、これ、予算がついても御承知のとおり、静岡県へどかんと農林水産省からお金が来るので、この中のミシン目入れるのは県庁の中の担当がそれぞれミシン目入れて、下田土木の稲取の分と入れてくるんで、ぜひこのミシン目も4年も遅れていて、どうしてくれるんだではないんですけれども、そういう働きかけも1つかなと。

なぜこれ、早期にと私が言うのかといいますと、9月の一般質問でも言わせてもらいましたが、稲取漁港周辺整備、これ、八百比丘尼公園で今止まっていますけれども、その先がこの地区協議会の回答が出てから始めましょうとあのときも話をしたと思うんですけれども、これが今、東町のかさ上げですね。これらの実施設計ができてくれば、それを踏まえた中で、稲取漁港周辺整備が、今度町としても本格的に動けるので、これが遅れれば遅れるほど稲取漁港の周辺整備も遅れてくると。こういうふうなリンクもしているので、ぜひとも稲取漁港については、こちら側も粘り強く県への要望等ぜひお願いしたいと思って1問目は終了します。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、半島振興法による町道湯ヶ岡赤川線の整備事業についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 2問目です。半島振興法による町道湯ヶ岡赤川線の整備事業について。

半島振興法に規定する半島振興計画に基づいて、県の代行制度を活用し整備が進められています町道湯ヶ岡赤川線は、事業着手から長い年数を要し、また相当な予算がつぎ込まれています、その進捗率は53%と伺っています。平成19年度に残りの事業区間の概略設計が実施されていますが、その後の進捗に向けた成果は不十分であると推測され、今後も町の用地交渉も含めた働きかけが鍵になるようであると思います。

また、伊東方面への連絡計画も白紙の状態のようではありますが、その点、以下について伺います。

1 点目、事業着手からどれくらいの年数が経っていますか。

2 点目、要した事業費はどれくらいになりますか。

3 点目、令和 3 年度の工事以降、事業が進んでいない理由はなんですか。

4 点目、全体計画を見直す考えはございませんか。

よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第 2 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第 2 問、半島振興法による町道湯ヶ岡赤川線の整備事業についてという事で御質問いただきました。

1 つ目から 4 つ目まで関係性があるので、まとめて御答弁を。

まず、半島振興法による湯ヶ岡赤川線の整備事業については、とても重要な事業だという認識はしております。

そして、それを踏まえて少しお答えをさせていただければと思いますが、御質問の中の前段にて、相当な予算がつぎ込まれているが、その進捗率は 53% ということでありますが、これ、なかなか予算と進捗率の関係を評価するのは難しいんですけれども、予算に応じたある程度の進捗であるのかなと。予算を入れている割に進捗していないということは特にないのかなという認識は持っております。

また、伊東方面への連絡計画も白紙ということではありますが、何をもって白紙と言うかというところもあるんですけれども、白紙と言われてしまうと、何も考えていないというようなイメージを受けられるとちょっと困るなと思っておりますし、県に対しても既に何度も要望しておりますし、伊東市の話もしておりますし、能登半島地震発災後、その後も関係者を交えてのお話もさせていただいているということで、白紙って、クリーム色ぐらいでしょうか、のイメージを持っております。

また、事業着手からの年数に関しては、昭和 63 年に着工してから 36 年が経過をしております。1 工区から 6 工区で県代行事業費ということで 29 億 1,500 万円、町事業費ということで 2 億 200 万円が今のところかかっているということであります。7 工区の設計は、実は完了しておりますけれども、用地の関係で、外国の方がちょっと所有しているということもありまして、あとは所在不明の会社名義の土地があったり、ちょっとその辺の内諾の関係で時間を要していると。これ、なかなかそこを飛び越えてやるわけにもいかないということがあり

ます。

現在進んでいる事業であり、見直しということでもありますけれども、特に全体計画を見直すというよりも用地の問題なので、一部ルートが変わる可能性はあるかもしれませんが、それはそのときに柔軟に対応していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

白紙ってすみません。言い過ぎかもしれませんが。

この半島振興法ですけれども、36年今事業やっていますけれども、その36年の前から実は自分が関わっている事業でして、言い換えると40年くらいここに事業やっていて、当時はこの認可をもらうために、担当課の建設課の職員は、朝7時前から自家用車であそこへ集合させて、登下校の子供たちの安全が確保されない狭隘部分の渋滞道路の写真を毎年のように撮って、国へ上げる要望書に貼っていたりとかしていました。

その中で、今町長の答弁もありました半島振興法が、60年ですか、議員立法で成立して、しかし、そのときに成立したのが、時限つきなんですよ、この法律、10年間ということで。

私、今回今までのこの認識は、当然議会側も町も一緒にしていかなきゃならないと思うんですけれども、36年で約30億強のお金をかけて、今53%の進捗率。今用地でちょっとつまづいているよという話なんですけれども、まず、2つ考えなきゃならないのは、当初の目的で、この湯ヶ岡赤川線が本来でありますと、奈良本の太田に入る設計で始まったものを途中から町の要望で今のルートに計画変更しているんですね。それで、そのまま今来ていますのは、3年度の代行工事で起終点が現道にもうタッチしています。それと、太田については、その湯ヶ岡赤川線から入る道、葬祭場までの間は、町が町道として事業をして、その先の幅員が狭い部分については、県営の中山間地域総合整備事業を使って、農道という形で道路の拡幅をして、子供たちの安全を確保したと。これによって、まず1つの目標は、今叶えられているのかな。

もう一つは、大川と奈良本をつなぐ道路ということで、昨日からもいろいろの御答弁ありますけれども、湯ノ沢草崎線を含めいろいろなルートがある中で、先ほども言いましたとおり、起終点が既に片瀬側、大川側にタッチしていますので、あとは中間の町道を通れば、通行は可能なわけなんですよ。これからまた何年もかけて多額の費用をかけてここまで、言

い方よく分からないですけれども、残りの47%をつないでいくのかということと、それから、先ほどうすみません、クリーム色の判断なんですけれども、伊東方面の北進、これについてもひとつ話しさせていただきたいんですが、当時から町議会の協力も得て、県議会の常任委員の皆さんを現地で見ていただいて説明をしたり、それから、自民党の県議会の方々も現地へ来ていただいて、いろいろなお話をしたりというのは、自分の経験としてあります。

それから、事務方として、今まで、先ほど霊友会の話も出ましたが、一番最初にやったのが、伊豆スカイラインの南進、これをタッチするのは、先ほど言いました霊友会道路へタッチさせていただきたいということで、霊友会さんからは了承得られたんですけれども、別荘分譲地のほうからはノーということで、それが駄目になりました。

2回目の事務方の協議としては、伊東が念願だった中大見八幡野線が、事業計画したときに、では、伊東は霊園がありますけれども、あれから先をこっちへ持ってくるのが考えられないのかと。それらについても非常に昨日も町長言っていましたけれども、地形的なハードルが非常に高く、なかなか可能にはいかない。また、その中で、中大見八幡野線が池地区の反対で計画が変更になって、今工事やっている状況なんですけれども。

それで、その後にまた今度やったのが、対島林道という林道があります。これを高規格林道にして、2車線にして、行く行くは道路法の道路へするために、林道事業を立ち上げて、なおかつタッチするのは、先ほど言った霊友会の道路、これもちょうどあそこは郡境ということで、県の部署が東部、それから沼津土木、熱海土木、いろいろ交わっている中、市町村も伊東市、うちの町、それから伊豆市、西伊豆町、そういう方々全部集まってもらって、東部農林事務所のほうで、描いた絵を見ながら、これ、どうだろうねという話もした覚えがあります。実際しました。

その中でも話になったのが、結局伊東市さんの負担が非常に大きいんですね、この事業。それで、先ほども言いましたけれども、この半島振興法は、非常に町にとって有利な法律です。道路事業者へも90%が充当できて、しかも、県が代行して工事をやっていただける。非常に有利なんですけれども、さっきも言いました10年の時限立法で、今は3回目の延長に来ていて、6年度にまとめを3回目のまとめをやって、7年度が最終の年度です。今の状況だと、4回目の延長はまだ正式に決定していない。ですけれども、その中で見直しをしながら、これは都道府県がまとめて国と話をする半島振興計画なんですけれども、これ、読んでもらえれば分かりますが、都道府県が市町の区域を設定して、意見を集約して、県が国とやり取りする。この中に伊東市含まれていないんですよね。この伊豆中南部振興計画区域の中に伊

東市が入っていない。なおかつ伊東市内で高規格のそういうものをやるときに、伊東市側のサイドで本当にやっていただけるのか、補助裏のところの負担も市へ求めるのかというところも、非常に私は事務的に見て、きつい、ハードルが高いものではないのかなということで、この半島振興計画が、当然見直しをつけながら、まとめをつけながら、4回目の延長へ向かって静岡県はもう来年度から動いてきますけれども、この制度をずっと今まで使えていないんですよね。この一、二年はもったいないことに。これは、優先的にこれはハンディキャップを持つ地域のために予算をつけましょうという議員立法でつくった法律なんですけれども。

そこ側の市と、今さっき言いましたけれども、取りあえずある程度、大川と北川がつながって、子供たちの登下校の安全が確保されている。そういった中で、ここで町長、どうでしょう。政治判断ではないんですけれども、政治決断ではないんですけれども、一旦この湯ヶ岡赤川線は中断して、この制度を違うところに、こんないい制度ないんですから、例えば湯ノ沢草崎線をもう少し大川と奈良本の間を全然整備していないですけれども、ああいうところのリニューアルにかけるとか、そういう形に持っていったほうが、よっぽど有効的ではないかなと40年たった今、個人的にOBの私が思う話なんですけれども。

実際に伊東は、同じ草崎の向こう、伊東は八幡野草崎線をもう予防伐採にかけてますよね。今年度もかけて、来年度も3年かけて県の交付金使って、あそこの道路の予防伐採をしています。ですから、草崎を越えて伊東側と、それまでの東伊豆町側では、あの道路の管理が全然違うような既になるし、昨日も話に出ましたけれども、今の段階で国道135号に代わる代替ルートは、湯ノ沢草崎線になるわけですから、そこにもう少し注意を入れていただきたいと思いますが、そういう御判断どうでしょうか、町長。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） これまでの36年間の事業というのは重く受け止めているんですが、私が着任して2年ということで36分の2ということで、その辺もぜひ考慮していただきたいと。これまで何をどうしてきたかというところを見直しも含めて、それやんなきゃいけないのかなとはちょっとと思いますが、ただ、今継続事業を一回中断してという、なかなかそういう判断はここでどうのこうの言える問題ではありませんので、今後いろいろなことを考えながら、考えていくということであります。

ただ、道路というのは基本的には、つながらないと意味がないということで、費用対効果とか効率性とかを考えたときに、それを中断がいいのかどうかも含めて、それは考えなきゃいけないのかな、優先順位の問題もあるので、そこはほかの事業との兼ね合いとか、どうす

るのが一番いいのかというのは、別の回があるかもしれませんが、その辺は今後ちょっと検討していきたいなと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

これから能登のことも含めて、子育てのことも含めて、非常に今、国の防衛費も含めて予算の配分が非常に大変なんだろうなと。お金のかかることばかりなんだなという中で、この半島振興法は、やはり議員立法ですので、4回目の延長はあるだろうとみんな見ていますけれども、内容変更かけたり、計画変更かけるのは、このタイミングなんですね。ですから、あと2年の猶予があると思うんですけども、その中でも言い方がちょっと悪かったらあれなんですけれど、この事業を使って、白田川橋の架け替えも可能なんですよ、要は。地域の交通網の整備ということがうたわれていますので。そうしますと、90%の道路事業者への充当率があったり、工事県が代行でやってくれるというようにいろんな問題もクリアになってくるのかな。

ですから、その辺を今町長が言うように柔軟的に上級官庁と相談しながら、今後の湯ヶ岡赤川線ですか、実際にできた後のその先をどうするのかと、ずっと言われ続けてきていると思います。自分もそれを県庁には何回も連絡した覚えがありますので、そういった中で、この事業を進めるや否やというのが、そろそろ判断をしたほうがいいのではないかなというのは、私の今回の2問目の提案でございます。

以上で2問目は終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、白田川橋周辺道路の安全対策についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 3問目です。

白田川橋周辺道路の安全対策について。

町道稲取片瀬線の白田川橋は、令和4年4月1日から通行止めとなり2年が過ぎようとしています。町は近いうちに様々な要素を考慮し、結論を出すとしていますが、架け替えをするしないにかかわらず、どちらの結論に達しても、まだまだ数年の間は現状と同様に通行止めの状態が続き、周辺道路への影響も続くものと思われます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1 点目、道路管理者が行う通行止めは、道路法等により公安委員会との事前協議を行うことになっていますが、その際に示された現場への指示等は何ですか。

2 点目、車両の通行量が増加した町道片瀬天城線の安全対策等を実施するお考えはありますか。

3 点目、長期間の通行止めを考慮し、再度、周辺道路等の状況を確認・検討するお考えは、よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁を申し上げます。

その前に、先ほどの質問の中で湯ヶ岡赤川線の事業を一旦停止して、白田川橋に振り替えることも可能だ、確かに制度的には多分可能だと思うんですけども、問題なのは、その事業の必要性なので、先ほど優先順位と言ったのはそういうところを考えております。どこが必要かというところをしっかりと考えて、それで総体的に考えることが重要かなというふうに思っております。

3 問について、第3問でありますけれども、まず、通行止めの際の措置みたいな話だと思いますけれども、通行止めについて私が着任する直前に通行止めになった話です。なので、その経緯については、私が実際自分で見ているわけではないということがあるんですが、再度確認をさせていただいたところ、令和3年度の法定橋梁点検で、もうこれ、通れないということで判断をされて、住民の生命を守ることを最優先に、令和4年4月1日から通行止めというふうになりました。道路法第95条の2の第1項において、公安委員会の意見を聞かなければならないと、どうもされているようです。ただ、道路の通行の禁止を行う場合において緊急を要するために、やむを得ないときには、この限りではないともされているということで、緊急で対応したために、事前の意見聴取は行っていないという話です。電話で協議したけれども、特に指示は受けていない。それをちょっと私にどうこう言われると、ちょっと困るんですけども、現状はそういうことであります。

2 問目なんですけれども、車両の通行量が止めることによって増えたということで、その安全対策という話でありますけれども、白田川橋を通行止めにする前後で比較することが難しい、要は基準点が分からないということなんですけれども、難しいので、通行量の増加というのは、ちょっと把握はなかなかできないところではあるんですけども、また、片瀬

区から、具体的に要は地元の皆様から安全対策についての具体的な要望が特に上がっては来ていないというふうに聞いております。そのような中で、現在危険な箇所というものは、確認はできていないというか、していない状況というか、そういう状況です。

ただ、今後は地元要望なので、しっかりとここが危ないんだよという御要望いただいた場合は、現状を確認して、注視をしながら対応していきたいというふうに思っております。

そして、最後の質問になりますけれども、長期間の通行止めを考慮し、再度周辺道路等の状況を確認する考えはということなんですけれども、これも同じようなことになるんですけれども、地元から具体的にここが危ないというお話をいただいた場合は、その確認は、速やかにさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

公安委員会の指示というのは、非常に厳しくて、私も経験上、何メートル前にあれ出せ、これ出せ、道路法に基づく看板を出せというのをずっと何年間もやってきたものですから、すみません、現状は具体的なネットフェンスで止まっています。そこに東伊豆町の名前が入った市販の立て看板に通行止め、これが1枚出ているだけで、右岸側にも白田側にも片瀬側にもハンドメイドで作った木製バリケードの通行不可という、これも日本語のみなんですけれども、それが1枚ずつ出ているだけで、これ、2年間このままでもいいのかなというのが1つありました。

今2点目にお話ししました片瀬天城線なんですけれども、町長が言われるとおり、あの橋を通行止めにする前、した後も周辺道路の形状は全然変わっていません。唯一変わっているのは、国道にかかっている公安委員会の指定方向外通行禁止の看板だけだと思うんですけれども。

私が住んでいるところが、非常に現場に近いということで、外に出るたびに近所の人から白田川橋の話は当然話題になる中で、皆さん非常に神経質になってあの辺の周りを見ているような方もいらっしゃるって、ここ最近、光ケーブルの敷設替えの工事のためにいろんなマーキングが、周りの道路もされてきて、また何か始まるんだなという話をされる方もいらっしゃる。その中で、何件かお電話、それから直接お話いただいたんですけれども、片瀬の神社から約100メートルぐらいの間が、非常に幅員がないです。それはもう以前も今も同

じなんですけれども、その先着いたら開けてきますが、落石と風倒木が多いところなので、町はいろいろな事業をしていただいたり、看板で注意喚起していますけれども、あの間で今一番多いのが、お見合いをして、どっちかがバックしながら譲る。2件お話しいただいたんですけれども、ミラー同士でこすったという話も聞くんですね。奈良本の分譲地から下りてくる方々は、以前はあそこの道、落石と風倒木が多いから、怖いから、湯ヶ岡赤川橋を渡って、それから白田側に出てきて白田川橋を渡って、そこで用事を済ます、美容院だったり、歯医者だったりところに行っていた。ただ、今それがないので、直接下りてきている方もいらっしゃる。そういう中で、ちょっとあそこの幅員は、また関係の課の皆さんで確認していただいて、もしあれば、前後で待避の案内を出してもらおうとか、そういう形をすれば、あそこの対面通行が非常に安全になってくるのかなと。特に片瀬の道路を上っていきますと、そこで事業をやっている方が2社ほどありまして、その辺の大きな車も非常にあそこの道を利用されています。

そんな中で、この辺をもう一回まだまだ何年もあの状況が続くという中で、一度2年経った中で、道路管理者として、近隣の道路標識、道路標示、注意喚起の出し方、カーブミラーも含めてですけれども、そういうものの御検討をいただけないか、これ、最後の質問ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 当該地点については確認に行かせていただいておりますので、そこについては、ちょっと担当課からその状況報告というのをさせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 片瀬天城線につきましてですけれども、一応神社から上側のほう、湯ヶ岡赤川線まで抜ける道路になりますけれども、こちらのほう幅員的には、大体どの場所も4メートルは幅員が確保されているというのが、今の現状。カーブの関係で、ちょっと狭く感じるような場所というのは、あるというのは認識しておりますけれども、幅員的には大体どの場所も4メートルは確保できているというような状況になっております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

幅員の話は、私も現地で尺を測っていましたので、確認していますけれども、やはり今回町長に特にお願いしたいのは、町は今時間をかけていろんな面であの橋が必要かどうかを検

討している状況の中で、それはそれでだんだん地域の皆さんにも浸透してきて、今、町は考えているのかな。自分もそういう回答を聞かれた場合は話ししていますけれども、町長、既にもう去年の話をしたときに、シニアカーの段差の解消をしていただいたり、片瀬天城線になくなっていた外側線を設置していただいたりというのは、非常に地域の住民なんかすると、ああ、町もここはちゃんと気にして見ているなという状況を、これも安心・安全の町長の一丁目一番地の話ですけれども、一つだと思うんです。ですから、そういうものもカーブミラーだとか、気をつけてね看板、注意喚起の看板、何十万円も何百万円もする費用ではないものですから、その辺を少し考慮しながら、まだまだ時間がかかるあの状態のままを考えている間に、少しでも目を向けているような形がいただけたらなと思って、今回はわざわざ質問させていただきました。私の趣旨はそういうところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 片瀬白田地区を考えていないとかは全くなくて、毎日のように考え、いろいろあの地域が本当に安心して暮らせる、継続的な生活が営めるようなエリアになるにはどうしてらいいかということ今考えているんですけれども。

そんな中で、今の話も含めて御意見いただきましたので、担当課と相談させていただきながら適切な対応を図ることができればと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 以上で、鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、午後１時まで休憩とします。

休憩 午前 11 時 39 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第２ 専決承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手

数料徴収条例の一部を改正する条例)

○議長（笠井政明君） 日程第2 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

戸籍法の一部改正に伴い、新たな事務が追加され、令和6年3月1日から施行となるため、東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、条文の整備を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月15日付にて専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） ただいま提案されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

戸籍法の一部改正に伴い、新たな事務が追加され、令和6年3月1日から施行となるため、東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、条文の整備を図る内容でございます。

主な内容を資料にて説明させていただきます。お手元の専決承認第1号説明資料を御覧ください。

令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、新たに開始されるサービスとして、本籍地以外での戸籍謄本等の交付が可能となる広域交付や、マイナンバー制度を利用した戸籍謄本等の取得や、添付の省略に関する内容が規定されました。これに伴い、戸籍謄本等の取得や、様々な手続における戸籍添付の負担軽減が見込まれることとなります。

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲で、政令で定める日から施行することとなっており、令和6年3月1日を施行日とした戸籍法の改正に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び省令の改正が令和5年12月6日に公布され、戸籍謄本等の交付

に係る手数料が定められました。

新たに開始されるサービスに伴う手数料は、令和6年3月1日から、戸籍（除籍）謄本等の交付が本籍地以外の窓口でも可能となります。現在の手数料条例には広域交付の規定がないため、新たに広域交付事務に係る手数料について規定します。

手数料の金額については、本籍地で交付した場合と同額で、戸籍広域交付手数料450円、除籍広域交付手数料750円、受理証明手数料350円、受理後の届書の内容表示の閲覧手数料350円、これらの広域交付を可能とする戸籍情報連携システムの運用開始により、広域交付に加え従来必要であった届書への紙媒体戸籍謄本等の添付を省略することができ、手続の負担軽減となります。

次に、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍または除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのことで、識別符号の取得により、行政期間へ紙での戸籍の提出を省略することができるようになります。

識別符号発行事務手数料については、マイナンバー制度を利用し、スマートフォン等によりマイナポータルを通じて申請する場合、手数料は不要となります。

次に、窓口にて、紙戸籍の請求と同時に同戸籍の識別符号を請求された場合、識別符号の発行手数料は不要となります。

次に、上記によらず窓口等にて識別符号を発行する場合については、これは新設となりますが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料700円となります。

施行日については、令和6年3月1日といたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月15日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度
東伊豆町一般会計補正予算（第6号））

○議長（笠井政明君） 日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、物価高騰に苦しむ住民税非課税世帯に対する給付金や、65歳以上及び高校生世帯を対象とした給付金の予算等について、令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）を処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについての令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、概要を御説明いたします。

令和５年度東伊豆町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億168万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,568万1,000円といたします。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

２歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、２項国庫補助金、７目総務費国庫補助金、補正前の金額に１億4,682万3,000円を追加し、２億8,072万8,000円といたします。

１節総務費補助金、細節８物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億4,682万3,000円の増は、物価高騰の影響を受けて苦しむ低所得者を支援するための事業を実施するための国からの臨時交付金であります。

19款繰入金、３項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金、補正前の金額に5,486万1,000円を追加し、１億7,234万5,000円といたします。

１節、細節１財政調整基金繰入金5,486万1,000円の増は、今回の補正予算の財源不足額を基金からの繰入れで補填するものであります。

７ページ、８ページを御覧願います。

次に、３歳出について御説明いたします。

３款民生費、１項社会福祉費、12目物価高騰対策事業（民生費）、補正前の金額に１億9,744万6,000円を追加し、１億9,744万6,000円といたします。

事業コード１電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業（追加給付分）、18節負担金補助及び交付金、細節１電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）１億6,450万円の増につきましては、この夏に給付金を給付した住民税非課税世帯に対し、１世帯当たり７万円を追加給付するための給付金でございます。

事業コード２高齢者支援事業、18節負担金補助及び交付金、細節１高齢者支援事業給付金2,665万円の増につきましては、65歳以上の町民１人当たり5,000円を支給するための給付金でございます。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、補正前の金額に423万8,000円を追加し、１億2,788万2,000円といたします。

事業コード13物価高騰対策事業（教育費）、18節負担金補助及び交付金、細節1高校生等世帯生活支援給付金420万円の増につきましては、16歳から18歳までの高校生等に1人当たり2万円を支給するための給付金でございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額63億6,399万7,000円に2億168万4,000円を追加し、65億6,568万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額63億6,399万7,000円に2億168万4,000円を追加し、65億6,568万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が1億4,682万3,000円の増であります。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第1号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第4 議案第1号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第1号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、地方自治法の改正に準じ、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給可能とするため本条例を改正する内容となります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第1号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の資料により概要を説明させていただきます。

従来、会計年度任用職員には6月と12月に常勤職員と同様の内容で期末手当が支給されていました。これに加え、国、地方の常勤職員や、国の非常勤職員の給与との均等を図り、会計年度任用職員に勤勉手当の支給ができるよう地方自治法が改正されました。この自治法改正に準じ、本条例の一部を改正することにより、当町の会計年度任用職員に勤勉手当を支給可能とする内容でございます。これにより、会計年度任用職員の待遇改善、人材確保、意欲向上といった効果が見込まれます。

なお、勤勉手当支給対象となる会計年度任用職員ですが、期末手当支給対象と同様で、週の勤務時間が15時間30分以上、任期の定めが6か月以上の職員となります。また、支給月数につきましても常勤職員と同様で、6月、12月とも1.025月となります。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第1号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第5 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第243条及び地方自治法施行令第173条を引用する東伊豆町条例の条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 村木善幸君登壇）

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、別紙資料において概要

を説明させていただきます。

令和6年4月1日より、地方自治法において、指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設され、これに関する条文が「地方自治法第243条の2」及び「地方自治法第243条の2の2から2の6まで」に設置されました。これにより、3つの東伊豆町条例について、「地方自治法第243条の2」を「地方自治法第243条の2の7」へ、「地方自治法第243条の2の2」を「地方自治法第243条の2の8」へ、また、「地方自治法施行令第173条第1項」についても、「第173条の4第1項」へそれぞれ繰下げ改正いたします。

なお、法令の制定・改廃等に伴って2つ以上の条例を改廃する必要がある場合には、1つの一部改正条例等の本則で、条立てにより関係条例の改廃を行うことから、今回一括した条例といたしました。

また、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第6 議案第3号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第3号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、保健福祉事業実施のための追加及び令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第3号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、令和6年度から令和8年度までの保険料率について改正するものです。

保険料の算定につきましては、高齢者人口、要介護認定者数、給付実績、サービス料の推計等を勘案し、算出したものです。なお、財源の不足については介護給付費準備基金を取り崩すことにより、基準月額4,840円を据え置くことといたしました。

1枚おめくりください。

議案説明資料にて説明させていただきます。

今回の改正内容につきましては、介護保険料の改正と保健福祉事業の追加の2点となります。

まず、介護保険料の改正につきましては、令和6年度から令和8年度までの保険料について、介護保険法施行令の一部改正に伴い、町の条例を改正するものです。

背景といたしましては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得の再配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを目的に、国において介護保険法施行令が改正されたことにより町の介護保険条例を改正するものです。

次に、改正の内容についてですが、介護保険料の現行の標準段階は9つの段階に負担率が

区分されております。改正後は13段階に多段階化されます。高所得者の保険料につきましては引き上げ、低所得者の保険料については引き下げられます。

改正に伴う影響ですが、引下げの対象者については全体の4割弱、変更なしが6割弱、引き上げの対象となる者は2%程度になると想定しております。

なお、所得段階別の基準額に対する割合及び介護保険料の変更内容につきましては、次のA3用紙にまとめてありますので御参照ください。

改正内容の2つ目ですが、保健福祉事業の追加になります。

これにつきましては、国における地域支援事業実施要綱及び地域支援事業交付金交付要綱の改正に伴う改正になります。

背景及び内容につきましては、紙おむつ等の補助に関する介護用品支給事業について、令和6年4月1日から始まる第9期介護保険事業計画では、例外的な激変緩和措置として保健福祉事業で実施することになることから追加するものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

なお、条例の改正文及び新旧対照表につきましては、説明資料の後に付けさせていただきましたので御確認をお願いします。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、保険料の据置きということで、それはそれで住民にとってはありがたい部分も、県下最低と言われている介護保険料なので、その負担が増えないということはある面うれしいという部分もあるんですが、ただ、課長の説明の中でもあったように、高齢者人口が増えていく、またその中で介護認定者の数も増えていくんだろうなというような見通しから考えたときに、なぜこの保険料がうちの町では据置きすることができているのかというこの分析についてはどのように考えていますか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） この介護保険料の据置きにつきましては、まず、係る経費に対して介護支払準備基金、マイナス部分についてはただいま3億5,000万ほど基金がございますので、まずこの基金を使ってその費用に充てるということで、3年間の試算ですけれ

ども、それらは約9,000万ほど赤字になる、補填しなければならないということになりますので、その財源を使って、財源に充てたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） このほかの町とも比べて保険料が県下でも一番安い中で、こうやって基金が生まれているということで見たときに、その要因として、例えば介護認定者数がやっぱり全体、高齢者の中でも比率的に低いなのか、それともやっぱり介護事業自体を受けている方が少ないのか、この辺の要因についてはどのように見ておりますか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） それにつきましては、まず、介護サービスにおいてうちの町は施設が比較的ほかのところよりも少ないということがございまして、その関係で係る費用が、発生がほかの市町に比べて低いのではないかとということが一応係内の中では推測されております。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第3号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第4号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第4号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

漁港漁場整備法の改正により条文整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設整備課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ただいま提案されました議案第4号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

令和5年5月26日付で、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日施行されることに伴い、当町の漁港管理条例を改正するものです。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の3枚目、新旧対照表を御覧ください。

第1条では法律名が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められたため改正をいたします。

第17条中、採取又は占用の許可を受けた者の次に、「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改めます。

今回の法改正によりまして、新たに創設された「漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定」を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

参考資料といたしまして、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要を添付いたしましたので御参照ください。

以上、簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第4号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(笠井政明君) 日程第8 議案第5号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第5号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

水道法の一部改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるとともに、所掌事務の見直しが行われることに伴い、条文の整備が必要になったため改正する内容であります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました議案第5号 東伊豆町水道事業給水条例

の一部を改正する条例について概要を説明させていただきます。

この条例改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるとともに、所掌事務の見直しが行われることに伴い、条文の整備が必要になったため改正する内容であります。

恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表を御覧ください。

第3条第2号中「第3号」を「次号」に字句を改めます。

次に、第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

次に、第34条第1項中「水道法施行令（昭和32年政令第336号）」を「政令」に改め、同条第2項ただし書き中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

次に、第37条第1項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

次に、第42条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

次に、附則についてですが、この条例は令和6年4月1日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第5号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第9 議案第6号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第6号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

東伊豆町公営企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の題名の改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第6号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明させていただきます。

この条例改正は、東伊豆町公営企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の題名の改正に伴い、条文の整備が必要になったため改正するものであります。

例規のルール上、及びと等の併用が適当ではないため、規程の改正に合わせ条例を改正する内容であります。

恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表を御覧ください。

第12条の2第1項中「東伊豆町公営企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」を「東伊豆町公営企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に改めます。

次に、附則についてですが、この条例は、令和6年4月1日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第6号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）

○議長（笠井政明君） 日程第10 議案第7号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第7号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から2,109万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を65億4,459万円とするものでございます。

まず、歳入の主な内容ですが、町税、地方交付税及び国庫支出金などの増額や、財政調整基金からの繰入金などの減額をしています。また、一般寄附金におきまして1件の御浄財をお寄せいただきました。寄附者の御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、国の物価高騰対策給付金、基金積立金、観光対策事業費などを増額する一方、事業が終了、または終了見込みの予算を検討し、調整できる予算を減額措置いたしました。

今回の補正によって発生した財源余剰額を財政調整基金繰入金の減額をして調整させていただきましたので御理解をお願いいたします。

また、翌年度以降に予算を繰り越す事業の繰越明許費の変更と、地方債借入額の変更を行っております。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第7号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について概要を御説明いたします。

令和5年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,109万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,459万円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費の補正。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費補正」によります。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更及び廃止は「第3表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、9ページ、10ページをお開きください。

2歳入について御説明いたします。

1款町税、1項町民税、2目法人、補正前の金額に769万2,000円を追加し、6,746万2,000円といたします。

1節、細節1 現年課税分725万2,000円の増につきましては、企業業績の回復により増収が見込まれるため、増額補正するものでございます。

2項1目固定資産税、補正前の金額に312万4,000円を追加し、10億8,160万2,000円といたします。

2節、細節1 滞納繰越分312万4,000円の増は、固定資産税の滞納繰越分の収入が増額したため増額補正するものでございます。

11ページ、12ページを御覧願います。

6款1項1目法人事業税交付金、補正前の金額に750万円を追加し、2,400万円といたします。

1節、細節1法人事業税交付金750万円の増は、県の推計に基づき増額するものでございます。

7款1項1目地方消費税交付金、補正前の金額から1,000万円を減額し、2億7,000万円といたします。

1節、細節1地方消費税交付金697万円の減及び細節2地方消費税交付金（社会保障財源分）303万円の減につきましては、県の推計に基づき減額するものでございます。

13ページ、14ページを御覧願います。

11款1項1目地方交付税、補正前の金額に5,051万8,000円を追加し、15億9,923万4,000円といたします。

1節地方交付税、細節1普通交付税5,051万8,000円の増は、普通交付税の再算定に伴う追加交付分を増額したものでございます。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、補正前の額に34万8,000円を追加し、1,908万3,000円といたします。

2節児童福祉費負担金、細節10広域受託児童保育所運営費負担金325万9,000円の減につきましては、実績見込みによる減額でございます。また、細節14広域受託児童小規模保育所運営費負担金700万9,000円の増は、実績見込みに基づく増額でございます。

15ページ、16ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の額から2,397万1,000円を減額し、2億9,614万円といたします。

1節社会福祉費負担金、細節2障害者自立支援給付費負担金603万5,000円の減、細節4障害者自立支援医療費負担金657万円の減及び2節児童保護措置費等負担金、細節1子どものための教育・保育給付費負担金803万9,000円の減につきましては、最近の事業見込額に合わせて負担金収入を減額するものでございます。

2目衛生費国庫負担金、補正前の額から819万3,000円を減額し、1,343万6,000円といたします。

1節保健衛生費負担金、細節2新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金819万3,000円の減につきましては、負担金の交付額決定に伴う調整でございます。

17ページ、18ページを御覧願います。

2 項国庫補助金、6 目土木費国庫補助金、補正前の額から1,948万5,000円を減額し、5,376万5,000円といたします。

1 節道路橋りょう費補助金、細節 1 社会資本整備総合交付金649万4,000円の減及び細節 2 道路局所管補助金1,299万1,000円の減につきましては、国の交付金の額確定に基づく減額でございます。

7 目総務費国庫補助金、補正前の額に 1 億442万1,000円を追加し、3 億8,514万9,000円といたします。

1 節総務費補助金、細節 5 域内交通実証実験補助金500万6,000円の減につきましては、事業終了に伴う減額と、別の国庫補助金への付け替えによる減額でございます。

細節 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,064万8,000円の増は、住民税均等割非課税世帯へ 3 万円給付をするための事業費に対する国からの交付金でございます。

細節 8 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,747万1,000円の増は、住民税均等割非課税世帯への 7 万円の給付をするための事業費と、住民税均等割のみの課税世帯へ10万円、子育て世帯への加算分 5 万円を給付するための事業費に対する国からの交付金でございます。

16款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、補正前の額から1,603万7,000円を減額し、2 億1,189万7,000円といたします。

1 節社会福祉費負担金、細節 3 障害者自立支援給付費負担金301万7,000円の減及び細節 7 障害者自立支援医療費負担金328万5,000円の減につきましては、収入見込額に合わせるための調整でございます。

細節 4 国民健康保険基盤安定負担金404万9,000円の減につきましては、収入実績の減に伴う調整でございます。

2 節児童保護措置費等負担金、細節 1 子ども・子育て支援給付費負担金454万3,000円の減につきましては、歳出の実績額に合わせて歳入も減額するものでございます。

19ページ、20ページを御覧願います。

2 項県補助金、9 目商工費県補助金、補正前の金額から450万円を減額し、2,184万5,000円といたします。

2 節観光費補助金、細節 1 観光地域づくり整備事業費補助金450万円の減につきましては、事業費の確定に伴う県補助金の減額でございます。

18款 1 項寄附金、4 目教育費負担金、補正前の額に50万円を追加し、70万円といたします。

1 節、細節 1 教育費寄附金50万円の増は1月10日付で、奈良本在住の石井イクヨ様から頂いた御寄附でございます。

21ページ、22ページを御覧願います。

19款繰入金、3項基金繰入金、1目育英奨学基金繰入金、補正前の額から302万円を減額し、36万円といたします。

1 節、細節 1 育英奨学基金繰入金302万円の減につきましては、令和5年度中に貸付けした奨学金の確定額に合わせるための減額でございます。

2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額に649万4,000円を追加し、1億6,368万4,000円といたします。

1 節、細節 1 ふるさと納税基金繰入金649万4,000円の増につきましては、令和5年度に行っているふるさと納税充当事業について、増加した事業費に対応するため、ふるさと納税基金を取り崩し一般会計に繰り入れするものでございます。

3目財政調整基金繰入金、補正前の額から8,124万5,000円を減額し、9,110万円といたします。

1 節、細節 1 財政調整基金繰入金8,124万5,000円の減につきましては、今回の補正予算に係る財源余剰額を財政調整基金に組み戻すための予算措置をしております。

21款諸収入、4項2目雑入、補正前の金額に176万1,000円を追加し、6,805万2,000円といたします。

23ページ、24ページを御覧願います。

9 節雑入、細節53その他（教育委員会）305万円の増は、クロスカンントリー大会事務局の精算金を一般会計へ戻入れ処理をするものでございます。

22款1項町債、1目農林水産業債、補正前の額から370万円を減額し、760万円といたします。

1 節農業債、細節 1 中山間地域総合整備事業370万円の減につきましては、県に支払う事業費負担金の確定に伴う減額でございます。

2目土木債、補正前の金額から2,400万円を減額し、5,390万円といたします。

1 節土木債、細節 1 社会資本整備総合交付金事業1,220万円の減及び細節 2 道路局所管補助金事業1,060万円の減につきましては、事業費見込額及び国庫補助金の交付見込額から地方債の借入額を試算し、それぞれ借入額を減額しております。

25ページ、26ページを御覧願います。

次に、3歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に226万6,000円を追加し、7億907万6,000円といたします。

事業コード11職員共済事業、3節職員手当、細節16退職手当組合特別負担金473万3,000円の増につきましては、町が加入する退職手当組合に支払う特別負担金の予算の増額でございます。

27ページ、28ページを御覧願います。

5目財産管理費、補正前の額から952万5,000円を減額し、7,891万9,000円といたします。

事業コード1庁舎維持管理事業、10節需用費、細節4光熱水費700万円の減につきましては、庁舎の電気料金の実績が当初予算で見込んだ料金よりも少なかったため、実績に合わせて予算を減額措置するものでございます。

9目企画費、補正前の金額から402万円を減額し、7,623万5,000円といたします。

事業コード2交流・定住促進事業、18節負担金補助及び交付金、細節3移住就業支援事業費補助金360万円の減につきましては、今年度補助金の実績がなかったため皆減するものでございます。

29ページ、30ページを御覧願います。

17目財政調整基金費、補正前の金額に2,391万6,000円を追加し、2億3,440万4,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金2,391万6,000円の増につきましては、普通交付税の再算定増額分の一部で、次年度以降の地方債の償還費に充てるべき金額2,086万6,000円と、クロスカントリ大会事務局精算金305万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。なお、補正後の財政調整基金残高は約16億7,600万円となります。

18目環境施設等整備基金費、補正前の金額に5,000万円を追加し、5,000万円といたします。

事業コード1環境施設等整備基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金5,000万円の増は、将来の町の施設整備に充てる財源として環境施設等整備基金に積み立てるものでございます。なお、補正後の環境施設等整備基金残高は約5,700万円となります。

31ページ、32ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の金額から2,754万1,000円を減額し、3億8,880万7,000円といたします。

事業コード1 障害者児自立支援給付事業、19節扶助費、細節2 自立支援給付費1,344万4,000円の減につきましては、給付費の支払いの見込額に合わせて歳出予算を減額するものでございます。

33ページ、34ページを御覧願います。

事業コード4 自立支援医療事業、19節扶助費、細節1 身体障害者更生医療費1,302万1,000円の減につきましても、医療費の支払い見込額が当初見込額を下回るため、見込額に合わせて歳出予算を減額するものでございます。

7目国民健康保険費、補正前の金額から1,079万5,000円を減額し、1億1,977万3,000円といたします。

事業コード1 国民健康保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1 国民健康保険特別会計繰出金1,079万5,000円の減につきましては、国保会計で行われている事業の実績金額または見込額に合わせて一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

8目介護保険費、補正前の金額から566万円を減額し、2億980万円といたします。

事業コード1 介護保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1 介護保険特別会計繰出金505万円の減につきましても、介護会計で行われている事業の実績金額または見込額に合わせて一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

35ページ、36ページを御覧願います。

10目新型コロナウイルス感染症対策事業費（民生費）、補正前の金額から1,504万円を減額し、6,084万1,000円といたします。

事業コード1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、18節負担金補助及び交付金、細節1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金1,416万円の減につきましては、事業の完了に伴う不用額の精算でございます。

12目物価高騰対策事業費（民生費）、補正前の額に7,028万9,000円を追加し、2億6,773万5,000円といたします。

事業コード3 物価高騰対策給付金給付事業（均等割のみ課税世帯分）、18節負担金補助及び交付金、細節1 物価高騰対策給付金（均等割のみ課税世帯分）5,500万円の増につきましては、物価高騰対策として、均等割のみ課税されている世帯に対し1世帯当たり10万円を支給する給付金でございます。

事業コード4 物価高騰対策給付金給付事業（こども加算分）。

37ページ、38ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金、細節1 物価高騰対策給付金（こども加算分）925万円の増につきましては、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯に子供が含まれていた場合、対象となる子供1人当たり5万円を支給する給付金でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の額から2,479万1,000円を減額し、2億2,719万7,000円といたします。

事業コード2 地域型保育事業、12節委託料、細節1 保育ママ委託料858万8,000円の減及び細節2 小規模保育入所委託料363万1,000円の減につきましては、利用者の減により委託料の減少が見込まれるため、減額補正するものでございます。

事業コード4 保育園事業、12節委託料、細節1 保育所入所委託料1,053万4,000円の減につきましても、当初の予想よりも委託料の減少が見込まれるため減額補正するものでございます。

39ページ、40ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額から1,785万9,000円を減額し、4,231万6,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルスワクチン接種事業。

41ページ、42ページを御覧願います。

7節報償費、細節1 医師謝礼527万円の減につきましては、コロナワクチンを接種する方が減少し、それに伴い従事する医師への謝礼金に不用額が生じたため減額するものでございます。

45ページ、46ページを御覧願います。

6款1項商工費、3目観光費、補正前の金額に288万5,000円を追加し、1億6,571万円といたします。

事業コード1 地域観光振興対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節2 観光対策事業補助金440万2,000円の増につきましては、熱川九份化計画点灯式の準備費用などに充てる地元観光協会に対する補助金でございます。

47ページ、48ページを御覧願います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、補正前の額から2,479万円を減額し、1億4,243万7,000円といたします。

事業コード1 道路新設改良事業、12節委託料、細節1 道路橋りょう補修設計業務委託料410万円の減及び細節2 白田川橋梁架替工事に伴う地質調査業務委託料869万円の減につきま

しては、事業完了に伴う不用額の調整でございます。

49ページ、50ページを御覧願います。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興基金費、補正前の金額に1,050万円を追加し、1,050万円といたします。

事業コード1教育振興基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金1,050万円の増につきましては、将来の教育振興に係る事業実施に備えるため一般会計から教育振興基金に積み立てるものでございます。なお、補正後の教育振興基金残高は、約7,900万円となります。

51ページ、52ページを御覧願います。

2項小学校費、1目学校管理費、補正前の金額から394万3,000円を減額し、4,204万円といたします。

事業コード2小学校運営事業、1節報酬、細節2会計年度任用職員報酬400万円の減につきましては、小学校に勤務する用務員及び支援員の勤務時間の実績に伴い不用額を減額いたします。

55ページ、56ページを御覧願います。

7項2目育英奨学費、補正前の金額から302万円を減額し、37万1,000円といたします。

事業コード1育英奨学金貸付事業、20節貸付金、細節1育英奨学金貸付金302万円の減につきましては、当初見込んでいた新規の奨学金申請者がいなかったため新規見込み分を減額するものでございます。

恐れ入りますが、4ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正でございます。

こちらに掲載されております6つの事業につきまして翌年度へ繰り越す内容となっております。

5ページ、6ページを御覧ください。

第3表地方債補正であります。5ページに変更、6ページに廃止した地方債を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

7ページ、8ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額65億6,568万1,000円から2,109万1,000円を減額いたしまして、65億4,459万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額65億6,568万1,000円から2,109万1,000円を減額いたしまし

て、65億4,459万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が2,359万8,000円の増、地方債が3,150万円の減、その他財源が310万1,000円の増、一般財源を1,629万円減額いたします。

以上、補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） すみません、町長にちょっとお聞きしたいんですけれども、46ページの観光の関係、観光対策事業の補助金、熱川の九份の関係、今度支援をするということでこの補助金が計上されているんですけれども、ちょうちんが主な内容になってくると思うんですけれども、考え方からすると何か消耗品的な感じ、耐用年数はあるということである程度お聞きをしていますけれども、こうしたものに対する支援というのは今年度、来年度あたりまでちょっと続くと思うんですけれども、そういう単年度的な支援の仕方をするという考え方ですか。

それとも、さっき言ったように消耗品的な考え方であれば、壊れたり何かしたときにはさらに支援をするのか、その辺、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

この熱川の事業につきましては、なかなか今まではどういうことをやればいいのかというのが見つからない中で、と言いながらも熱川全体、東伊豆全体の観光の全国的な相対的地位が少し落ちて、伊豆半島が落ちているのかもしれないんですけれども、そういう中で早く手を打たなきゃいけないという認識の下にスピード感が求められたということで、きっかけづくりということで今回は予算をしっかりと計上させていただいてちょうちんを作る、ぶら下げるということなんですけれども、それだけではないんですけれども、ただ、今後、議会答弁でもお話し少ししたかもしれませんが、民と官のうまく連携というのが大事です。

きっかけはしっかりつくらせていただいたので、様子を見ながら、状況を見ながらですけれども、できれば観光地である程度自助努力的なものもやっていただきながら継続的な持続可能な観光地づくりというところにも踏み込んでいただけるとありがたいなと。

ただ、やったら俺もう知らないというわけでもなくて、そこは伴走的なこともしながら、今言ったお話の方向性もお互い探りながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 一般質問の中でも、町長、まちづくりの観点がやっぱり重要だよというお話の中で、私はこの事業大賛成なんですけれども、ただ、さっき言ったように消耗品的な意味合いもあるのかも分かりませんが、ちょうちんをつけた後の維持管理というんですか、その辺がやっぱり重要になってくるのかなと。

地元もその辺の考え方はしていると思うんですけれども、台風だとか、町長は一般質問の答弁の中でも、できたら点灯式の後も続けたいよというお話をしていましたよね。そういう中で、毎日そういうものを展開していくということの中でやっぱり台風だとか強風だとかというものも1年間通じて予想されるわけですから、そういう場合はちょっと大変かも知れないけれども、やっぱり風が強く当たるようなところはちょうちんの取り外しをすることということで維持管理に努めるという、そういう指導的な指示的なものもやっぱり必要になってくるのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか、町長、その辺は。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 例えば、台風で物すごい被害が出たとかという場合については、役場としてもいろいろ考えなきゃいけないと思うんですけれども、でき得るならばある程度、自助、共助、公助ではないですけれども、そういう目線で自ら稼ぎながら持続的なことをやっていただきたいなというふうには少し思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、もう私たちは関係ないというスタンスではなくて一緒に付き添いながらというふうに思っております。

これはまだ決まった話でもないと思うんですけれども、今までの議論の中で、例えばちょうちんが壊れたときにそれを修繕するのも一つの観光にできないかみたいな、ビニールなんですかね、を例えば張るのを、壊れたやつをどこかに集めておいて観光客と一緒に直すとか、場合によれば子供たちを呼んでやるとか、何かそういうことも少し以前何かそんな意見も出ていたので、そんなことも支援させていただきながら持続可能な観光地づくりということに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、1点目は、38ページの電力・ガス・食料品等の部分で減額になっているんですが、これは当初目標に対してどういう要因でこういう減額が出たというふうに見ているのか、この点を教えていただきたい。

2点目が46ページで、今も話題になりました観光対策事業の補助金なんですけれども、観

光の方々がいろいろやろうということについて、それは私も温かい目で見たいなという思いがする部分と、過去に温泉場がこれをやらないと衰退するからといって鳴り物入りで1,000万円かけたけれどもお客さんが来なかったら飽きちゃってもう5年もイベントがもたないと、こういうこともあったりしたわけですね。

先ほど来の町長の話聞いていて、そうならないのかなという印象は持っておりますけれども、やっぱり九份というちょうちんも熱川に元からあったものではない、一つのものを定着させてやっていくのにはやっぱり非常に最初からうまくいくということばかりではなくて、それをやっぱり事業として育てていくというのには多少時間かかるだろうと。

しかし、目先のお客さんが来ないからということで町からもいろいろ税金を投入するけれども、来ないなというやっぱり簡単に飽きられてやめられるというふうなことであればならないのではないかなというふうに思っておりますが、この辺は観光協会さんなんかとどういう合意なり確認がされているのかなということをお聞きしたいと思います。

3点目ですが、56ページ、最後のところですけども、育英奨学金について、目標に対してゼロということなんですけれども、どういう目標設定だったのか、ここ数年こういう状況ではないかと思っているんですけれども、要因についてはどのように見ているんですか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） まず、1点目の実績による減はということなんですけれども、当初見込みが7,000万円ほどあったわけなんですけれども、実際に申請してきた件数が1,873件ということでその差額による減額となります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 2点目についてお答えをいたします。

過去に1,000万円、ほぼ同規模の支援をして続かなかったという話は、逆にそれをしっかりと肝に据えてやらなきゃいけないなと思っているんですが、実は、今回、4月6日にイベント、それは点灯式という形で多くの人をなるべく集めて来ていただきたいという思いで開催をするんですけれども、実はこの事業の肝は私的には瞬間風速ではなくてなるべく継続した誘客というのを狙っております。

ということは、いきなり最初から増えるということは、増えればありがたいんですけれども、そうではなくて地道な活動を取りあえず1年ぐらいいはつけるように努力をしてみるのでもいいのかなというふうに思っております、すぐ結果が出ないというのを大前提で、この事

業については息の長い観光関係者の皆様の合意もしっかりといただきながら、町も支援できるところは支援しながら、まずは息の長い取組をやってみたいなというふうには思っております。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 奨学金の貸付けの関係ですけれども、当初予算では継続の方は新規、それから新規、大学生を3名、短大の方を1名ということで、新規は4名程度を見込んでおりましたけれども、その新規の申込者がいなかったということでございます。

要因といたしましては、他の奨学金なんかにはいっているのではないかなという点であったりとか、あと、借入額が月額大学生で3万円、入学一時金で50万円というような金額的な面もあるのではないかなというふうに思われます。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありますか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） まず、29、30ページですけれども、総務管理費の18目環境施設等整備基金、これ年度末にこういう形で5,000万円ですか、積みまれていますけれども、これ何か目標があってやられることなのか、それひとつお聞きしたいと思います。

それと、47、48ページ、7款土木費ですけれども、この道路新設改良費、その中で白田川の橋梁の架け替え工事に伴う地質調査業務委託料、これ今、総務課長から業務完了に伴ってという話が、ちょっと私聞き間違いかもしれないんですけれども、お話があったと思いますけれども、この辺の事業のことというのはどうなったんでしょうか、こういう点についてひとつお聞きしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま質問のありました須佐議員の第1点目の環境施設整備基金の目的についてお答えいたします。

財政調整基金以外のその他の目的基金につきましては、それぞれ目的を持って積立てを行い、処分につきましても条例の規定に基づきまして処分をする内容となっております。

この環境施設整備基金の処分の規定なんですけど、まず、道路、河川、水路の新設改良、続きまして、ごみ処理施設の施設整備、続きまして、消防施設の整備、最後に、学校、保育所及び公園の施設の整備ということで、当町が今後予定されております大規模事業につきましては、学校教育の環境整備というものが上げられておりますので、これを踏まえて今回

5,000万円を積立てしたいという、そういう予算でございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 道路橋梁改良事業の白田川橋梁の関係になりますけれども、こちらのほうは当初、地質調査の業務委託を実施するという形で予算を計上させていただきましたが、本年度につきましては橋台のほうの調査をさせていただく、橋台の形を知るための調査をさせていただくということで、委託内容を変更して事業を行いました。

事業の完了というのは、今年度の事業が終わったということで、この白田川に関して何か終わったということではないということで御理解いただければと思います。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第7号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、14時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎日程第 1 1 議案第 8 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)

○議長（笠井政明君） 日程第11 議案第 8 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第 8 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から1,188万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,665万8,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、収入見込みによる国民健康保険税の減額、交付決定による県支出金の減額及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、実績等に基づく保険給付費及び特定健診事業費の減額が主な内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第 8 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について概要を説明させていただきます。

令和 5 年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,188万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,665万8,000円といたします。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額から522万2,000

円を減額し、2億8,878万4,000円といたします。

1節現年課税分、細節1医療給付費分特別徴収現年課税分から細節5後期高齢者支援分普通徴収現年課税分までの補正額は、1月の調定額等に基づき年間見込額を算出し、それぞれ減額いたしました。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正前の額から1,180万9,000円を減額し、13億4,956万6,000円といたします。

1節、細節1普通交付金420万円の減は、今年度交付金の交付決定による減額となります。

2節特別交付金、細節1保険者努力支援分から細節4特定健康診査等負担金までの補正額は、今年度交付金の交付決定によるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額から1,079万5,000円を減額し、1億1,977万3,000円といたします。

1節、細節1保険基盤安定繰入金690万8,000円の減、3節、細節1助産費等補助金繰入金180万円の減、4節、細節1財政安定化支援事業繰入金202万3,000円の減は、今年度交付金の交付決定による繰入金の減額です。

2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の額に1,609万3,000円を追加し、3,395万1,000円といたします。

1節、細節1国民健康保険事業基金繰入金1,609万3,000円の増は、今回の補正による財源調整により基金からの繰入金を増額するものです。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、補正前の額から71万4,000円を減額し、128万6,000円といたします。

1節、細節1一般被保険者延滞金71万4,000円の減額は、今年度の実績を見込み減額といたします。

11ページ、12ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明いたします。

2款保険者給付費、1項療養費、1目一般被保険者療養給付費、補正前の額から290万円を減額し、11億2,246万4,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1一般被保険者療養給付費保険者負担金290万円の減は、実績見込みにより減額するものです。

3目一般被保険者療養費、補正前の額から100万円を減額し、509万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者療養費保険者負担金100万円の減は、実績見込みにより減額するものです。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正前の額から270万円を減額し、150万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 出産育児一時金270万円の減は、実績見込みにより減額するものです。

13ページ、14ページをお開きください。

6 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費、補正前の額から460万6,000円を減額し、2,948万9,000円といたします。

12節委託料、細節 1 特定健診委託料から細節 4 特定保健指導委託料までの減額は、事業実績見込みの減により契約差金を減額するものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額18億2,853万9,000円から1,188万1,000円を減額いたしまして、18億1,665万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億2,853万9,000円から1,188万1,000円を減額いたしまして、18億1,665万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金1,176万円の減、その他財源が529万8,000円の増、一般財源が541万9,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第 8 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 9 号 令和 5 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（笠井政明君） 日程第12 議案第 9 号 令和 5 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第 9 号 令和 5 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に203万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億1,927万8,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入では、収納見込みによる保険料の増額と、保険基盤安定負担金の交付決定による繰入金の減額でございます。

歳出では、歳入で増額補正したことに伴い、広域連合への納付金を増額するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第 9 号 令和 5 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について概要を説明させていただきます。

令和 5 年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ 2 億1,927万8,000円といたします。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、補正前の額に260万6,000円を追加し、1 億6,706万4,000円とします。

1 節現年度分、細節 1 特別徴収保険料76万4,000円の増、細節 2 普通徴収保険料184万2,000円の増は、収納見込みによるものです。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、補正前の額から57万6,000円を減額し、5,122万円といたします。

1 節、細節 1 保険基盤安定繰入金57万6,000円の減は、今年度の交付決定により繰入金額が決定したことによるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に203万円を追加し、2 億1,870万7,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 後期高齢者医療広域連合納付金203万円の増は、歳入において増額補正した金額について、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額 2 億1,724万8,000円に203万円を増額いたしまして、2 億1,927万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額 2 億1,724万8,000円に203万円を増額いたしまして、2 億1,927万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他が57万6,000円の減、一般財源が260万6,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第9号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（笠井政明君） 日程第13 議案第10号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第10号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から4,202万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,996万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、給付費負担金において概算交付決定により国庫支出金を増額し、支払基金交付金、県支出金及び繰入金については、それぞれ減額いたします。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を実績等によりそれぞれ減額するとともに、財源調整のため、基金積立金にて減額措置をするものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第10号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について概要を説明させていただきます。

令和5年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,202万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,996万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明をいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に710万3,000円を追加し、2億4,280万9,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金710万3,000円の増は、概算交付決定によるものです。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正前の額に632万6,000円を追加し、7,169万5,000円といたします。

1節現年度分調整交付金、細節1普通調整交付金632万6,000円の増は、交付見込みによるものです。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から284万6,000円を減額し、467万8,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）284万6,000円の減は、交付見込みによるものです。

4目保険者機能強化推進交付金、補正前の額から80万1,000円を減額し、194万3,000円といたします。

1節、細節1保険者機能強化推進交付金80万1,000円の減は、交付見込みによるものです。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額から2,026万6,000円を減額し、3億3,288万3,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 第 2 号被保険者介護給付費交付金2,026万6,000円の減は、交付見込みによるものです。

2 目地域支援事業支援交付金、補正前の額から179万3,000円を減額し、633万3,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 地域支援事業支援交付金179万3,000円の減は、交付見込みによるものです。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正前の額から1,035万8,000円を減額し、1 億8,127万4,000円といたします。

1 節現年度分負担金、細節 1 介護給付費県負担金1,035万8,000円の減は、交付金の決定によるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から83万1,000円を減額し、293万1,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）83万1,000円の減は、交付金の決定によるものです。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正前の額から413万8,000円を減額し、1 億5,935万8,000円といたします。

1 節現年度分繰入金、細節 1 介護給付費繰入金413万8,000円の減は、事業見込額によるものです。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から83万9,000円を減額し292万4,000円といたします。

1 節現年度分繰入金、細節 1 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）83万9,000円の減は、事業見込額によるものです。

2 項基金繰入金、1 目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の額から1,341万7,000円を皆減いたします。

1 節、細節 1 介護保険給付費準備基金繰入金1,341万7,000円の減は、基金からの繰入れを行わないため皆減するものです。

11ページ、12ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明いたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正前の額に

2,267万3,000円を追加し、6億2,305万8,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 居宅介護サービス給付費保険者負担金2,267万3,000円の増は、訪問介護サービス等の利用見込みによるものです。

3 目地域密着型介護サービス給付費、補正前の額から1,591万9,000円を減額し、1億8,431万6,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 地域密着型介護サービス給付費保険者負担金1,591万9,000円の減は、地域密着型通所介護サービス等の利用見込みによるものです。

5 目施設介護サービス給付費、補正前の額から2,548万9,000円を減額し、3億1,545万9,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 施設介護サービス給付費保険者負担金2,548万9,000円の減は、特養や老人保健施設等の利用見込みによるものです。

9 目居宅介護サービス計画給付費、補正前の額に270万7,000円を追加し、6,070万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 居宅介護サービス計画給付費保険者負担金270万7,000円の増は、要介護認定者のケアプラン作成の見込み増によるものです。

13ページ、14ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、補正前の額から772万3,000円を減額し、1,631万8,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 介護予防サービス給付費保険者負担金772万3,000円の減は、介護予防通所リハビリテーション等のサービス利用見込みによるものです。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、補正前の額から316万1,000円を減額し、2,925万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 高額介護サービス費保険者負担金316万1,000円の減は、高額介護サービス費支給額の見込みによるものです。

15ページ、16ページをお開きください。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費、補正前の額から103万1,000円を減額し、326万9,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 高額医療合算介護サービス費保険者負担金103万1,000円の減は、高額医療合算介護サービス費支給額の見込みによるものです。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正前の額から470

万8,000円を減額し、2,934万5,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 特定入所者介護サービス費保険者負担金470万8,000円の減は、低所得者への食事、居宅費の補助給付である特定入所者介護サービス費の見込みによるものです。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額から251万3,000円を減額し、1,695万4,000円といたします。

24節積立金、細節1 介護保険給付費準備基金積立金251万3,000円の減は、今回の補正における財源調整による基金積立金となります。

17ページ、18ページをお開きください。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、補正前の額から609万8,000円を減額し、1,983万4,000円といたします。

12節委託料、細節1 短期集中予防訪問サービスC 114万円の減、18節負担金補助及び交付金、細節1 訪問型サービス費負担金146万9,000円の減及び細節2 通所型サービス費負担金322万9,000円の減は、各サービスの利用見込みによるものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億4,198万6,000円から4,202万2,000円を減額いたしまして、13億9,996万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億4,198万6,000円から4,202万2,000円を減額いたしまして、13億9,996万4,000円といたします。

次に、補正の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が138万2,000円の減、その他が2,217万3,000円の減、一般財源が1,846万7,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第10号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算
（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第14 議案第11号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第11号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に7万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を79万4,000円とするものでございます。

まず、歳入の内容ですが、テングサ事業収入の確定及び前年度繰越金の確定により、それぞれ歳入予算を増額させていただきます。

次に、歳出の内容ですが、今回の補正に基づく余剰財源分を一般会計に繰入れするため、繰入金の予算を増額させていただきます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第11号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度東伊豆町の稲取財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

ります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に2万9,000円を追加し、74万3,000円といたします。

1節その他普通財産貸付収入、細節2配分金2万9,000円の増につきましては、テングサ事業が終了し、財産区関係への配分金が確定したため、その確定額に合わせるための増額補正でございます。

2款1項1目繰越金、補正前の金額に5万円を追加し、5万1,000円といたします。

1節、細節1前年度繰越金5万円の増につきましては、前年度繰越金が確定したため、その確定額に合わせるための増額補正でございます。

7ページ、8ページを御覧ください。

次に、3、歳出になります。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の額に7万9,000円を追加し、32万5,000円といたします。

27節繰出金、細節1一般会計繰出金7万9,000円の増につきましては、補正予算調整後に発生した余剰財源32万5,000円を一般会計に繰り入れるため、繰入金の予算を増額するものでございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額71万5,000円に7万9,000円を追加いたしまして、79万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額71万5,000円に7万9,000円を追加いたしまして、79万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源を7万9,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、
松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第15 議案第12号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第12号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ218万6,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入は国庫補助金の交付決定による増額補正とそれに伴う各市町からの負担金の減額及び前年度繰越額の確定による繰越金の増額補正であります。

歳出につきましては、歳入の増額分を幼児教育アドバイザーの活動に伴う消耗品の購入に充てるものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第12号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

令和5年度の下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目関係市町負担金、補正前の額から97万円を減額し、113万8,000円といたします。

1 節関係市町負担金、細節1 幼児教育アドバイザー共同設置費負担金97万円の減は、国庫補助金の交付決定に伴い、財源調整のため減額するものです。

2 款1 項1 目繰越金、補正前の額に1 万7,000円を追加し、7 万8,000円といたします。

1 節繰越金、細節1 前年度繰越金1 万7,000円の増は、前年度繰越額の確定により増額するものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目教育支援体制整備事業費交付金、補正前の額に97万円を追加し、97万円といたします。

1 節細節1 教育支援体制整備事業費交付金97万円の増は、補助金の交付決定により増額す

るものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に 1 万7,000円を追加し、218 万6,000円といたします。

10 節需用費、事業コード 1 幼児教育アドバイザー共同設置事業、細節 1 消耗品費 1 万 7,000円の増は、歳入の増額分を消耗品の購入に充てるものです。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額216万9,000円に 1 万7,000円を追加 いたしまして、218万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額216万9,000円に 1 万7,000円を追加いたしまして、218万 6,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源の国・県支出金が97万円の増、その他が97万円の減、 一般財源で 1 万7,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い いたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊 豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（笠井政明君） 日程第16 議案第13号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第13号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予定額に1,025万3,000円を追加し、総額を4億3,200万1,000円とし、収益的支出の既決予定額から827万8,000円を減額し、総額を4億2,407万6,000円といたします。

主な補正内容といたしましては、実績に基づく給水収益の増額のほか、不用額の調整や特別損失の追加を行っております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第13号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について概要を説明させていただきます。

総則。

第1条 令和5年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正。

第2条 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億2,174万8,000円に1,025万3,000円を追加し、4億3,200万1,000円といたします。

第1項営業収益、既決予定額4億533万8,000円に1,025万3,000円を追加し、4億1,559万

1,000円といたします。

次に、支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億3,235万4,000円から827万8,000円を減額し、4億2,407万6,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億1,673万円から900万円を減額し、4億773万円といたします。

第3項特別損失、既決予定額72万9,000円に72万2,000円を追加し、145万1,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金1,200万円の増及び2目簡易水道収益、1節水道料金200万円の減は、それぞれ実績に基づき調整をさせていただく内容であります。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、26節動力費200万円の減及び2目配水及び給水費、26節動力費700万円の減は、ともに不用見込額の減額であります。

3項特別損失、1目75節その他特別損失72万2,000円の増は、水道事業の事務手続上の過失により水道利用者の家屋に漏水が発生し宅内を破損させたことにより原状復旧に要する費用を賠償する必要性が生じたため、予算措置させていただく内容であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第13号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時19分

令和6年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月8日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算
日程第 2 議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
日程第 6 議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
日程第 7 議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西
伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
日程第 8 議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算
-

出席議員（12名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山愼一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩井茂樹君	副 町 長	鈴木嘉久君
教 育 長	横山尋司君	総 務 課 長	村木善幸君
防 災 課 長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
税 務 課 長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木尚和君

健康づくり課	山田義則君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君
教育委員会 教務局長	齋藤和也君	水道課長	鈴木貞雄君
水道課技監	桑原建美君	会計課長	正木三郎君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第1回定例会3日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第8 議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（笠井政明君） 日程第1 議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算、日程第2 議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、日程第3 議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4 議案第17号 令和6年度東伊豆町

介護保険特別会計予算、日程第5 議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、日程第6 議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、日程第7 議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第8 議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算について概要と提案理由を申し上げます。

既に施政方針でも御説明させていただいておりますが、当初予算の規模は59億8,700万円となり、令和5年度当初予算に比べ4億1,000万円の増額となっております。

まず、歳入予算の内容であります。自主財源は前年対比12.1%増の31億1,514万3,000円で、構成比は52.0%となります。このうち町税におきましては、町民税や入湯税でコロナ禍からの回復が見られたものの、固定資産税が地価下落の影響等を受け、町税全体では17億6,888万3,000円、前年対比1,425万6,000円の減額となっております。

寄附金については、増収傾向にあるふるさと納税寄附金の収入額実績に基づき1億1,000万円を増額しています。

繰入金では、政策的事業に充てるための財源をふるさと納税基金から繰り入れ、また、財源不足額については財政調整基金から繰入れをし、調整しております。

次に、依存財源は前年対比2.7%増の28億7,185万7,000円で、構成比は48.0%となります。

このうち地方交付税につきましては、直近の当町の交付実績と特別交付税で措置される事業を予算措置したため、普通交付税については前年と同額、特別交付税については1,000万円の増といたしました。

町債につきましては、臨時財政対策債を減額した一方、地方債を充てることができる普通建設事業費の増に伴い、前年対比9,620万円の増となっております。

次に、歳出であります。経常的経費のうち人件費につきましては、人事院勧告による職員給与の上昇、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始などにより11億6,391万3,000円で前年対比1億2,544万5,000円、12.1%の増となります。

扶助費につきましては、自立支援給付費などの増により5億1,520万9,000円で、前年対比

163万6,000円、0.3%の増となります。

公債費につきましては、起債残高の減少により5億1,993万6,000円、前年対比1,567万9,000円、2.9%の減となります。

物件費につきましては、原材料高、物価高の影響により、9億7,873万7,000円で、前年対比1億1,814万1,000円、13.7%の増となります。

維持補修費につきましては、施設の修繕料を中心に3,495万4,000円、前年対比76万6,000円、2.2%の増となります。

補助費等につきましては、ふるさと納税寄附謝礼や東河環境センター分担金の増により、15億7,794万9,000円で、前年対比1,444万2,000円、0.9%の増となります。

また、積立金では、ふるさと納税基金積立金を中心に2億6,800万9,000円を計上しています。

次に、投資的経費についてですが、全体で4億8,062万8,000円となり、前年対比1億3,645万3,000円、39.6%の増であります。

そのうち補助事業では、継続して行っている橋梁の補修工事費の増により1億1,729万4,000円、71.6%の増となっております。

単独事業では、図書館の屋上防水工事の実施や稲取漁港整備事業地元負担金が増額したことにより1,665万8,000円、9.4%の増となります。

以上、令和6年度一般会計予算の概要説明及び提案理由とさせていただきます。

人口減少や環境問題など多くの課題がある中で、これらに対応しながら町民が幸せを感じるまちづくりを進め、東伊豆町が持続可能な町に変わるための施策をこれからも積極的に行ってまいります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます。

令和6年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は17億7,734万9,000円で、前年度当初予算に比べ4,931万9,000円、2.7%の減となっております。

まず、歳入につきまして主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が2億8,550万2,000円で、前年度当初予算に比べ2.9%の減で、歳入総額の16.1%となっております。

県支出金が13億4,536万9,000円で、前年度当初予算に比べ1.2%の減で、歳入総額の

75.7%となっております。

繰入金は1億3,312万4,000円で、前年度当初予算に比べ15.6%の減で、歳入総額の7.5%を占めております。

諸収入は1,310万3,000円で、前年度当初予算に比べ1.0%の減で、歳入総額の0.7%を占めております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が13億466万3,000円で、前年度当初予算に比べ1.6%の減で、歳出総額の73.4%となっております。

国民健康保険事業費納付金は4億1,560万円で、前年度当初予算に比べ5.2%の減で、歳出総額の23.4%となっております。

保健事業費は3,535万5,000円で、前年度当初予算に比べ12.5%の減で、歳出総額の2.0%となっております。

諸支出金は1,218万2,000円で、前年度当初予算に比べ1.2%の減で、歳出総額の0.7%となっております。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和6年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、2億4,337万2,000円で、前年度当初予算に比べ2,654万5,000円、12.2%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が1億8,596万6,000円で、前年度当初予算に比べ13.1%の増で、歳入総額の76.4%となっております。

繰入金は5,683万3,000円で、前年度当初予算に比べ9.7%の増で、歳入総額の23.4%となります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が2億4,280万1,000円で、前年度当初予算に比べ12.3%の増で、歳出総額の99.8%となる内容でございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和6年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は14億843万7,000円で、前年度当初予

算に比べ1,836万9,000円、1.3%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が2億6,892万8,000円で、前年度当初予算に比べ1.8%の減で、歳入総額の19.1%となっております。

国庫支出金は3億3,145万2,000円で23.5%、支払基金交付金が3億6,340万3,000円で25.8%、県支出金が1億9,994万9,000円で14.2%、繰入金が2億3,830万1,000円で16.9%となります。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費が2,391万8,000円で、前年度当初予算に比べ33.6%の増で、歳出総額の1.7%となっております。

保険給付費は13億1,976万7,000円で、前年度当初予算に比べ0.9%の増で、歳出総額の93.7%、地域支援事業費は6,245万円で、前年度当初予算に比べ1.4%の減で、歳出総額の4.5%となる内容でございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の総額は72万6,000円で、前年度に比べ1万1,000円の増となりました。天草事業の配分金の増収を見込み、財産収入を増額いたしました。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の総額は543万円で、前年度に比べ1万8,000円の増となります。風車の維持管理に必要な経費を半年分計上しました。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

令和元年度より賀茂地域1市5町において実施しております、幼児教育アドバイザー共同設置事業の特別会計予算を計上するものです。

特別会計歳入歳出予算の総額は214万6,000円となっております。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は4億3,894万1,000円で、前年度に比べ1,719万3,000円、4.1%の増といたしました。前年度の実績を参考に積算しております。

水道事業費用は4億3,707万3,000円で、前年度に比べ303万4,000円、0.7%の増といたしました。修繕費の増額などを見込んでおります。

資本的収入は6,800万円で、新浄水場建設予定地の既存構造物撤去工事に係る企業債を計上しております。

資本的支出は3億2,696万9,000円で、前年度に比べ1,052万5,000円、3.3%の増となりました。

新年度の主な事業ですが、新白田浄水場建設予定地の既存構造物撤去工事や、新規井戸整備の最終工程といたしまして、4号・5号井戸の滅菌設備設置工事、流入管設置工事、遠方監視装置設置工事を実施し、令和7年度の供用開始に向けて整備を進めてまいります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を御説明させていただきます。

令和6年度予算書の1ページをお開きください。

令和6年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億8,700万円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7億円と定めます。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお開きください。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきますが、この説明の中で「本年度」と申し上げますものは「令和6年度」であり、「前年度」と申し上げるものは「令和5年度」といたします。

また、比較につきましては、令和6年度当初予算と令和5年度当初予算での比較で申し述べますので御理解をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1款町税につきましては、17億6,888万3,000円、前年対比1,425万6,000円、0.8%の減で、構成比は29.5%であります。

まず、1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で4億7,822万9,000円となり、前年対比718万7,000円、1.5%の増であります。増額した要因については、景気が回復傾向にあるため個人所得及び法人売上がともに上昇したことによります。

2項固定資産税につきましては10億5,927万9,000円で、前年対比2,453万円、2.3%の減となります。地価の下落及び評価替えの影響により、前年度より減となっております。

3項軽自動車税につきましては4,260万8,000円で、前年対比71万7,000円、1.7%の増を見込んでおります。

4項町たばこ税につきましては、前年度とほぼ同額で9,921万6,000円で、前年対比0.6%の増となっております。

5 項入湯税につきましては8,955万1,000円で、前年対比180万円、2.1%の増で、課税対象者を59万7,000人と推計しております。

次に、2 項地方譲与税につきましては5,200万円で、前年対比50万円、1.0%の増となっております。

1 項自動車重量譲与税につきましては3,600万円で、前年対比200万円の増となっております。

2 項地方揮発油譲与税につきましては1,100万円で、前年対比150万円の減となっております。

3 項森林環境譲与税につきましては500万円で、前年と同額です。

3 款利子割交付金につきましては40万円で、前年対比10万円の減であります。

4 款配当割交付金につきましては600万円で、前年対比50万円の減であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては500万円で、前年と同額であります。

6 款法人事業税交付金につきましては2,000万円で、前年対比350万円、21.2%の増でございます。

7 款地方消費税交付金につきましては2 億8,000万円で、前年度と同額を計上しております。予算構成比は4.68%となっております。

8 款ゴルフ場利用税交付金につきましては1,000万円で、前年対比200万円の減であります。

9 款環境性能割交付金につきましては650万円で、前年と同額であります。

10 款地方特例交付金につきましては400万円で、こちらも前年と同額であります。

ただいま説明いたしました2 款から10 款の地方譲与税及び各種交付金につきましては、国の地方財政計画や県の試算、また現下の経済情勢等に基づき、それぞれ予算計上しております。

次に、11 款地方交付税につきましては14 億7,000万円で、前年対比1,000万円の増であります。予算構成比は24.6%です。そのうち普通交付税では、国・県からの情報提供や留意事項を踏まえた上で推計をいたし、前年と同額の13 億7,500万円を計上いたしました。また、特別交付税につきましては特別交付税で措置される事業費を前年度よりも増額したため9,500万円で、前年対比1,000万円の増としております。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては80万円で、前年と同額であります。

13 款分担金及び負担金につきましては2,594万1,000円で、前年対比220万6,000円、9.3%の増となっております。

14款使用料及び手数料につきましては6,960万6,000円で、前年対比478万円、6.4%の減となっております。

3 ページを御覧ください。

1 項使用料につきましては3,629万6,000円で、前年対比80万6,000円、2.2%の減となっております。

2 項手数料につきましては3,331万円で、前年対比397万4,000円、10.7%の減となっております。廃棄物処理手数料の減額をしております。

次に、15款国庫支出金につきましては4億2,474万3,000円、前年対比1,514万5,000円、3.4%の減で、構成比は7.09%となっております。

1 項国庫負担金につきましては3億453万4,000円、前年対比1,668万2,000円、5.2%の減で、子どものための教育・保育給付費負担金や児童手当負担金を減額しております。

2 項国庫補助金につきましては1億1,828万1,000円、前年対比169万9,000円、1.5%の増で、社会資本整備総合交付金を減額した一方、道路局所管補助金を増額しております。

3 項委託金につきましては192万8,000円で、前年対比16万2,000円、7.8%の減となっております。

16款県支出金につきましては3億5,111万4,000円、前年対比1,799万6,000円、4.9%の減で、構成比は5.86%となっております。

1 項県負担金につきましては2億2,293万6,000円、前年対比506万円、2.1%の減となっております。

2 項県補助金につきましては9,738万3,000円、前年対比1,068万9,000円、9.9%の減で、観光地域づくり整備事業費補助金の減が主な減額要因であります。

3 項委託金につきましては3,079万5,000円、前年対比224万7,000円、6.8%の減であります。

17款財産収入につきましては6,161万円、前年対比148万5,000円、2.5%の増で、構成比は1.03%となっております。

18款寄附金につきましては5億1,000万1,000円で、そのうちふるさと納税寄附金収入額を前年対比1億1,000万円、27.5%の増の5億1,000万円に設定しております。

19款繰入金につきましては4億2,429万2,000円、前年対比2億7,356万3,000円、181.5%の増で、構成比は7.09%となっております。

1 項財産区繰入金につきましては25万3,000円で、稲取財産区特別会計からの繰入金であ

ります。

2 項特別会計繰入金につきましては25万円で、国民健康保険特別会計等からの繰入金であります。

3 項基金繰入金につきましては4 億2,378万9,000円で、前年対比2 億7,360万7,000円の増で、財政調整基金からの繰入金1 億7,300万円、ふるさと納税基金からの繰入金2 億4,740万9,000円、育英奨学基金からの繰入金338万円をそれぞれ計上しております。

20款繰越金につきましては、現在の予算執行状況から前年度の実質収支額を計算し、前年度よりも5,000万円減額して1 億7,000万円を計上しています。

21款諸収入につきましては8,481万円、前年対比1,732万3,000円、25.7%の増で、構成比は1.42%となっております。

1 項延滞金、加算金及び過料につきましては160万円で、町税の延滞金であります。

2 項町預金利子につきましては1,000円で、前年同額を計上しております。

3 項貸付金元利収入につきましては115万2,000円で、育英奨学金の返還金であります。

4 項雑入につきましては8,205万7,000円で、前年対比1,718万3,000円、26.5%の増となっております。

最後に、22款町債につきましては2 億4,130万円、前年対比9,620万円、66.3%の増で、構成比は4.03%となっております。臨時財政対策債の借入額は減少いたしましたが、地方債の充当が可能となる普通建設事業費が増額したため、それに合わせて町債の借入額を増額しております。

4 ページをお開きください。

歳出につきましても、款項の区分で御説明申し上げます。

まず、1 款議会費につきましては6,291万6,000円、前年対比19万4,000円、0.3%の増で、構成比は1.1%となっております。議員報酬、議員旅費、議会の活動費及び事務局職員人件費を計上しております。

2 款総務費につきましては15億4,078万8,000円、前年対比2 億2,109万8,000円、16.8%の増で、構成比は25.7%となっております。

1 項総務管理費につきましては13億5,132万5,000円、前年対比19.2%の増であります。ふるさと納税の謝礼、返礼品に係る事業費、ふるさと納税基金への積立金、また、地域おこし協力隊に関する事業費を増額しております。

2 項徴税费につきましては1 億1,746万5,000円、前年対比14.2%の増で、町税に係る基幹

系システムの改修委託料が増額しております。

3 項戸籍住民基本台帳費につきましては5,691万7,000円、前年対比4.3%の増で、戸籍電算システム改修委託料が皆増いたしております。

4 項選挙費につきましては616万7,000円、前年対比70.8%の減で、予算が減額した理由は東伊豆町議会議員選挙費及び静岡県議会議員選挙費が皆減したことでございます。

5 項統計調査費につきましては780万4,000円で、前年対比28.6%の増であります。

6 項監査委員費につきましては111万円で、監査委員報酬及び事務経費を計上しております。

次に、3 款民生費につきましては14億8,141万1,000円、前年対比1,735万8,000円、1.2%の減で、構成比は24.7%となっております。

1 項社会福祉費につきましては11億7,211万円、前年対比0.8%の増であります。障害者自立支援給付費や敬老祝金、国保・後期高齢者・介護保険会計への繰出金の予算を計上しております。

2 項児童福祉費につきましては3 億291万4,000円、前年対比8.2%の減であります。児童手当、保育所入所委託料、小規模保育、保育ママ、放課後児童クラブ運営事業などを計上したほか、子ども医療費助成、子育て祝金、子育て用具購入費補助金などを継続して予算化しております。

3 項国民年金事務取扱費につきましては621万7,000円、前年対比10.4%の増で、国民年金事務の取扱いに係る経費を計上しております。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年と同額を計上しております。

次に、4 款衛生費につきましては7 億5,230万円、前年対比740万2,000円、1.0%の減で、構成比は12.6%となっております。

1 項保健衛生費につきましては2 億1,776万円、前年対比2.9%の減となっております。保健師の活動費、保健福祉センターの維持管理費、予防接種、健康診断、上野墓園の維持管理費等を計上しています。

2 項清掃費につきましては5 億3,454万円、前年対比0.2%の減となっております。東河環境センター分担金や最終処分場の管理委託料を計上しています。

5 款農林水産業費につきましては1 億2,829万8,000円、前年対比1,261万3,000円、10.9%の増で、構成比は2.1%となっております。

1 項農業費につきましては7,088万4,000円、前年対比3.9%の減であります。農業委員会

費をはじめ農業振興費補助金、有害鳥獣対策費、市民農園維持管理費を計上しております。

2 項林業費につきましては2,374万5,000円、前年対比18.7%の増となっております。森林整備管理委託料や公園緑地維持管理委託料を計上しております。

3 項水産業費につきましては3,366万9,000円、前年対比53.5%の増となっております。北川漁港長寿命化計画策定業務委託料が皆減した一方、稲取漁港整備事業地元負担金が大幅に増えております。

次に、6 款商工費につきましては2 億2,501万7,000円、前年対比409万8,000円、1.9%の増で、構成比は3.8%となっております。観光協会補助金や商工会補助金をはじめインバウンド等対策事業補助金や北川築城石公園トイレ改修工事費を計上しております。

次に、7 款土木費につきましては4 億1,098万円、前年対比1 億2,352万5,000円、43%の増で、構成比は6.9%となっております。

1 項土木費につきましては2,303万8,000円、前年対比18.8%の減で、地籍調査や境界確定のための事務委託料、その他担当職員人件費の予算を計上しています。

2 項道路橋梁費につきましては3 億3,620万9,000円、前年対比61.7%の増で、町道の維持管理費と改良工事費を計上しています。道路新設改良費では橋梁の補修工事を継続して行います。また、稲取片瀬線の舗装補修工事と排水路設置工事を行います。

3 項河川費につきましては1,709万6,000円、前年対比17.3%の増で、湯ヶ岡山田水路の工事費や今後工事を継続して行うための湯ヶ岡山田水路改修工事測量設計業務委託料を計上しております。

4 項都市計画費につきましては3,249万円、前年対比6.0%の減で、都市公園と唐沢污水处理場の維持管理費を計上しております。

5 項住宅費につきましては214万7,000円、前年対比4.3%の増で、町営住宅の維持管理費を計上しております。

次に、8 款消防費につきましては3 億9,113万円、前年対比485万2,000円、1.3%の増で、構成比は6.5%となっております。駿東伊豆消防組合負担金や消防団の活動費、耐震診断事業委託料、防災用備品の購入費等を計上しております。

次に、9 款教育費につきましては4 億5,803万4,000円、前年対比8,158万3,000円、21.7%の増で、構成比は7.7%となっております。

1 項教育総務費につきましては1 億3,683万8,000円、前年対比23.8%の増となっております。教育委員会及び教育委員会事務局の運営費や外国語語学指導委託料、ICT教育推進事

業を計上しております。

5 ページを御覧ください。

2 項小学校費につきましては6,191万6,000円、前年対比28.4%の増で、小学校施設の修繕料、小学校で働く用務員や支援員の報酬、消耗品や教材備品の予算を計上しております。

3 項中学校費につきましては4,256万3,000円、前年対比6.0%の増で、中学校施設の修繕料、用務員や支援員の報酬、中学校で使用する消耗品や教材備品の予算を計上しております。

4 項幼稚園費につきましては7,133万4,000円、前年対比18.0%の増となっております。本年度は園庭の芝生化を行うため、芝生や管理用備品の購入費、施設修繕料などの必要経費を予算化しております。

5 項社会教育費につきましては5,929万9,000円、前年対比52.4%の増であります。青少年育成事業や町民文化祭実施事業、生涯学習費、文化財保護費、図書館費を計上しております。本年度は図書館の屋上防水工事を行うため予算が増額しております。

6 項保健体育費につきましては8,154万1,000円、前年対比10.4%の増であります。クロスカントリーコースの維持管理費や市町対抗駅伝の事業費、学校給食センターの運営費を計上しています。全国大会に出場する児童・生徒への奨励金の新規計上や給食費補助金予算を増額しております。

7 項育英奨学費につきましては454万3,000円で、育英奨学金の貸付金及び育英奨学基金への積立金を計上しております。

次に、10款災害復旧費につきましては619万円、前年対比67.8%の増となっております。これは近年の災害復旧費の支払いが増額していることを鑑み、前年度よりも予算を増額したものでございます。

次に、11款公債費につきましては5億1,993万6,000円、前年対比1,570万4,000円、2.9%の減で、構成比は8.7%となっております。内容につきましては元金償還金5億675万4,000円、公債利子1,268万2,000円、一時借入金の利子50万円を計上しております。

最後に、12款予備費につきましては1,000万円で、予算総額の0.2%を計上いたしました。

6 ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として令和6年度設定分をお示ししております。事項、期間、限度額等を御覧の上、御理解をお願いします。なお、債務負担行為が翌年度以降に渡るものにつきましては、予算書の214ページ以降に調書を掲載してございますので、後ほど御確認ください。

7 ページを御覧ください。

第3表地方債ですが、本年度の限度額の総額を2億4,130万円と定め、起債の方法につきましては全て証書借入といたします。借入利率については年5.0%以内とし、その他償還の方法を定めたものでございます。なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書の218ページに記載しておりますので、御覧の上御確認をお願いいたします。

8 ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書で総括しております。前年度比較も含めお示ししておりますので御確認をお願いいたします。

9 ページを御覧ください。

同様に歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

歳出予算総額の特定財源内訳につきましては、国・県支出金が7億7,545万3,000円、地方債が2億2,630万円、その他財源が9億9,491万2,000円となります。一般財源につきましては39億9,033万5,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） この際、10時30分まで休憩とします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

○議長（笠井政明君） 休憩閉じ再開いたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 続きまして、議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、219ページをお開きください。

令和6年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億7,734万9,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

によります。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めます。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

220ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は2億8,550万2,000円で、前年度対比851万1,000円、2.9%の減で、予算全体の16.1%を占めております。保険料率は前年度据置きにより計上したものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料は25万円で、督促手数料でございます。

4款県支出金、1項県補助金は13億4,536万9,000円、前年度対比1,600万6,000円、1.2%の減で、予算全体の75.7%を占めております。保険給付費等に要する額が県から交付されます。

6款繰入金1億3,312万4,000円で、前年度対比2,467万1,000円、15.6%の減で、予算全体の7.5%を占めております。

1項一般会計繰入金は1億1,296万3,000円で、一般会計からの法定繰入金です。

2項基金繰入金は2,016万1,000円で、歳入歳出予算調整のため、国民健康保険事業基金から繰り入れるものです。

7款繰越金は科目存置です。

8款諸収入は1,310万3,000円で、前年度対比13万円、1%の減で、予算全体の0.7%を占めております。

1項延滞金・加算金及び過料は200万円で、一般被保険者の延滞金でございます。

3項雑入は1,110万3,000円で、前年度の3月支払い分の保険給付費に関する精算、返還分、第三者行為の納付金であります。

221ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は854万9,000円で、前年度対比41万6,000円、5.1%の増であります。主な内容として、1 項総務管理費は571万円で全般的な需用費、役務費、委託料を、2 項徴税費は224万2,000円で印刷製本費や通信運搬費等を計上させていただきました。

2 款保険給付費は13億466万3,000円で、前年度対比2,173万8,000円、1.6%の減で、予算全体の73.4%を占めております。

1 項療養諸費は11億1,844万円で、前年度対比1,655万5,000円、1.5%の減となっております。令和5年度の医療費実績により推計し、計上させていただきました。

2 項高額療養費は1 億8,042万円で、前年度対比485万3,000円、2.6%の減となっております。

4 項出産育児諸費は400万2,000円で、8 人分を計上させていただきました。

5 項葬祭諸費は175万円で、前年同額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は4 億1,560万円で、前年度対比2,278万円、5.2%の減で、予算全体の23.4%を占めております。

1 項医療給付費分は2 億6,882万円、2 項後期高齢者支援金等分は1 億722万3,000円、3 項介護納付金分は3,955万7,000円で、国の仮係数に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

6 款保健事業費は3,535万5,000円で、前年度対比506万8,000円、12.5%の減です。

1 項保健事業費は557万9,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

2 項特定健康診査等事業費は2,977万6,000円で、前年度対比431万9,000円の減となっております。

9 款諸支出金は1,218万2,000円で、前年度対比14万9,000円、1.2%の減です。

1 項償還金及び還付加算金は1,200万2,000円で、9 万8,000円の減となっております。保険税の還付金及び前年度の3 月支払い分の保険給付費に関し精算の処理が必要となるため、県への返還金を予算計上しております。

10 款予備費は100万円とさせていただきました。

222ページ、223ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、223ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国・県支出金が13億4,536万9,000円、その他財源は1億3,312万4,000円、一般財源は2億9,885万6,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、250ページをお開きください。

令和6年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,337万2,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

251ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は1億8,596万6,000円、前年度対比2,150万8,000円、13.1%の増で、予算全体の76.4%を占めております。

2款使用料及び手数料、1項手数料7万円で、前年度と同額で督促手数料となります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金5,683万3,000円、前年度対比503万7,000円、9.7%の増で、予算全体の23.4%を占めております。保険料権限分に係る一般会計からの法定繰入分です。

4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は50万2,000円で、内訳は1項延滞金、加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金50万1,000円となっております。

5款1項繰入金につきましては、存置科目です。

252ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は2億4,280万1,000円、前年度対比2,654万5,000円、12.3%の増で、予算全体の99.8%を占めております。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するものです。

2款諸支出金は57万1,000円で、内訳は1項償還金及び還付加算金で50万1,000円、2項繰出金7万円となっております。

253ページ、254ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、254ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源のその他で5,740万4,000円、一般財源で1億8,596万8,000円となっております。

以上、簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、261ページをお開きください。

令和6年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億843万7,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

262ページをお開きください。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料2億6,892万8,000円で、前年度対比500万1,000円、1.8%の減で、予算全体に占める割合は19.1%でございます。65歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で、基準月額が4,840円で前年と同額となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は10万円を計上させていただきました。内容といたしましては督促手数料となります。

3款国庫支出金は3億3,145万2,000円で、前年度対比470万9,000円、1.4%の増で、予算全体に占める割合は23.5%でございます。

1項国庫負担金は介護給付費負担金で2億3,909万5,000円、前年度対比350万9,000円、1.5%の増で、負担率は保険給付費の施設分15%、その他分20%でございます。

2 項国庫補助金は調整交付金、地域支援事業交付金等の交付金で9,235万7,000円、前年度対比120万円、1.3%の増で、法定負担率や事業の実施で評価された点数により算出された額が交付されるものです。

4 款 1 項支払基金交付金は3億6,340万3,000円で、前年度対比233万5,000円、0.6%の増で、予算全体に占める割合は25.8%になります。第2号被保険者の保険料でございます。

5 款県支出金は1億9,994万9,000円で、前年度対比61万6,000円、0.3%の増で、予算全体に占める割合は14.2%になります。

1 項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金で1億8,982万7,000円、前年度対比0.3%の増で、負担率は保険給付費の施設分17.5%、その他分12.5%でございます。

2 項県補助金は、地域支援事業交付金で1,012万円、前年度対比0.9%の増で、負担率は介護予防日常生活支援事業12.5%、包括的支援事業19.25%でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入は、科目存置です。

7 款繰入金は2億3,830万1,000円で、前年度対比1,605万4,000円、7.2%の増で、予算全体に占める割合は16.9%になります。

1 項一般会計繰入金は介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金及び事務費繰入金等で2億1,499万1,000円、前年度対比3%の増で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防日常生活支援事業が12.5%、包括的支援事業任意事業が19.25%でございます。

2 項基金繰入金は2,331万円で、歳入歳出予算調整のため介護保険給付費準備基金から繰り入れるものです。

8 款 1 項繰越金は前年度と同額の200万円を計上いたしました。

9 款諸収入は15万8,000円で、主に雑入でございます。

11 款分担金及び負担金は414万5,000円で、賀茂地区における介護認定審査会の市町負担金でございます。

263ページを御覧ください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は2,391万8,000円で、前年度対比601万4,000円、33.6%の増で、予算全体に占める割合は1.7%でございます。

1 項総務管理費は784万7,000円、前年度対比616万4,000円の増であります。新たに雇う会計年度任用職員の職員報酬やシステム改修委託料の増によるものです。

2 項徴収費は355万2,000円、前年度対比13.6%の増で、納入通知書等の印刷製本費と郵便料が主なものでございます。

3 項介護認定審査会費は1,251万9,000円、前年度対比4.4%の減で、主に賀茂郡介護認定審査会負担金、認定調査費などを計上してあります。

2 款保険給付費は13億1,976万7,000円で、前年度対比1,240万5,000円、0.9%の増で、予算全体に占める割合は93.7%でございます。介護給付費等の実績により計上いたしました。

1 項介護サービス等諸費は12億2,914万9,000円、前年度対比2%の増で、要介護認定者の居宅介護サービス給付費等になります。

2 項介護予防サービス等諸費は2,268万円、前年度対比25.9%の減で、要支援認定者の介護予防サービス給付費等になります。

4 項高額介護サービス等諸費は3,261万9,000円で、前年度対比0.6%の増で、負担軽減額を超える介護給付費の自己負担に対して補填するもので、実績により算出してございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は370万円で、前年度対比15.9%の減で、介護保険と医療保険の両方を利用した場合の年間負担限度額を超えた自己負担に対し給付されるものです。

6 項特定入所者介護サービス等費は3,072万6,000円で、前年度対比10%の減、低所得者の施設入所時における食費、居宅費の補足給付になります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金は科目存置です。

4 款 1 項基金積立金は、介護保険給付費準備基金への積立金です。

5 款地域支援事業費は6,245万円で、前年度対比89万9,000円、1.4%の減で、予算全体に占める割合は4.5%になります。

1 項介護予防生活支援サービス事業費は2,490万9,000円で、前年度対比13.5%の減で、介護予防生活支援サービス費、介護予防ケアマネジメント費等でございます。

2 項一般介護予防事業費は131万5,000円で、前年度対比9.1%の増で、介護予防事業費等でございます。

3 項包括的支援事業等費は3,614万3,000円で、前年度対比8.7%の増、包括支援センターの人件費や在宅医療介護連携推進事業費等でございます。

6 款 1 項社会福祉事業費は75万円で、介護条例の一部改正により新たに追加されるものです。

7 款 1 項予備費は100万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金55万円で、保険料過誤納還付金でございます。

264ページ、265ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、265ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国・県支出金が5億3,140万1,000円、その他の財源が3億6,780万3,000円、一般財源は5億923万3,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 提案されました議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について御説明いたします。

312ページをお開きください。

令和6年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72万6,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

313ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入は72万5,000円で、前年対比1万1,000円の増となります。土地貸付料について変更はありませんが、天草事業の配分金の過去平均実績額が増えているため今回増額措置させていただきました。

次に、314ページの歳出でございますが、1 款管理会費、1 項管理会委員会費は42万3,000円で、前年対比4,000円の増となっております。金融機関に支払う窓口収納手数料及び口座振替手数料の予算を本年度から新規で計上しております。

2 款諸支出金、1 項繰出金は25万3,000円で、前年対比7,000円の増となっております。天草事業の増収見込みに合わせて一般会計への繰出金も増額するものと見込み、繰出金予算を増額いたしました。

3 款 1 項予備費は 5 万円で、前年と同額です。

次に、315 ページ、316 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で予算内容を総括しております。

歳入歳出予算の合計は、歳入算出それぞれ 72 万 6,000 円で、前年対比 1 万 1,000 円の増となっております。本年度予算の財源内訳は全て一般財源となっております。

以上、予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 議案第 19 号 令和 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について御説明いたします。

322 ページをお開きください。

令和 6 年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 543 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 電気事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要を御説明します。

323 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算の歳入について御説明します。

1 款 1 項繰越金の予算額 250 万円は、前年度繰越金です。

2 款諸収入、1 項雑入の予算額 293 万円は、町営風車の維持管理に関する費用に係る民間企業の負担金となります。

次に、324 ページの歳出ですが、1 款電気事業費、1 項風力発電事業費は 399 万 1,000 円で、前年度比 1 万 8,000 円の増となります。風車の維持管理費を 6 か月分計上しています。

2 款 1 項予備費は 143 万 9,000 円を計上いたします。

325 ページ、326 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で内容を総括してあります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ543万円で、前年比1万8,000円の増となります。なお、財源内訳のうち293万円はその他の特定財源です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 続きまして、議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、331ページをお開きください。

令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214万6,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、332ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は120万6,000円、前年度対比90万2,000円の減です。こちらは賀茂地域1市5町の負担金となります。

2款国庫支出金、1項国庫補助金は90万円、前年度対比皆増で、この事業に対する国の補助金となります。補助率は2分の1となっております。

3款繰越金、1項繰越金は4万円、前年度対比2万1,000円の減で、令和5年度からの繰越分となります。

333ページを御覧ください。

次に、歳出についても款項の区分で申し上げます。

歳出は1款総務費、1項総務管理費のみとなっております214万6,000円、前年度対比2万3,000円の減です。主な支出は、幼児教育アドバイザーの報酬193万8,000円となります。

334ページ、335ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

います。

次に、335ページの財源内訳ですが、特定財源の国・県支出金が90万円、その他が120万6,000円、一般財源が4万円となります。

以上、簡単でございますが、概要を説明させていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） 続きまして、議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊の水道事業会計予算書の1ページを御覧ください。

総則。

第1条 令和6年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号 給水件数、5,710件。

第2号 年間総給水量、232万7,000立方メートル。

第3号 一日平均給水量、6,375立方メートル。

第4号 主な事業、4号、5号井戸滅菌設備設置工事、新白田浄水場建設予定地既存構造物撤去工事などを予定しております。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入。

第1款水道事業収益4億3,894万1,000円、第1項営業収益4億2,319万9,000円、第2項営業外収益1,574万2,000円といたします。

支出。

第1款水道事業費用4億3,707万3,000円、第1項営業費用4億1,922万7,000円、第2項営業外費用1,684万6,000円、第4項予備費100万円といたします。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,896万9,000円は、当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額2,088万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金 2 億3,808 万4,000円で補填するものいたします。

収入。

第 1 款資本的収入6,800万円、第 9 項企業債6,800万円といたします。

支出。

第 1 款資本的支出 3 億2,696万9,000円、第 1 項建設改良費 2 億3,142万2,000円、第 2 項企業債償還金9,554万7,000円といたします。

企業債。

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

記載の目的、建設改良費、限度額、6,800万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第 6 条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第 1 号 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用の間の流用。

議会の議決を経なければ流用のすることのできない経費。

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第 1 号 職員給与費9,122万3,000円といたします。

3 ページを御覧ください。

棚卸資産購入限度額。

第 8 条 棚卸資産の購入限度額は169万7,000円と定めます。

恐れ入りますが、21ページ、22ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1 款水道事業収益は 4 億3,894万1,000円で、前年対比1,719万 3,000円、4.1%の増といたします。

1 項営業収益は 4 億2,319万9,000円で、前年対比1,786万1,000円、4.4%の増といたします。実績に基づき給水収益の増を見込んでおります。

2 項営業外収益は1,574万2,000円で、前年対比66万8,000円、4.1%の減といたします。主

な内容は長期前受金戻入などを計上しております。

23ページ、24ページを御覧ください。

次に、収益的支出ですが、1 款水道事業費用は 4 億3,707万3,000円で、前年対比303万4,000円、0.7%の増といたします。

1 項営業費用は 4 億1,922万7,000円で、前年対比51万8,000円、0.1%の増といたします。動力費のほか、経営戦略見直しに関する経費や未使用の井戸撤去に関する経費を計上しております。

27ページ、28ページを御覧ください。

2 項営業外費用は1,684万6,000円で、前年対比324万5,000円、23.9%の増といたします。消費税が増加しております。

29ページ、30ページを御覧ください。

3 項特別損失は皆減といたします。

4 項予備費は前年同額の100万円といたします。

31ページ、32ページを御覧ください。

資本的収入についてですが、1 款資本的収入6,800万円で、前年対比6,570万円と大幅な増額となっております。

5 項負担金は皆減となっておりますが、9 項企業債は新規の計上により6,800万円の皆増となっております。

次に、資本的支出ですが、1 款資本的支出 3 億2,696万9,000円で、前年対比1,052万5,000円、3.3%の増といたします。

1 項建設改良費は 2 億3,142万2,000円で、前年対比1,729万2,000円、8.1%の増といたします。新白田浄水場建設予定地既存構造物撤去工事が増の主な要因で、そのほかにも 4 号、5 号井戸の令和 7 年度供用開始に向けた滅菌設備設置工事、流入管設置工事、遠方監視装置設置工事や町道湯ノ沢草崎線配水管新設工事などを予定しております。

2 項企業債償還金は9,554万7,000円です。

なお、7 ページ以降に予定キャッシュフロー計算書や給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表などを添付してございますので御確認下さい。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 以上で、提案されました令和 6 年度各会計の当初予算の概要説明を終

了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算から議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算までの8件については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第21号までは、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会に委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第14号から議案第21号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月21日までに審査を終え、報告できるように期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会において3月21日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として予算審査特別委員会は大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、3月9日から3月20日までの12日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、3月9日から3月20日までの12日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る3月21日は午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 09 分

令和6年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年3月21日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第22号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意案第2号 東伊豆町教育委員会教育長の任命について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第1 発議第1号 議案第14号令和6年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について

出席議員（12名）

1 番	山 田 豪 彦 君	2 番	鈴 木 伸 和 君
3 番	楠 山 節 雄 君	5 番	笠 井 政 明 君
6 番	稲 葉 義 仁 君	7 番	栗 原 京 子 君
8 番	西 塚 孝 男 君	10 番	須 佐 衛 君
11 番	村 木 脩 君	12 番	内 山 慎 一 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	国 持 健 一 君	企画調整課長	森 田 七 徳 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住民福祉課長	鈴 木 尚 和 君
健康づくり 課 長	山 田 義 則 君	健康づくり課 参 事	柴 田 美保子 君
観光産業課長	梅 原 巧 君	建設整備課長	村 上 則 将 君
教育委員会 教 務 局 長	齋 藤 和 也 君	水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君
水道課技監	桑 原 建 美 君	会 計 課 長	正 木 三 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第1回定例会16日目は成立いたしましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第8 議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（笠井政明君） 日程第1 議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算から日程第8 議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算まで、以上8件を一括議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。

7 番、栗原議員。

(7 番 栗原京子君登壇)

○7 番(栗原京子君) それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和6年3月21日。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

予算審査特別委員会委員長 栗原京子。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、付託案件。

事件の番号、件名の順に読み上げます。

議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算。議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算。議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、付託された各議案について、令和6年3月8日、11日、12日及び18日に委員会を開催し、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

その結果、令和6年度各会計予算は、議案第14号から議案第21号までの8議案について全員一致で、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した。

1枚おめくりください。

3、審査意見。

(1) 一般会計

①CATV広報委託料について

町公式YouTubeチャンネルへの本格的な動画投稿の機会が増えているが、今後、動画の撮影及び編集本数が増えるようであれば、内容に見合う委託料への見直しを検討された

い。

②無人航空機操縦士等受講負担金について

町が所有するドローンの活用は、イベント等での撮影に加え、災害時にも被災状況を迅速に確認できるなど、状況把握において大きな意義を持つ。令和6年度は、県補助金の終了に伴い、予算計上はされていないが、災害発生を考慮し、継続的な人材育成に努められたい。

③災害時避難行動要支援者支援事業について

災害時における高齢者の避難においては、津波、家屋倒壊等、被災状況に応じた支援が求められることから、個別計画だけでなく、避難後のフォロー及びサポートについての具体的な計画も検討されたい。

④高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業について

本事案は健康寿命の延伸や将来的な医療費・介護費の抑制のため、非常に重要な事業である。一方、これまで町独自に確立してきた健康増進事業やフレイル対策等の既存事業も現状において同様に重要な役割を果たしているため、両事業の両立並びに更なる充実に向けて、マンパワーの確保も含めしっかりと取り組まれたい。

⑤東伊豆幼稚園における園庭の芝生化について

園庭の芝生化は、裸足での運動、ほこりの飛散防止などの有効かつ有益な面もあるが、動物の糞尿、雑草等に悩ませられるという問題もある。芝生化を進めるにあたっては、適正な管理計画及び維持管理に対する支援体制を確立して事業を実施されたい。

(2) 水道事業会計

①老朽管路の更新及び基幹管路の耐震化について

本予算では、老朽化した配水管の布設替え工事に係る予算が計上されていない。財源的な面での懸念はあるが、有収水量（有収率）の低下に加え、能登半島地震における断水の状況を踏まえると、老朽管路の更新及び基幹管路の耐震化への取り組みは、安定した町民生活を確保するために極めて重要であることから、計画的に整備を図るよう強く求める。

次のページにいきます。

4、主な質疑の内容。

(1) 一般会計

総務課。

問：庁舎内ユニバーサルデザイン化対策工事の内容は。

答：補助を受け、庁舎及び立体駐車場のトイレを洋式化する内容となる。

問：旧アスト会館維持管理事業について、本館隣接地の分筆業務委託及び旧体育館施設の水道管分岐工事の内容は。

答：アニマルキーパーズカレッジが使用する本館への配水設備が町有地にあり、所有権移譲の打診があったため、分筆を行い対応を図る。また、町が旧体育館を使用してごみ堆肥化事業を実施するため、本館との水道の分岐が必要となる。

企画調整課。

問：地域おこし協力隊事業について、協力隊活動支援委託料が新規で計上されているが、その内容と委託先は。

答：新規事業であり、令和5年度から同事業が特別交付税の対象となったため、13人に増える協力隊のフォローアップ及び相談役として、合同会社 s o - a n に委託予定である。

問：ワーキングホリデー支援補助金について、どの程度の利用を予想し、制度設計を考えているか。

答：農業及び宿泊業での活用に加え、不足する保健師の採用につなげたいため、学生がインターンシップで活用できるような制度の設計が望ましいと考える。現時点で、人数の想定はできていないが、少なくとも保健師については早急に対応したい。

問：域内交通実証事業について、諸経費が計上されていないが。また、令和5年度事業の実績等成果資料はあるか。

答：事業報告書があるので、閲覧は可能である。諸経費については、委託料に含めている。

問：情報系システム管理事業について、保守管理委託料が増となる理由は。

答：ホームページをリニューアルすることに伴い増となる。初期費用が700万円、年間運用費用が150万円で、公募型プロポーザルでの業者選定を予定している。4月から事業に着手し、12月の運用開始を目指す。

税務課。

問：賦課事業の基幹系システム改修委託料及び機器使用料の内容は。

答：基幹系システム改修委託料は、森林環境税創設、定額減税等に伴う個人町民税のシステム改修が主な内容である。機器使用料は、個人住民税課税支援システムの賃借料で、台帳管理をデジタル化することにより、作業の軽減等を図っている。

住民福祉課。

問：出産・子育て応援交付金の内容及び子宝祝金との違いは。

答：出産・子育て応援交付金は国・県の補助事業として、妊娠時5万円及び出産時5万円

を支給する内容であり、令和6年度は20人を見込んでいる。子宝祝金は町の単独事業であり、対象者は両事業の給付を受けることができる。

問：ごみ堆肥化業務委託の工事等の内容は。

答：同業務委託の工事等については、ごみ堆肥化事業の機械代、工事費等の全体を事業者
に委託する中で、事業を遂行するために必要な機械購入及び機械設置に必要な工事並びに保
守メンテ代等を分割して予算化し、単年度に高額な負担が生じないよう機械代は5年間、工
事費等は15年間、保守メンテ代等は1年間の債務負担行為としたものである。

健康づくり課。

問：育児支援ロボット賃貸料の内訳と内容は。

答：内訳は1か月あたり、本体9,800円、サーバー利用料7万2,800円、ストレスチェック
などのAI利用料5万5,000円が12か月で、合計165万2,000円である。内容は、子育て親子
の孤立化解消及び支援者側による子どもの発達状況確認となる。当町に合う内容でカスタ
マイズして、子育て事業への利活用と効率化の検証を図っていく。

問：高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業の内容は。

答：高齢者が集まる場所に歯科衛生士や保健師が出向き、オーラルフレイル予防を実施す
る。口の筋肉を鍛える吹き戻しを使って、口の体操やフッ素洗口を行う内容となる。

観光産業課。

問：東伊豆PR事業業務委託料の内容は。

答：同委託料では、令和5年度に渋谷温泉事業を実施した。令和6年度は、渋谷駅に隣接
する大階段に雛のつるし飾りを展示し、町のPRを充実する。

問：町観光協会補助金は運営費への補助が大部分を占めると思うが、その内訳は。

答：町観光協会補助金は、新規事業が増えており、富裕層への販売促進、台湾のインセン
ティブ、着地型コンテンツの開発、アンケートデータの収集、デジタルマップの充実、東海
汽船（町民号）等を予定している。

問：観光対策事業補助金の増額内容は。

答：熱川温泉の九份化計画事業、どんつく祭り、夏季の熱川海岸ごみ処分等によるものが
主な内容となる。

建設整備課。

問：空き家等対策協議会の開催予定及び空き家に関する苦情件数は。

答：同協議会については、年2回の開催を予定している。また、令和5年度の空き家に関

する苦情件数は3件となっている。

問：けやき公園について、修繕料と草刈業務委託料が増額となった理由は。

答：草刈業務委託料については、人件費等の増が見込まれている。修繕料は、温泉タンク及び橋の欄干の修理等を予定しているため増額となっている。

防災課。

問：駿東伊豆消防組合負担金について、増額の要因は。

答：車輛動態システムの更新、人件費及び燃料費の増が要因である。

問：非常備消防事業について、町消防団の定数及び現団員数は何人か。

答：令和5年度は定数280人であり、現団員数は220人となる。

教育委員会。

問：幼稚園運営事業の園庭を芝生化する事業の内容及び管理方法は。

答：芝生の苗を消耗品費に、スプリンクラーの増設分を修繕料に、また、芝刈り機を管理用備品に計上している。同事業はグリーンバンクの補助事業（補助率10分の10）を活用して実施する。職員が直接、施工・管理するが、協力していただける方には、協力を願いたい。

問：小学校教育振興事業の消耗品費が増えている理由は。

答：主な要因は、4年に1度の教科書改訂によるもので教諭の指導書等の費用566万円を計上しているためである。

問：学校給食センター改修工事の内容は。

答：野菜等の加熱処理後、食品を冷却するための真空冷却設備を更新する。

（2）国民健康保険特別会計

問：標準保険料率統一化についての考え方は。

答：国民健康保険の加入者は、今後も減少していく。保険料率が統一された場合、県の試算では、当町の保険税は増額となる見通しであり、被保険者の負担増が見込まれるため、被保険者の負担軽減に鑑み、基金を繰り入れて段階的に引き上げたいと考える。

（3）後期高齢者医療特別会計

問：高齢化の進行により、被保険者数が増えているため、医療費も増加していくと考えるが、今後の見通しは。

答：被保険者数は、増加傾向にあることから、今後、5年から10年の医療費は増えていくものとする。

（4）介護保険特別会計

問：介護保険料について、予算が減額となっているが、その要因は。

答：第1号被保険者保険料については、被保険者の減によるものである。

問：4月からコンビニ収納が始まっているが、予算が減額となる要因は。

答：コンビニでの納付件数が、想定よりも少なかったため、実績に基づき対応した。

（5）風力発電事業特別会計

問：風力発電事業費等について、順調に進めば6月中に解体されるとのことで、6か月分の予算が計上されているが、予算残額は減額することになるのか。

答：現在は、事業に要する電気料を町が支払い、GPSに請求しているが、解体が完了すれば費用は発生しなくなる。

（6）水道事業会計

問：新白田浄水場建設予定地既存構造物撤去工事等、約1億5,000万円の工事内容は。

答：白田地区に町が所有する旧百山荘の家屋、立木、転石等のすべてを撤去する5件の工事の合計となる。

問：水道料金審議会はどのように進める予定か。

答：審議会を開く前に、水道の在り方を見直すプロジェクトチーム等を立ち上げて検討したい。施設の更新は30年で70億円超が、管路の更新は30年で50億円超がかかることを踏まえて、水道料金を考えていかなければならない。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより、議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討

論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を

採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎動議の提出について

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

○7番（栗原京子君） 議案第14号に対する附帯決議を提出します。

◎日程の追加について

○議長（笠井政明君） お諮りします。ただいま7番、栗原議員から発議第1号 議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。したがって、発議第 1 号 議案第14号令和 6 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 5 7 分

再開 午前 9 時 5 9 分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎追加日程第 1 発議第 1 号 議案第 1 4 号令和 6 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について

○議長（笠井政明君） これより追加日程第 1 発議第 1 号 議案第14号令和 6 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番、栗原議員。

(7 番 栗原京子君登壇)

○7 番（栗原京子君） それでは、発議第 1 号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第 1 号 議案第14号令和 6 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第 3 項の規定により、議案第14号令和 6 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 21 日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者 予算審査特別委員会委員長 栗原京子。

賛成者 予算審査特別委員会副委員長 山田豪彦。

議案第14号令和6年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議。

この度の令和6年度東伊豆町一般会計予算案には、「域内交通実証事業」のほか、新規事業に取り組むための各種予算が計上されている。しかしながら、これらの事業は、町民、議会等への十分な説明及び議論が尽くされたとはいえない。よって、予算執行にあたっては以下の点に留意し、丁寧な対応を図るよう強く求める。

記

1、域内交通実証事業について。

同事業については、委託料として1,500万円が計上されているが、令和5年度の下半期に行われた実証実験の結果を踏まえ、令和6年度に予定する実証実験の見直しに触れる答弁があった。令和6年度予算可決後にはなるが、早急に実証事業の内容を見直し、議会との協議による合意形成を図った後に、事業を実施するよう求める。

2、町民が主体となるまちづくりへ。

町は、外部からのアドバイスや提言を受けて事業実施を図る手法並びに大学、民間等と連携しつつ事業を進める手法を取り入れており、町の発展に寄与している。一方で、事業に至るまでのプロセスが町民に分かりづらいため、今後はイベント等を含め、事業の分かりやすい周知に努めるとともに、各分野における町民参画の機運を高めて、町民が主体となるまちづくりに取り組むことを求める。

以上、決議する。

令和6年3月21日。

東伊豆町議会。

以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。

これより、発議第1号 議案第14号令和6年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議に

ついてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

○議長（笠井政明君） 日程第9 議案第22号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第22号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の見直しにより、各地域密着型サービスの運営規程の改定が必要となることから条文の整備を図るものです。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第22号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

1枚おめくりください。

議案資料にて説明させていただきます。

改正内容につきましては、地域密着型サービスの各事業、介護予防地域密着型サービスの各事業の運営規程中に「虐待の防止のための措置に関する事項」の一文を加えます。

改正理由につきましては、令和３年４月から厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準により、すべての介護サービス事業者を対象に、地域密着型の介護保険サービスの運営規程において高齢者虐待の防止の措置を講じることとされました。

令和６年３月31日にてこの措置を講じるための経過措置期間が終了することから、この基準に準拠し、当町の条例を整備するものであります。

続きまして、新旧対照表を御覧ください。

「虐待の防止のための措置に関する事項」の一文を加える箇所ではありますが、第31条第８号に、第55条第８号に、第59条の12第10号に、第59条の34第９号に、第73条第10号に、第100条第10号に、第122条第７号に、第145条第９号に、第168条第７号に、第186条第８号にそれぞれ加えられます。

附則としまして、この条例は、令和６年４月１日から施行します。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第22号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

て

○議長（笠井政明君） 日程第10 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、廣沢一久。

提案理由を申し上げます。

現任の廣沢委員が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、再任をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 11 同意案第 2 号 東伊豆町教育委員会教育長の任命について

○議長（笠井政明君） 日程第11 同意案第 2 号 東伊豆町教育委員会教育長の任命についての同意を求める件を議題とします。

ここで、教育長、横山尋司君の退席を求めます。

（教育長 横山尋司君退場）

○議長（笠井政明君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました同意案第 2 号 東伊豆町教育委員会教育長の任命について。

東伊豆町教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町白田。

氏名、横山尋司。

提案理由を申し上げます。

現教育長が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、教育長を任命するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第 2 号 東伊豆町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

横山尋司君の入場を許します。

(教育長 横山尋司君入場)

◎日程第１２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長い間御苦労さまでした。

閉会 午前10時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____